

一 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第七款の二（略）</p> <p>第八款 その他資産等（第百七十八条―第百七十八条の五）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第八章（略）</p> <p>第八章の二 CVAリスク</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 先進的リスク測定方式（第二百七十条の四・第二百七十条の五）</p> <p>第四節 簡便的リスク測定方式（第二百七十条の五の二）</p> <p>第八章の三（略）</p> <p>第九章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第七款の二（略）</p> <p>第八款 その他資産等（第百七十八条―第百七十八条の三）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第八章（略）</p> <p>第八章の二 CVAリスク</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 先進的リスク測定方式（第二百七十条の四・第二百七十条の五）</p> <p>（新設）</p> <p>第八章の三（略）</p> <p>第九章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>（新設）</p>

例(第三百二条の十四)

第十章 オペレーショナル・リスク(第三百三条―第三百二十条)

第十一章 (略)

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇八 (略)

九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの

(1) (3) (略)

ロ 金融機関のTier1資本の額(次条二号又は第十四条第

二号の算式におけるTier1資本の額をいう。)又はコア資

本に係る基礎項目の額(第二十五条又は第三十七条の算式にお

けるコア資本に係る基礎項目の額をいう。)に算入される資本

調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

十〇十二 (略)

十二の二 内部モデル方式採用行 マーケット・リスク相当額の算

出において第二百七十二条の承認を受けて内部モデル方式を使用する銀行をいう。

十三〇八十二 (略)

第十章 オペレーショナル・リスク(第三百三条―第三百二十条)

第十一章 (略)

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇八 (略)

九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの

(1) (3) (略)

ロ 金融機関のTier1資本の額又は基本的項目に算入される

資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

十〇十二 (略)

(新設)

十三〇八十二 (略)

第二章 国際統一基準（連結自己資本比率）

（連結の範囲）

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十号まで又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロ、第二十六条第一項及び第二十九条第六項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第二項及び第二十八条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含まれないものとする。

（普通株式等Tier1資本の額）

第五条 （略）

第二章 国際統一基準（連結自己資本比率）

（連結の範囲）

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十号まで又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロ、第二十六条第一項及び第三十一条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第二項及び第三十一条第一項第二号ハにおいて「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含まれないものとする。

（普通株式等Tier1資本の額）

第五条 （略）

2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（第八条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。）であつて、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)及び第二十八条第二項第一号イ(1)において同じ。）である保険子法人等又は持分法（連結財務諸表規則第八条に規定する持分法をいう。以下この(1)、第九条第一項、第二十八条第二項第一号イ(1)及び第三十二条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあつては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんを含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するものをいう。第二十八条第二項第一号イ(1)において同じ。）をいう。第十条第二項第一号へにおいて同じ。）を含む。）の額

(2) (略)

ロへ (略)

ト 退職給付に係る資産の額

二七七 (略)

3・4 (略)

2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（第八条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。）であつて、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)において同じ。）である保険子法人等又は持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。以下この(1)、第九条第一項及び第三十二条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあつては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんを含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するものをいう。）をいう。第十条第二項第一号へにおいて同じ。）を含む。）の額

(2) (略)

ロへ (略)

ト 前払年金費用の額

二七七 (略)

3・4 (略)

(Tier 2資本の額)

第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇五 (略)

六 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用行においては第百五十一条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十九条第一項第五号イ、第二十八条第一項第五号イ及び第四十条第一項第三号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあつては、第百五十二条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の

(Tier 2資本の額)

第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇五 (略)

六 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用行においては第百五十一条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十九条、第二十九条及び第四十一条において同じ。）の額（当該額が第二条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあつては、第百五十二条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の

合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

255 (略)

（調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第

五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等（特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第二十九条第一項、第六十四条及び第一百五十四条の二第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の少数株主持分相当普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分

合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

255 (略)

（調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第

五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等（特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の少数株主持分相当普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下

の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。  
。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ（略）

二・三（略）

2・3（略）

4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段（自己株式（連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。第二十九条第二項において同じ。）に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第四条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。）であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号へにおいて

この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ（略）

二・三（略）

2・3（略）

4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段（自己株式（連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。）に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第四条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。）であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という

「自己保有資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする。

二・三 (略)

5 (略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第二十九条第五項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するもの)をいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率(第二十五条

。のうち普通株式に該当するものの額とする。

二・三 (略)

5 (略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(普通株式(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段(規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するもの)に限る。))をいう。))を含む。以下この条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第一号へにおい



に規定する連結自己資本比率を含む。)の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、第十条第二項第一号へ、第二十九条第四項及び第三十三条第二項第一号へにおいて(同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段を保有していると認められる場合(銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

て同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段を保有していると認められる場合(銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びへに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するもの

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するもの

の額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

イ・ロ (略)

ハ 当該銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社(同項第十一号に掲げる会社のうち従

の額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者又はこれに準ずる外国の者をいう。)の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ・ロ (略)

ハ 当該銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社(同項第十一号に掲げる会社のうち従

属業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十九条第六項第一号ハにおいて「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 当該銀行が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等（次条、第二十九条第六項第一号ニ及び第三十二条において「金融業務を営む関連法人等」という。）（イに掲げる者を除く。）

ホ・ヘ（略）

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か

属業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第三十一条第一項において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 当該銀行が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等（次条、第三十一条第一項及び第三十二条において「金融業務を営む関連法人等」という。）（イに掲げる者を除く。）

ホ・ヘ（略）

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの

ら特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三（略）

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除し

に限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三（略）

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対

た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

11 (略)

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 (略)

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号、第二十九条第九項第二号及び第四十一条第八項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

13 第九項第三号及び第十項各号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

11 (略)

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 (略)

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

13 第九項第三号及び第十項第三号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百五十二条第一号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ ホ (略)

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト (略)

二 特定取引勘定設置銀行において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百五十二条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ ホ (略)

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト (略)

二 特定取引勘定設置銀行において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトまでに定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特

則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 (略)

### 第三章 国際統一基準(単体自己資本比率)

#### (Tier2資本の額)

第十九条 第十四条第三号の算式において、Tier2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

五 次に掲げる額の合計額

定取引等(規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号からトまでに定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 (略)

### 第三章 国際統一基準(単体自己資本比率)

#### (Tier2資本の額)

第十九条 第十四条第三号の算式において、Tier2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〜四 (略)

五 次に掲げる額の合計額



イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十四条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあつては、第百五十二条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

255 (略)

（調整項目の額の算出方法）

第二十条 第十七条第二項第二号、第十八条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行が当該銀行の資本調達手段（自己株式（財務諸表等規則第八条第二十三項に規定する自己株式をいう。第四十一条第一項において同じ。）に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十四条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあつては、第百五十二条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

255 (略)

（調整項目の額の算出方法）

第二十条 第十七条第二項第二号、第十八条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行が当該銀行の資本調達手段（自己株式（財務諸表等規則第八条第二十三項に規定する自己株式をいう。）に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調

合を含む。)における当該資本調達手段(次号及び第三号、次項並びに次条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする。

二・三 (略)

2 (略)

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)

(以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。)を算出する銀行にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第四十一条第四項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するもの)をいい、規制金融機関の資本調達手段にあつて

調達手段(次号及び第三号、次項並びに次条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする。

二・三 (略)

2 (略)

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)

(以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。)を算出する銀行にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(普通株式(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段(規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準)において第十四条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。))を含む。以下この

は、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（第三十条に規定する単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、次条第二項第一号へ、第四十一条第三項及び第四十四条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行の普通株式、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段を保有していると認められる場合（銀行又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちそのTier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第

条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。）、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段をいう。以下この条において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行の普通株式、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段を保有していると認められる場合（銀行又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちそのTier 1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額とする。

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第

三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- 一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ロ又はハに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。
- 二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するも

三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

- 一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。
- 二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するも

の額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

5 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本調達手段を銀行が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

イ〜ハ (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

の額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

5 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者はこれに準ずる外国の者をいう。)の対象資本調達手段を銀行が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ〜ハ (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 (略)

7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控

6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 (略)

7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲

除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

8・9 (略)

10 第六項第三号及び第七項各号並びに第十七条第二項第一号口に掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

8・9 (略)

10 第六項第三号及び第七項第三号並びに第十七条第二項第一号口に掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 第十四条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第一百五十二条第一号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定設置銀行において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるものと特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び当該銀行における特定取引等に係る資産

四 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二条 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の

第二十一条 第十四条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第一百五十二条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定設置銀行において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトまでに定めるものと特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号イからトまでに定めるもの及び当該銀行における特定取引等に係る資産

四 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二条 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の



取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産(第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産(第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)

第四章 国内基準 (連結自己資本比率)

(連結自己資本比率の計算方法)

取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

第四章 国内基準 (連結自己資本比率)

(算式)

第二十五条 海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準（以下「国内基準」という。）のうち法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オパ・ブローショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第二十七条 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

- 一 特定取引勘定設置銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合
- イ 直近の期末から算出基準日までの間に於ける特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。
- ロ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

第二十五条 海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準（以下「国内基準」という。）のうち法第十四条の二第二号に定める基準（次条において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補充的項目＋準補充的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オパ・ブローショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第二十七条 銀行は、第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補充的項目を算入してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、直近の算出基準日において第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入している場合には、やむを得ない理由によりその算入を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して算入しなければならない。

ハ 直近の算出基準日において第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ 直近の算出基準日において第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(自己資本の額)

第二十八条 第二十五条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二 その他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。））、繰延ヘッ

(基本的項目)

第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。））、その他有価証券評価差額

（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識され

ジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）を除く。）

三 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額

四 コア資本に係る調整後少数株主持分の額

五 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第二十五条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行における信では、第五十二条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第五十二条第二号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 | 第二十五条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

るまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。第四十条第一項において同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（連結財務諸表規則第二十八条第十八号に規定するその他有価証券をいう。第三十三条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）を、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

一 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。以下同じ。）

二 営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第三十三条第二項第一号において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。同号において同じ。）

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適

<p>3   第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式</p> <p>一   無形固定資産（のれんに係るもの限り、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）であつて、連結子会社である保険子法人等又は持分法が適用される者に係る差額をいう。第三十三条第二項第一号へにおいて同じ。）を含む。）の額</p> <p>二   無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額</p> <p>ロ   繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額</p> <p>ハ   内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額</p> <p>ニ   証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額</p> <p>ホ   負債の時価評価（銀行又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額</p> <p>ヘ   退職給付に係る資産の額</p> <p>一   自己保有普通株式等の額</p> <p>三   意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額</p> <p>四   少数出資金融機関等の対象普通株式等の額</p> <p>五   特定項目に係る十パーセント基準超過額</p> <p>六   特定項目に係る十五パーセント基準超過額</p>	<p>格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額</p> <p>2   ステップ・アップ金利等の上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（専ら当該銀行の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等（以下「海外特別目的会社」という。）の発行する優先出資証券を含む。）の発行について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。</p> <p>3   海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。</p> <p>一   非累積的永久優先出資であること。</p> <p>二   無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。</p> <p>三   業務を継続しながら当該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。</p> <p>4   前項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて同項の適用があるものとする。</p> <p>一   当該償還を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。</p> <p>二   当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。</p>
--	--

をいう。

- 一 残余財産の分配について、最も劣後するものであること。
- 二 残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。
- 三 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。
- 四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
- 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
- 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

- 5 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする。
- 6 金融庁長官が別に定める銀行について、繰延税金資産の純額（繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。第三十三条第二項第一号において同じ。）に相当する額が第一項に規定する基本的项目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的项目の額から控除した額を当該銀行の基本的项目の額とする。

九 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者

と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結



- 
- 自己資本比率を維持することが見込まれること。
  - 六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。
  - 七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
  - イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
  - ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
  - ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
  - ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に關するものを除く。）がないこと。
  - ハ 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。
  - 九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
  - 十 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。
  - 十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により
-

取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十三 一定の時期の到来を条件として普通株式（前項に規定する普通株式をいう。次条において同じ。）へ転換されるものであること。

5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

（調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）

第二十九条 前条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀

（補完的項目）

第二十九条 第二十五条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二十五条の算式の分母（内部格付手法採用行にあつては、第二百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た

行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一 当該特定連結子法人等の第二十五条の算式の分母の額（当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。次号において同じ。）に四パーセントを乗じて得た額

二 第二十五条の算式の分母のうち当該特定連結子法人等に関するもの額（当該特定連結子法人等の同条の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に四パーセントを乗じて得た額

2 | 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式等の額は、銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の普通株式等（普通株式又は強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）をいい、自己株式に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通株式等（次項及び第三十三条第二項第一号へにおいて

額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第五十二条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。  
ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

「自己保有普通株式等」という。)の額とする。

3 前項に定める額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が自己保有普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

4 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式又は強制転換条項付優先株式を保有していると認められる場合(銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段の額とする。

5 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通株式等の額は、少数出資金融機関等(銀行及び連結子法人等がその総株主

と。

二 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 期限付劣後債務(契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。)

五 期限付優先株

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還(以下この条において「償還等」という。)の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である銀行の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である銀行が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びびへに掲げる者を除く。）をいう。第八項において同じ。）の対象普通株式等（対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう。以下この条及び第三十三条第二項第一号へにおいて同じ。）を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通株式等の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

6 前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通株式等を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。）における当該対象普通株式等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の

合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 当該銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当該連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）

ハ 当該銀行が金融業務を営む会社を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当該連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 当該銀行が関連法人等としている金融業務を営む関連法人等（イに掲げる者を除く。）

ホ 他の金融機関等であつて、当該銀行を子法人等とする親法人等である者（イに掲げる者を除く。）

ヘ 他の金融機関等であつて、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行を除く。）又は関連法人等である者（イからホまでに掲げる者を除く。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零

を下回る場合には、零とする。)

三 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

7 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等の対象普通株式等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。))の額から前条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。))から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。))を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。次号及び第三号において同じ。))に、その他金融機関等の対象普通株式等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合

を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8 第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10 第六項第三号及び第七項各号並びに前条第二項第一号口に掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する



繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

- 一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11| 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

12| 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段の額とする。

(準補完的項目)

第三十条 第二十五条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の二パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質の全てを有する劣後債務（以下この章及び次章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第三十四条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の四分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二十五条の信用リスク・アセットの額の合計額の二パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

- 一 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- 二 契約時における償還期間が二年以上のものであること。
- 三 約定された償還期日以前に償還されないものであること。
- 四 銀行が当該劣後債務の元利払いを行った後においても自己資本比率が四パーセント以上となる場合を除き、元利払いを行わないとの特約が付されていること。

(控除項目)

第三十一条 第二十五条の算式において控除項目の額は、次に掲げる

額の合計額とする。

一 他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の金融機関の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段を除く。以下この条及び第四十三条において同じ。）（以下「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。）の額

二 銀行又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額を合算した額

イ 金融子会社（保険会社等を除く。）であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの

ロ 当該銀行が金融業務を営む会社（保険会社等を除く。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 保険子法人等

ニ 金融業務を営む関連法人等

三 削除

四 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している銀行の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

<p>他の金融機関の資本調達手段</p> <p>一 第二十九条第一項第三号に掲げるもの及びこれに準ずるもの</p>	<p>自己資本比率の算出の際の額</p> <p>第二十九条第一項第一号から第三号までに掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p>
<p>二 第二十九条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 第二十九条第一項第四号及び第五号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの</p>

第三十二条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、第二十八条第二項、第二十九条第四項から第九項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二十五条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務

（比例連結）

第三十二条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める要件を満たす場合には、前条第一項の規定（同項第二号二に係る部分に限る。）にかかわらず、第二十五条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

（比例連結）

<p>額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>	<p>三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの</p>
<p>額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 短期劣後債務のうち、準備完的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>

を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等が、当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であつて、当該銀行持株会社又はその子会社（当該金融業務を営む関連法人等を除く。）が合算して当該金融業務を営む関連法人等の総株主等の議決権を保有している場合、当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

二 前号に掲げる場合以外の場合、次に掲げる全ての要件

イ 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

ロ 共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

ハ 共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

ニ 当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約

場 合	要 件
<p>一 当該金融業務を営む関連法人等が、当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社であつて、当該銀行持株会社又はその子会社（当該金融業務を営む関連法人等を除く。）が合算して当該金融業務を営む関連法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権を保有している場合</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合</p>	<p>当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。</p> <p>次に掲げるすべての要件</p> <p>イ 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び</p>

等がないこと。

2 | 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

2

前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法に

事業に関する契約を締結していること。

ロ 共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

ハ 共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

ニ 当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十三条 第二十五条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条第二号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

- 一 第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの
- イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）
- ロ 特定海外債権引当勘定
- ハ 支払承諾見返勘定
- ニ 派生商品取引に係る資産
- ホ 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金
- ヘ 自己保有普通株式等、対象資本調達手段、対象普通株式等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び

より連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十三条 第二十五条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

- 一 第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額、金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の純額に相当する額が第二十



退職給付に係る資産のうち、第二十八条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 第二十八条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

チ 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第二十九条第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

二・三 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第三十四条 第二十五条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リス

八条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び第三十一条第一項に定める控除項目の額

二・三 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第三十四条 第二十五条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リス

クを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第二十八条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第二十八条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第三十六条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二十五条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該

クを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第三十六条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二十五条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該

乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二十五条の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二十五条の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第二十八条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第二十八条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当

上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二十五条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二十五条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分につい

該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第二十八条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

#### 第五章 国内基準（単体自己資本比率）

##### （単体自己資本比率の計算方法）

第三十七条 国内基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（算出の方法等）

ては先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額の合計額から第二十九条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

#### 第五章 国内基準（単体自己資本比率）

##### （算式）

第三十七条 国内基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準（次条において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（算出の方法等）

第三十八条 単体自己資本比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第三十九条 次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

- 一 特定取引勘定設置銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合
- イ 直近の期末から自己資本比率の算出基準日までの間における特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。
- ロ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。
- ハ 直近の算出基準日において第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

第三十八条 単体自己資本比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、海外特別目的会社を有する銀行においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第四章に準ずることとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第三十九条 銀行は、第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、直近の算出基準日において第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入している場合には、やむを得ない理由によりその算入を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して算入しなければならない。

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ 直近の算出基準日において第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(自己資本の額)

第四十条 第三十七条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額

三 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第三十七条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、第百五十二条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五

(基本的項目)

第四十条 第三十七条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十

パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第二号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 | 第三十七条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

(2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ 負債の時価評価（銀行の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入され

二項に規定するその他有価証券をいう。第四十四条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

一 のれんに相当する額

二 営業権に相当する額

三 企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。第四十四条第二項第一号において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。同号において同じ。）

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 | ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）の発行について、発行予定株式等及び発行済株式等の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。

3 | 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、発行時の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

る額

へ 前払年金費用の額

二 自己保有普通株式等の額

三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額

五 特定項目に係る十パーセント基準超過額

六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一 残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

二 残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定めら

4 前項の優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持

分について基本的項目に算入できる。

一 非累積的永久優先出資であること。

二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

三 発行代り金が当該銀行に即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。

5 第三項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて前項の適用があるものとする。

一 当該償還を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。

6 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、第四項の適用はないものとする。

7 金融庁長官が別に定める銀行について、繰延税金資産に相当する額が第一項の基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回



れていないこと。

六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段

る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該銀行の基本的項目の額とする。

と明確に区別して記載されるものであること。

4 | 第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一 | 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。  
二 | 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 | 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 | 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 | 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ | 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実に付いて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ | 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が

行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。

ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。

八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を  
超えない範囲内で行われるものであること。

九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算  
定されるものでないこと。

十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうか  
を判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるもので  
ないこと。

十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により  
取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接  
又は間接に融通されたものでないこと。

十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関し  
て有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の  
発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十三 一定の時期の到来を条件として普通株式（前項に規定する普  
通株式をいう。次条において同じ。）へ転換されるものであるこ  
と。

5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これ  
らの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、こ  
れらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺する  
ことができる。

（調整項目の額の算出方法）

第四十一条 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式等の額は、

（補完的項目）

第四十一条 第三十七条の算式において補完的項目の額は、次の各号

銀行が当該銀行の普通株式等（普通株式又は強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）をいい、自己株式に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通株式等（次項及び第四十四条第二項第一号において「自己保有普通株式等」という。）の額とする。

2 前項に定める額を算出する場合において、銀行が自己保有普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

3 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、銀行が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二十五条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する銀行にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行の普通株式又は強

に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第二号に掲げる一般貸倒引当金については、第三十七条の算式の分母（内部格付手法採用行にあつては、第五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第五十二条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法

制転換条項付優先株式を保有していると認められる場合（銀行又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段の額とする。

4 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通株式等の額は、少数出資金融機関等（銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ロ又はハに掲げる者を除く。）をいう。第七項において同じ。）の対象普通株式等（対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう。以下この条及び第四十四条第二項第一号へにおいて同じ。）を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通株式等の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

5 前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において

人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら当該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

五 期限付優先株

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である銀行の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、ステップ・

同じ。)の対象普通株式等を銀行が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項の場合を除く。)における当該対象普通株式等の額から特定項目に係る十パーセント基準額(前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 他の金融機関等であつて、当該銀行を子法人等とする親法人等である者(イに掲げる者を除く。)

ハ 他の金融機関等であつて、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等(当該銀行を除く。)又は関連法人等である者(イ及びロに掲げる者を除く。)

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

6 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超

アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である銀行が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日とその償還期日とみなす。

過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通株式等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通株式等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
  - 二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
  - 三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 第四項に定める額並びに第五項第一号及び前項第一号に掲げる額



を算出する場合において、銀行が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

8 第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

9 第五項第三号及び第六項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金

負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

10| 第五項第三号及び第六項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

11| 第三項及び第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段の額とする。

第四十二条及び第四十三条 削除

(準補完的項目)

第四十二条 第三十七条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の二パーセントに相当する額を上回る場合においては、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第四十五条に定めるマーケット・リスク相

当額の合計額の十四分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第三十七条の信用リスク・アセットの額の合計額の二パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

(控除項目)

第四十三条 第三十七条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額
- 二 削除
- 三 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している銀行の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

<p>他の金融機関の資本調達手段</p> <p>一 第四十一条第一項第三号に掲げるもの及びこれに準ずるもの</p>	<p>自己資本比率の算出の際の額</p> <p>第四十一条第一項第一号から第三号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額</p>
<p>二 第四十一条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 第四十一条第一項第四号及び第五号に掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>
<p>三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十四条 第三十七条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条第二号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金(内部格付手法採用行にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。)

ロ 特定海外債権引当勘定

ハ 支払承諾見返勘定

ニ 派生商品取引に係る資産

ホ 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ 自己保有普通株式等、対象資本調達手段、対象普通株式等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第四十条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 第四十条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十四条 第三十七条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金

(内部格付手法採用行にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。)に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額、金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産に相当する額が第四十条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び前条第一項に定める控除項目の額

子 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第四十

一条第十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

二〇四 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第四十五条 第三十七条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第四十条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）

子

繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第四十

一条第十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

二〇四 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第四十五条 第三十七条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産  
(第四十条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。)

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十七条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第三十七条の算式の分母に加えない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第三十七条の算式の分母に加えない。

一・二 (略)

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十七条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第三十七条に定める算式の分母に加えない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第三十七条に定める算式の分母に加えない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十七条の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四十条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四十条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十七条の

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十七条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十七条に



算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四十条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十八条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額(国内基準行にあっては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。)又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乘じて得た額並びに第七十九条の五及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第八章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

三 (略)

2 (略)

定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十八条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乘じて得た額並びに第七十九条の五及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第八章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

三 (略)

2 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第六十四条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウエイトは、その第一種金融商品取引業者がパーゼル銀行監督委員会<sup>（一）</sup>の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第七十六条の二 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあつては第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第十四条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあつては第二十条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（令第四条第四項第三号に規定する出資をいう。次条第一項において同じ。）（次項及び第七十八条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第七十八条の二

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第六十四条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウエイトは、その第一種金融商品取引業者がパーゼル銀行監督委員会<sup>（一）</sup>の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第七十六条の二 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあつては第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第十四条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあつては第二十条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（令第四条第四項第三号に規定する出資をいう。次項及び第七十八条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第七十八条の二の規定の適用がないものと

の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 (略)

第七十六条の二の二 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二十五条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあっては第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第三十七条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあっては第四十一条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（次項及び第七十八条の二の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十五条の算式における自己資本の額（以下この

して算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 (略)

(新設)

条及び第七十八條の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十七條の算式における自己資本の額(以下この条及び第七十八條の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八條の二の二第一項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 | 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十五條の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十七條の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八條の二の二第二項において同じ。)を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第七十六條の二の三 標準的手法採用行が国内基進行である場合にあつては、第五十六條から前条までの規定にかかわらず、他の金融機

(新設)

関等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十九条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第四十一条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。第七十八条の二の三において同じ。）の対象資本調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第八條第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第二十条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。第七十八条の二の三において同じ。）のうち、対象普通株式等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十九条第五項に規定する対象普通株式等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第四十一条第四項に規定する対象普通株式等をいう。第七十八条の二の三において同じ。）に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第七十六条の四 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第二十九条第七項第一号又は第四十一条第六項第一号に規定する特定項目をいう。第七十八条の四において同じ。）のうち第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（新設）

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十八条 (略)

2 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用行が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額(以下この注において「換算額」という。)の八パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

(期待エクスポージャー方式)

第七十九条の四 (略)

2  
5  
4 (略)

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十八条 (略)

2 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用行が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額(以下この注において「換算額」という。)の八パーセント(海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、四パーセントとする。以下この注において同じ。)に相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

(期待エクスポージャー方式)

第七十九条の四 (略)

2  
5  
4 (略)

5 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P_{i,t}$ の算出において、当該担保による効果を勘案した $\Delta P_{i,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta P_{i,t}$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6～13 (略)

(プロテクションを提供した場合)

第三百三十六条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用行は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

5 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P_{i,t}$ の算出において、当該担保の効果 $\Delta P_{i,t}$ を勘案した $\Delta P_{i,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta P_{i,t}$ を計測することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6～13 (略)

(プロテクションを提供した場合)

第三百三十六条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用行は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセント（海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。）を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずる

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第三百三十九条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第七十九条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(適用除外)

ことにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第三百三十九条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第七十九条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(適用除外)



第四百四十八条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要な事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第五百五十二条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第五百五十二条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額がその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の同条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合をいうものとする。

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、株式会社等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定めるものに十パーセントを乗じて

第四百四十八条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要な事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第五百五十二条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第五百五十二条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額がその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の同条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合をいうものとする。

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、株式会社等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定めるものに十パーセントを乗じて

得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定めるものに五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

一 (略)

二 国内基準行である内部格付手法採用行 自己資本の額

(期待損失額)

第五十条 (略)

2・3 (略)

4 第三十六条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定めるものに五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

一 (略)

二 国内基準行である内部格付手法採用行 基本的項目及び補完的項目の合計額

(期待損失額)

第五十条 (略)

2・3 (略)

4 第三十六条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセント(海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては二千五百パーセントとする。)を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み

5・6 (略)

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額  
) 第五百二十二条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に掲げる額をいう。

一 国際統一基準行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第七十四条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第六十六条第一項第二号に掲げるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第七百七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第七百七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・ア

替えるものとする。

5・6 (略)

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額  
) 第五百二十二条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第七十四条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第六十六条第一項第二号に掲げるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第七百七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第四

セツトの額の合計額

- ロ 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第四十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。
- ハ 第八章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額
- ニ 第八章の三に定めるところにより算出した第四十八条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額
- イ 国内基進行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額
  - 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）
- ） 第六十六条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第七十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第七十八条の二の三の規定により算出される信用リスク・ア

第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

- 三 第八章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額
- 四 第八章の三に定めるところにより算出した第四十八条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

セットの額及び第七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第四十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

ハ 第八章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ニ 第八章の三に定めるところにより算出した第四十八条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）  
第百五十三条 （略）

2・3 （略）

4 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用行が付与する格付（以下「内部格付」という。）を

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）  
第百五十三条 （略）

2・3 （略）

4 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用行が付与する格付（以下「内部格付」という。）を

次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）をいう。  
（）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

5 (略)

6 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

5 (略)

6 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7 第三百三十六条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三百五十四条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(表略)

7 第三百三十六条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセント(海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。)を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三百五十四条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第六十三条若しくは第六十四条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

3・4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第五百五十七条 (略)

2〇5 (略)

6 内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エ

三 保証人又はプロテクション提供者が、第六十三条若しくは第六十四条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

3・4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第五百五十七条 (略)

2〇5 (略)

6 内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エ



クスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることを定める。

$$\text{掛目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

Tmは、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(その他資産等の取扱い)

第七十八条 (略)

2 第五十三条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)をいう。)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第七十八条の二 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、第五十三条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAD)をいう。)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

クスポージャーに係るものに限る。)に次の掛け目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることを定める。

$$\text{掛け目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

Tmは、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(その他資産等の取扱い)

第七十八条 (略)

2 第五十三条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第七十八条の二 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、第五十三条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAD)に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第百七十八条の二の二 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第百七十八条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EAD）に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

（新設）

（新設）

にあつては、第五百五十三条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD をこう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第七十八条の三 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、第五百五十三条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD をこう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第七十八条の四 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第五百五十三条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD をこう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第七十八条の三 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、第五百五十三条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

(国内基準行である場合に損益又は時価評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出)

第一百七十八条の五 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百三十八条 内部格付手法を用いる銀行については、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める要件を当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

- 一 国際統一基準行 第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。
- 二 国内基準行 当該銀行を国際統一基準行であるとみなして第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

(CVAリスク相当額の算出)

2 第二百七十条の二 (略)

(新設)

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百三十八条 内部格付手法を用いる銀行については、第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(CVAリスク相当額の算出)

2 第二百七十条の二 (略)

3 | 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行のいずれにも

(新設)

該当しない国内基進行にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

一 | 内部格付手法採用行

二 | 内部モデル方式採用行

三 | 先進的計測手法採用行

四 | 期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の四第一項(第五十七條第五項又は第六十五條第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けた銀行

4 | 第一項及び前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる銀行のい

(新設)

ずれにも該当しない国内基進行が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてCVAリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ金融庁長官に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならない。

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(五)とする。

(算式略)

2 | 5 | 6 (略)

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(五)に十二・五を乗じて得た額とする。

(算式略)

2 | 5 | 6 (略)

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の EAD

$D_{total}$  (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け  
トレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより  
生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る  
ものに限る。) を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定  
める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの EA  
 $D_{total}$  とする(イ)とがべきである。

$$\text{掛目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

$Tm$  は、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクの  
ワージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング  
・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット  
十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と  
読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式による CVA リスク相当額)

第二百七十条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出する CVA リ  
スク相当額は、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルに  
基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

2 7 (略)

第四節 簡便的リスク測定方式

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の EAD

$AD_{total}$  (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け  
トレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより  
生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る  
ものに限る。) を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定  
める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの E  
 $AD_{total}$  とする(イ)とがべきである。

$$\text{掛け目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

$Tm$  は、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクの  
ワージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・  
セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十營  
業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替  
えるものとする。

(先進的リスク測定方式による CVA リスク相当額)

第二百七十条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出する CVA リ  
スク相当額は、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルに  
基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額と  
する。

一・二 (略)

2 7 (略)

(新設)

(簡便的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十条の五の二 簡便的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額とする。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百七十条の八 (略)

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) は次の算式を用いて算出する。

【算式⑤を挿入】

$K_{cm}$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額 (第八号及び第九号において同じ。)

N は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数 (第八号及び第九号において同じ。)

DF は、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額

DF<sub>cap</sub> は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金 (債務不履行参加者の清算基金を除く。) に先立ち負担するものの額

(新設)

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百七十条の八 (略)

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) は次の算式を用いて算出する。

【算式①を挿入】

$K_{cm}$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額 (第八号及び第九号において同じ。)

N は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数 (第八号及び第九号において同じ。)

DF は、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額

DF<sub>cap</sub> は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金 (債務不履行参加者の清算基金を除く。) に先立ち負担するものの額

EBRM<sub>i</sub> は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者 i に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM<sub>i</sub> は、直接清算参加者 i が拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub> は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金

A<sub>Net,i</sub> は、直接清算参加者 i に対する EBRM<sub>i</sub> の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,1</sub> は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,2</sub> は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum_i A_{Net,i}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

11・111（略）

四 前号の場合において、第七十九条の二第三項第一号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

【算式⑥を挿入】

五・六（略）

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに

EBRM<sub>i</sub> は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者 i に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM<sub>i</sub> は、直接清算参加者 i が拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub> は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金

A<sub>Net,i</sub> は、直接清算参加者 i に対する EBRM<sub>i</sub> の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,1</sub> は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,2</sub> は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum_i A_{Net,i}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

11・111（略）

四 前号の場合において、第七十九条の二第三項第一号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

【算式⑥を挿入】

五・六（略）

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに



分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 $DF_{corp}$  が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの  $DF_{corp}$  は  $\sum A_{Net,i}$  の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が抛出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{cm}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) を算出することを要する。

【算式⑦を挿入】

$DF^*$  は、当該適格中央清算機関に対する銀行の未抛出の清算基金の額

$DF^*$  は、直接清算参加者  $i$  の未抛出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未抛出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) を算出することを要する。

【算式⑧を挿入】

$IM$  は、当該適格中央清算機関に銀行が抛出した当初証拠金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑨を挿入】

$TE$  は、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 $DF_{corp}$  が当該区分ごとに分別管理されていない場合は、当該区分ごとの  $DF_{corp}$  は  $\sum A_{Net,i}$  の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が抛出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{cm}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) を算出することを要する。

【算式③を挿入】

$DF^*$  は、当該適格中央清算機関に対する銀行の未抛出の清算基金の額

$DF^*$  は、直接清算参加者  $i$  の未抛出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未抛出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) を計算することを要する。

【算式④を挿入】

$IM$  は、当該適格中央清算機関に銀行が抛出した当初証拠金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑤を挿入】

$TE$  は、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする銀行について、次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ 国際統一基準行 第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

ロ 国内基準行 当該銀行を国際統一基準行であるとみなして第

二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が四

・五パーセント以上であること。

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例)

第三百二条の十四 第七十八条の二の三から第七十八条の四までの規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「内部格付手法採用行」

DFは、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする銀行について、第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

(新設)

(新設)

とあるのは「銀行」と、「第百五十三条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「前六節の規定にかかわらず」と、「に係るエクスポート・リスキーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポート・リスキーの額 (EAD をいう。）」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。

(承認の基準)

第三百十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 九 (略)

十 次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ 国際統一基準行 第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

ロ 国内基準行 当該銀行を国際統一基準行であるとみなして第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七条第四

(承認の基準)

第三百十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 九 (略)

十 第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七条第四

項第五号イ、第十八条第四項第五号イ、第十九条第四項第五号イ、第二十八条第四項第五号イ及び第四十条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行以外の銀行に対するものを、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2  
(略)

(經由官庁)

第三百二十二条 銀行（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ、第十八条第四項第五号イ、第十九条第四項第五号イ、第二十八条第四項第五号イ又は第四十条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を經由してしなければならない。

2  
4  
(略)

附則

項第五号イ、第十八条第四項第五号イ及び第十九条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行以外の銀行に対するものを、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2  
(略)

(經由官庁)

第三百二十二条 銀行（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ、第十八条第四項第五号イ又は第十九条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を經由してしなければならない。

2  
4  
(略)

附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用行になる銀行並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用行になる銀行であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により自己資本比率を計算している銀行及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用行になる銀行は、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用行になる銀行又は先進的内部格付手法採用行になる銀行のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行になる銀行に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する銀行以外の銀行及び同項ただし書に規定する銀行は、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用行になる銀行並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用行になる銀行であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により自己資本比率を計算している銀行及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用行になる銀行は、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント(海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント)で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用行になる銀行又は先進的内部格付手法採用行になる銀行のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行になる銀行に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する銀行以外の銀行及び同項ただし書に規定する銀行は、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条

に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

(削る)

に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント(海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント)で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

(海外特別目的会社の発行する優先出資証券に関する経過措置)

第十八条 平成十九年九月三十日前に海外特別目的会社の発行する優先出資証券を基本的項目の二十五パーセントを超えて算入していた場合にあつては、新告示第四十条第三項の規定にかかわらず、平成十九年九月三十日以降も当該算入分を基本的項目に算入することができる。

二 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充  
実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第七款の二（略）</p> <p>第八款 その他資産等（<u>第百五十六条―第百五十六条の五</u>）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第六章の二 CVAリスク</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 先進的リスク測定方式（<u>第二百四十八条の四・第二百四十八条の五</u>）</p> <p>第四節 簡便的リスク測定方式（<u>第二百四十八条の五の二</u>）</p> <p>第六章の三（略）</p> <p>第七章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第七款の二（略）</p> <p>第八款 その他資産等（<u>第百五十六条―第百五十六条の三</u>）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第六章の二 CVAリスク</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 先進的リスク測定方式（<u>第二百四十八条の四・第二百四十八条の五</u>）</p> <p>（新設）</p> <p>第六章の三（略）</p> <p>第七章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>（新設）</p>

例(第二百八十条の十四)

第八章 オペレーショナル・リスク(第二百八十一条―第二百九十条八条)

第九章 (略)

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇八 (略)

九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの

(1) (3) (略)

ロ 金融機関のTier1資本の額(第二条第二号の算式におけるTier1資本の額をいう。)又はコア資本に係る基礎項目

の額(第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額を

いう。)に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

十〇十二 (略)

十二の二 内部モデル方式採用行 マーケット・リスク相当額の算

出において第二百五十条の承認を受けて内部モデル方式を使用する銀行持株会社をいう。

十三〇八十二 (略)

第八章 オペレーショナル・リスク(第二百八十一条―第二百九十条八条)

第九章 (略)

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇八 (略)

九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの

(1) (3) (略)

ロ 金融機関のTier1資本の額又は基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

十〇十二 (略)

(新設)

十三〇八十二 (略)



第二章 国際統一基準

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行持株会社が銀行及び法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロ、第十条第一項及び第十八条第六項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第十五条第二項及び第十七条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 (略)

第二章 国際統一基準

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行持株会社が銀行及び法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロ、第十条第一項及び第二十条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第十五条第二項及び第二十条第一項第二号ハにおいて「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 (略)

2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るもの限り、のれん相当差額（他の金融機関等（第八条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。）であつて、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)及び第十七条第二項第一号イ(1)において同じ。）である保険子法人等又は持分法（連結財務諸表規則第八条に規定する持分法をいう。以下この(1)、第九条第一項、第十七条第二項第一号イ(1)及び第二十一条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあつては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんを含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するものをいう。第十七条第二項第一号イ(1)において同じ。）をいう。第十条第二項第一号へにおいて同じ。）を含む。）の額

(2) (略)

ロ〜ヘ (略)

ト 退職給付に係る資産の額

二〜七 (略)

3・4 (略)

2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るもの限り、のれん相当差額（他の金融機関等（第八条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。）であつて、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)において同じ。）である保険子法人等又は持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。以下この(1)、第九条第一項及び第二十一条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあつては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんを含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するものをいう。）をいう。第十条第二項第一号へにおいて同じ。）を含む。）の額

(2) (略)

ロ〜ヘ (略)

ト 前払年金費用の額

二〜七 (略)

3・4 (略)

(Tier 2資本の額)

第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇五 (略)

六 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用行においては第二百二十九条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十七条第一項第五号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあつては、第三百三十条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第

(Tier 2資本の額)

第七条 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一〇五 (略)

六 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用行においては第二百二十九条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十九条において同じ。）の額（当該額が第二条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあつては、第三百三十条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第

百三十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

255 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等（特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第十八条第一項、第四十二条及び第百三十二条の二第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）。以下「銀行告示」という。）第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ

百三十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

255 (略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等（特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）。以下「銀行告示」という。）第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連

。 ) のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額 ( 当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。 ) をいう。以下この号において同じ。 ) のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等 Tier 1 資本に係る第三者持分割合 ( 特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。 ) を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ ( 略 )

二・三 ( 略 )

2・3 ( 略 )

4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行持株会社又は連結子法人等が当該銀行持株会社又は連結子法人等の資本調達手段 ( 自己株式 ( 連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。第十八条第二項において同じ。 ) に該当するものを除く。 ) を保有している場合 ( 法人等 ( 令第四条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。 ) であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者 ( 以下この条において「連結範囲外の法人等」という。 ) に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当す

結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額 ( 当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。 ) をいう。以下この号において同じ。 ) のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等 Tier 1 資本に係る第三者持分割合 ( 特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。 ) を乗じて得た額以下の額とする。

イ・ロ ( 略 )

二・三 ( 略 )

2・3 ( 略 )

4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行持株会社又は連結子法人等が当該銀行持株会社又は連結子法人等の資本調達手段 ( 自己株式 ( 連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。 ) に該当するものを除く。 ) を保有している場合 ( 法人等 ( 令第四条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。 ) であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者 ( 以下この条において「連結範囲外の法人等」という。 ) に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これ

ると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該資本調達手段(次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする。

二・三 (略)

5 (略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行持株会社又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第十八条第五項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。))、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつ

に準ずる場合を含む。)における当該資本調達手段(次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする。

二・三 (略)

5 (略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行持株会社又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(普通株式(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段(規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。))を含む。以下こ

ては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第十四条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、第十条第二項第一号へ、第十八条第四項、第二十二條第二項第一号へ、第五十条の二の三及び第五十六條の二の三において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行持株会社又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（銀行持株会社若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に

の条において同じ。）、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行持株会社又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（銀行持株会社若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に

相当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行持株会社及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びへに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

該当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行持株会社及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。



二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者又はこれに準ずる外国の者をいう。）の対象資本調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちそ

段に相当するもの額とする。

イ・ロ (略)

ハ 当該銀行持株会社が銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社(同項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第十八条第六項第一号ハにおいて「金融業務を営む会社」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げる者を除く。)

ニ 当該銀行持株会社が金融業務を営む会社を関連法人等として  
いる場合における当該関連法人等(次条、第十八条第六項第一号ニ及び第二十一条において「金融業務を営む関連法人等」という。)(イに掲げる者を除く。)

ホ・ヘ (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するもの額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号

の他Tier1資本調達手段に該当するもの額とする。

イ・ロ (略)

ハ 当該銀行持株会社が銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社(同項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十条第一項において「金融業務を営む会社」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げる者を除く。)

ニ 当該銀行持株会社が金融業務を営む会社を関連法人等として  
いる場合における当該関連法人等(次条、第二十条第一項及び第二十一条において「金融業務を営む関連法人等」という。)(イに掲げる者を除く。)

ホ・ヘ (略)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するもの額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号

までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三 (略)

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。))の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。))から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に

までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

二 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三 (略)

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。))及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。))の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。))から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの額から前項第一号

係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

11 (略)

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 (略)

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十八条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

13 第九項第三号及び第十項各号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる額

に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

11 (略)

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 (略)

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

13 第九項第三号及び第十項第三号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる

延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

14 (略)

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項及び第二十一条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 (略)

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下こ

繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

14 (略)

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行持株会社及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項及び第二十一条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 (略)

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

の項及び第二十一条第四項において同じ。)に依じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三・四 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第二十六条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百三十条第一号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ ホ (略)

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト (略)

三・四 (略)

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第二十六条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百三十条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ ホ (略)

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト (略)

二 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 (略)

第三章 国内基準

(連結自己資本比率の計算方法)

第十四条 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社の自己資本比率基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オン・プレジヨナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十六条 銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

二 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトまでに定めるもの並びに銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 (略)

第三章 国内基準

(算式)

第十四条 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社の自己資本比率基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オン・プレジヨナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十六条 銀行持株会社は、第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項

一 当該銀行持株会社に係る直近の期末から算出基準日までの間に  
おける銀行持株会社及びその子会社の特定取引等に係る資産及び  
負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、  
直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十  
パーセントに相当する額未満であること。

二 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における銀  
行持株会社及びその子会社の特定取引等に係る資産及び負債の合  
計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における連結  
貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額  
未満であること。

三 直近の算出基準日において第十四条の算式にマーケット・リス  
ク相当額に係る額を算入していないこと。

(自己資本の額)

第十七条 第十四条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は  
、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額（社  
外流出予定額を除く。）

二 その他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金（連結財  
務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証  
券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）、繰延ヘッ  
ジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定す  
る繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。）及び土

目を算入してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、直近の算出基準日において第十四条の  
算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入している場合には  
、やむを得ない理由によりその算入を中断する旨をあらかじめ金融  
庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して算入しなければなら  
ない。

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非  
累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号  
及び第五号に掲げるものを除く。）  
、その他有価証券評価差損（連  
結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価  
証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額  
金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手  
段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるま  
で純資産の部に繰り延べる方法をいう。）を適用する場合にあって  
は、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益



地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）を除く。）

三 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額

四 コア資本に係る調整後少数株主持分の額

五 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十四条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、第三百三十条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第三百三十条第二号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

2 | 第十四条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限る、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等を

（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。第二十二条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

一 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。以下同じ。）

二 営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第二十二条第二項第一号において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。同号において同じ。）

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 | ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋

いう。)であつて、連結子会社である保険子法人等又は持分法が適用される者に係る差額をいう。第二十二條第二項第一号へにおいて同じ。)を含む。)の額

(2) 無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額

ロ 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額

ハ 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ 負債の時価評価(銀行持株会社又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。)により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額

ヘ 退職給付に係る資産の額

二 自己保有普通株式等の額

三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額

五 特定項目に係る十パーセント基準超過額

六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一 残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

然性を有する株式等(専ら当該銀行持株会社及びその子会社の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等(以下「海外特別目的会社」という。)の発行する優先出資証券を含む。)の発行について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。

一 非累積的永久優先出資であること。

二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

三 発行代り金が当該銀行に即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当該銀行持株会社及びその子会社の損失の補てんに充当されるものであること。

4 前項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて同項の適用があるものとする。

一 当該償還を行った後において当該銀行持株会社及びその子会社が十分な連結自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。

二 残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるもので

5 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする。

6 金融庁長官が別に定める銀行持株会社について、繰延税金資産の純額（繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。第十二条第二項第一号において同じ。）に相当する額が第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該銀行持株会社の基本的項目の額とする。

ないこと。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有する

ものとするための特約が定められていないこと。

四| 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五| 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ| 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ| 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ| その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)| 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2)| 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六| 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当

- 
- 該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。
- 七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
- ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
- ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。
- ハ 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。
- 九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
-

十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十三 一定の時期の到来を条件として普通株式（前項に規定する普通株式をいう。次条において同じ。）へ転換されるものであること。

5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

（調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）

第十八条 前条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（銀行告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行持株会社の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合

（補完的項目）

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母（内部格付手法採用行にあつては、第三百三十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することが

にあつては、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

一 当該特定連結子法人等の銀行告示第二十五条の算式の分母の額(当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。次号において同じ。)に四パーセントを乗じて得た額

二 第十四条の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額(当該特定連結子法人等の銀行告示第二十五条の算式の分母の額に関連するものの額をいう。)に四パーセントを乗じて得た額

2 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式等の額は、銀行持株会社又は連結子法人等が当該銀行持株会社又は連結子法人等の普通株式等(普通株式又は強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。))をいい、自己株式に該当するものを除く。)を保有している場合(法人等であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者(以下この条において「連結範囲外の法人等」という。))に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該普通株式等(次項及び第二十二条第二項

できるものとし、第二号ロに掲げる額については、第三百三十条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。))については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金

ロ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 期限付劣後債務(契約時における償還期間が五年を超えるもの



3 第一号へにおいて「自己保有普通株式等」という。）の額とする。  
前項に定める額を算出する場合において、銀行持株会社又は連結子法人等が自己保有普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

4 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、銀行持株会社又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行持株会社又は連結子法人等の普通株式又は強制転換条項付優先株式を保有している」と認められる場合（銀行持株会社若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段の額とする。

5 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通株式等の額は、少数出資金融機関等（銀行持株会社及び連結子法人等がそ

に限る。）

#### 五 期限付優先株

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である銀行持株会社又はその子会社の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該銀行持株会社及びその子会社が十分な連結自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である銀行持株会社又はその子会社が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日とその償還期日とみなす。

の総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びヘに掲げる者を除く。）をいう。第八項において同じ。）の対象普通株式等（対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう。以下この条、第二十二條第二項第一号へ、第五十四條の二の三及び第五十六條の二の三において同じ。）

を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合）に相当する額（当該銀行と認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通株式等の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

6 | 前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 | その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通株式等を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合）に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。）における当該対象普通

株式等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 当該銀行持株会社及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）

ハ 当該銀行持株会社が金融業務を営む会社を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 当該銀行持株会社が関連法人等としている金融業務を営む関連法人等（イに掲げる者を除く。）

ホ 他の金融機関等であつて、当該銀行持株会社を子法人等とする親法人等である者（イに掲げる者を除く。）

ヘ 他の金融機関等であつて、当該銀行持株会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行持株会社を除く。）又は関連法人等である者（イからホまでに掲げる者を除く。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か

ら特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通株式等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通株式等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除し

た額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8 第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行持株会社又は連結子法人等が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10 第六項第三号及び第七項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる

額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

- 一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11| 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

12| 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段の額とする。

第十九条及び第二十条 削除

(準補完的項目)

第十九条 第十四条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の二パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第二十三条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の四分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第十四条の信用リスク・アセットの額の合計額の二パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

- 一 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- 二 契約時における償還期間が二年以上のものであること。
- 三 約定された償還期日以前に償還されないものであること。
- 四 銀行持株会社又はその子会社が当該劣後債務の元利払いを行った後においても連結自己資本比率が四パーセント以上となる場合を除き、元利払いを行わないとの特約が付されていること。

(控除項目)

第二十条 第十四条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 他の銀行持株会社若しくはその子会社又は長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその子会社又はその他の金融機関（以下この条及び第二十条において「銀行持株会社等」という。）の連結自己資本比率又は自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の銀行持株会社等の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の銀行持株会社等の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段を除く。以下この条において同じ。）（以下「意図的に保有している他の銀行持株会社等の資本調達手段」という。）の額
- 二 銀行持株会社又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額を合算した額
  - イ 金融子会社（保険会社等を除く。）であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの
  - ロ 当該銀行持株会社が金融業務を営む会社（保険会社等を除く



<p>一 第十八条第一項第四号に</p>	<p>第十八条第一項第一号から第四号ま</p>
<p>他の金融機関の資本調達手段</p>	<p>自己資本比率の算出の際の額</p>

一) を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するた  
 め、連結の範囲に含まれないもの(イに掲げるものを除く。)  
 ハ 保険子法人等  
 ニ 金融業務を営む関連法人等  
 三 削除  
 四 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額  
 2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の銀行持株会社等の資本調達手段が当該他の銀行持株会社等にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

第二十一条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、第十七条第二項、第十八条第四項から第九項まで及

（比例連結）

<p>掲げるもの及びこれに準ずるもの</p>	<p>二 第十八条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの</p>
<p>で掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額</p>	<p>次に掲げるものの合計額 イ 第十八条第一項第五号及び第六号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるもの額を上回る場合における当該上回る額</p>	<p>次に掲げるものの合計額 イ 短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるもの額を上回る場合における当該上回る額</p>

（比例連結）

第二十一条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項の規定（同項第二号二に係る部分に限

び次条第二項の規定にかかわらず、第十四条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一～三 (略)

四 当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行持株会社が当該銀行持株会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十二条 第十四条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第二十六条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百三十条第二号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入し

る。)にかかわらず、第十四条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

一～三 (略)

四 当該銀行持株会社が当該銀行持株会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十二条 第十四条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第二十六条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百三十条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入し

ない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

ロ 特定海外債権引当勘定

ハ 支払承諾見返勘定

ニ 派生商品取引に係る資産

ホ 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ 自己保有普通株式等、対象資本調達手段、対象普通株式等、

無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び

退職給付に係る資産のうち、第十七条第二項の規定によりコア

資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 第十七条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

チ 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第十八

条第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に

掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

二 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十三条 第十四条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る

ない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合

又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特

定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する

額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券につ

いて連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値で

ある場合の当該控除した額、有価証券等及びその対価の受渡し又

は決済を行う取引に係る未収金に相当する額、金融庁長官が別に

定める銀行持株会社について繰延税金資産の純額に相当する額が

第十七条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相

当する額を上回る場合は当該上回る額及び第二十条第一項に定め

る控除項目の額

二 (略)

3 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十三条 第十四条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、銀行持株会社及び連結子法人等における特定取引等に係る

資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第十七条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）を対象とし、第七章に定めるところにより算出するものとする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（銀行持株会社の子会社における本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第二十五条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十四条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 （略）

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定め

資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産を対象とし、第七章に定めるところにより算出するものとする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（銀行持株会社の子会社における本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第二十五条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 （略）

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定め

る率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部

る率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先

分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)  
第二十六条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額(国内基準行にあつては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。)又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十七条の五及び第二十四条から第二十三条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)  
第二十六条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十七条の五及び第二十四条から第二十三条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

三 (略)

2 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第四十二条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第五十四条の二 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。))を除く。)に係る出資(令第四条第四項第三号に規定する出資をいう。次条第一項において同じ。)

(次項及び第百五十六条の二において「対象出資」という。)のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(第二条第三号の算式における総自己資本の額(この条及び第百五十六条の二の規定の適用

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

三 (略)

2 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第四十二条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第五十四条の二 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。))を除く。)に係る出資(令第四条第四項第三号に規定する出資をいう。)(次項及び第百五十六条の二において「対象出資」という。)のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(第二条第三号の算式における総自己資本の額(こ

の条及び第百五十六条の二の規定の適用がないものとして算出した



がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の二第二項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 (略)

第五十四条の二の二 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)を除く。)に係る出資(次項及び第百五十六条の二の二において「対象出資」という。)のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(第十四条の算式における自己資本の額(以下この条及び第百五十六条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の二の二第一項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額(第十四条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の二の二第二項において同じ。)を上回

額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の二第二項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 (略)

(新設)

るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第五十四条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。第二百五十六条の二の三において同じ。)の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第五十四条の四 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、特定項目(第十八条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第二百五十六条の三の二において同じ。)のうち第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第五十六条 (略)

2 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想

(新設)

(新設)

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第五十六条 (略)

2 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想

定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用行が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額(以下この注において「換算額」という。)の八パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十七条の四 (略)

2～4 (略)

5 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条

定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用行が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額(以下この注において「換算額」という。)の八パーセント(海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない標準的手法採用行においては、四パーセントとする。以下この注において同じ。)に相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十七条の四 (略)

2～4 (略)

5 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条

において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する冊送ロロの算出において、当該担保による効果を勘案したロロを用いることにより同項第二号に規定する冊送ロロを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6～13 (略)

(プロテクションを提供した場合)

第一百十四条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用行は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リス

において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する冊送ロロの算出において、当該担保の効果<sup>を勘案したロロ</sup>を用いることにより同項第二号に規定する冊送ロロを計測することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6～13 (略)

(プロテクションを提供した場合)

第一百十四条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用行は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセント(海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社としていない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。)を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リス

ク・アセットの額の算出方法の特例)

第一百七十七条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十七条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットイング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(適用除外)

第二百二十六条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することが

ク・アセットの額の算出方法の特例)

第一百七十七条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十七条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットイング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(適用除外)

第二百二十六条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することが

できる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第百三十条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第百三十条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定めるものに十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定めるものに五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

一 (略)

二 国内基進行である内部格付手法採用行 自己資本の額

(期待損失額)

できる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第百三十条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第百三十条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定めるものに十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定めるものに五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

一 (略)

二 国内基進行である内部格付手法採用行 基本的項目及び補完的項目の合計額

(期待損失額)

第二百二十八条 (略)

2・3 (略)

4 第百十四条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(一般貸倒引当金の配分)

第百二十九条 (略)

2 内部格付手法採用行は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針にのっとり、一般貸倒引当金を区分することができる。

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十八条 (略)

2・3 (略)

4 第百十四条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセント(海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。)

を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(一般貸倒引当金の配分)

第百二十九条 (略)

2 内部格付手法採用行は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針にのっとり、一般貸倒引当金を区分することができる。

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第三百三十条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に掲げる額をいう。

一 国際統一基準行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額

イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百五十二条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百四十四条第一項第二号に掲げるPDLGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百五十六条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第百五十六条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第二十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行

第三百三十条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百五十二条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百四十四条第一項第二号に掲げるPDLGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百五十六条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち第二号第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第二十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。



- 「とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。」<sup>ロ</sup>
- ハ 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額
- ニ 第六章の三に定めるところにより算出した第二十六条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額
- 二 国内基準行である内部格付手法採用行 次に掲げる額の合計額
- イ 内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）  
 ）、 第四百四十四条第一項第二号に掲げる PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、 第五百五十六条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、 第五百五十六条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び 第五百五十六条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額
- ロ 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第
- 三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額
- 四 第六章の三に定めるところにより算出した第二十六条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

二十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

ハ 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ニ 第六章の三に定めるところにより算出した第二十六条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第九十一条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用行が付与する格付(以下「内部格付」という。)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クラテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)をいう。  
( )に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号口ただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表に

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第九十一条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用行が付与する格付(以下「内部格付」という。)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クラテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号口ただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優

において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

5 (略)

6 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第九十一条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EADをいう。)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7 第百十四条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パー

又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

5 (略)

6 内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第九十一条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7 第百十四条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセント

セントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)  
第三百三十二条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十一条若しくは第四十二条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまで

(海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。)を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)  
第三百三十二条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十一条若しくは第四十二条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまで

に掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

3・4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十五条 (略)

2〇5 (略)

6 内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エクススポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目 $=\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第五十七条の四第七項の規定を準用して算出したリスクの

に掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

3・4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十五条 (略)

2〇5 (略)

6 内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エクススポージャーに係るものに限る。)に次の掛け目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛け目 $=\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第五十七条の四第七項の規定を準用して算出したリスクの

ペーゾン期間。この場合において、同項第一号中「ネットインヅ・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットインヅ・セット 十営業日」とあるのは、「ネットインヅ・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(その他資産等の取扱い)

第二百五十六条 (略)

2 第三百三十一条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD をいう。) に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第二百五十六条の二 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD をいう。) に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD をいう。)

ペーゾン期間。この場合において、同項第一号中「ネットインヅ・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットインヅ・セット 十営業日」とあるのは、「ネットインヅ・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(その他資産等の取扱い)

第二百五十六条 (略)

2 第三百三十一条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD ) に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第二百五十六条の二 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあつては、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に千二

）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第百五十六条の二の二 内部格付手法採用行が国内基準行である場合

にあつては、第百三十一条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五

十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第百五十六条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合

にあつては、第百三十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

百五十パーセントを乗じた額とする。

（新設）

（新設）

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第百五十六条の三 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(ADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第百五十六条の四 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(国内基準行である場合に損益又は時価評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出)

第百五十六条の五 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第百五十六条の三 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(AD)に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

(新設)



算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百十六条 内部格付手法を用いる銀行持株会社については、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定める要件を当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

一 国際統一基準行 第二条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

二 国内基準行 当該銀行持株会社を国際統一基準行であるとみなして第二条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十八条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない国内基準行にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

一 内部格付手法採用行

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百十六条 内部格付手法を用いる銀行持株会社については、第二条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十八条の二 (略)

2 (略)

(新設)

- 二 内部モデル方式採用行
  - 三 先進的計測手法採用行
  - 四 期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の四第一項（第三百二十五条第五項又は第四百三十三条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた銀行持株会社
  - 4 第一項及び前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない国内基準行が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてCVAリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ金融庁長官に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならない。
- （標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）
- 第二百四十八条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額（ $\Sigma$ とする。）とする。
- （算式略）
- 2 6 （略）
- 7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD<sup>700</sup>（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定

- （新設）
- （標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）
- 第二百四十八条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額（ $\Sigma$ に十二・五を乗じて得た額とする。）とする。
- （算式略）
- 2 6 （略）
- 7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD<sup>700</sup>（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定

める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの  $EA_{total}$  とするものとする。

$$\text{掛目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

$Tm$  は、第五十七条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式による CVA リスク相当額)

第二百四十八条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出する CVA リスク相当額は、第二百五十条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。

- 一・二 (略)
- 2～7 (略)

#### 第四節 簡便的リスク測定方式

(簡便的リスク測定方式による CVA リスク相当額)

第二百四十八条の五の二 簡便的リスク測定方式を用いて算出する CVA リスク相当額は、第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの

める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの  $EA_{total}$  とするものとする。

$$\text{掛け目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

$Tm$  は、第五十七条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式による CVA リスク相当額)

第二百四十八条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出する CVA リスク相当額は、第二百五十条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額とする。

- 一・二 (略)
- 2～7 (略)

#### (新設)

(新設)

額に十二パーセントを乗じて得た額とする。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十八条の八 (略)

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

1 所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

【算式⑤を挿入】

$K_{CM}^*$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額 (第八号及び第九号において同じ。)

$N$  は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数 (第八号及び第九号において同じ。)

$DF$  は、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$  は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金 (債務不履行参加者の清算基金を除く。) に先立ち負担するものの額

$EBRM_i$  は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者  $i$  に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

$IM_i$  は、直接清算参加者  $i$  が拠出した当初証拠金 (第九号におい

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十八条の八 (略)

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

1 所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

【算式①を挿入】

$K_{CM}^*$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額 (第八号及び第九号において同じ。)

$N$  は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数 (第八号及び第九号において同じ。)

$DF$  は、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$  は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金 (債務不履行参加者の清算基金を除く。) に先立ち負担するものの額

$EBRM_i$  は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者  $i$  に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

$IM_i$  は、直接清算参加者  $i$  が拠出した当初証拠金 (第九号におい

て同じ。)

$DF_i$  は、直接清算参加者  $i$  が拠出した清算基金

$A_{Net,i}$  は、直接清算参加者  $i$  に対する  $EBRM_i$  の額（第八号及び第九号において同じ。)

$A_{Net,1}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。)

$A_{Net,2}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。)

$\sum_i A_{Net,i}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。)

二・三 (略)

四 前号の場合において、第五十七条の二第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

【算式⑥を挿入】

五・六 (略)

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 $DF_{CCP}$  が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの  $DF_{CCP}$  は  $\sum_i A_{Net,i}$  の額の割合に応じた額とする。

同じ。)

$DF_i$  は、直接清算参加者  $i$  が拠出した清算基金

$A_{Net,i}$  は、直接清算参加者  $i$  に対する  $EBRM_i$  の額（第八号及び第九号において同じ。)

$A_{Net,1}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。)

$A_{Net,2}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。)

$\sum_i A_{Net,i}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。)

二・三 (略)

四 前号の場合において、第五十七条の二第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

【算式②を挿入】

五・六 (略)

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 $DF_{CCP}$  が当該区分ごとに分別管理されていない場合は、当該区分ごとの  $DF_{CCP}$  は  $\sum_i A_{Net,i}$  の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{\text{can}}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{\text{can}}$ ) を算出することを要する。

【算式⑦を挿入】

$DF^*$ は、当該適格中央清算機関に対する銀行持株会社の未拠出の清算基金の額

$DF^*$ は、直接清算参加者*i*の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{\text{can}}$ ) を算出することを要する。

【算式⑧を挿入】

$IM$ は、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した当初証拠金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑨を挿入】

$TJE$ は、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

$DF$ は、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した清算基金の額

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{\text{can}}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{\text{can}}$ ) を算出することを要する。

【算式⑩を挿入】

$DF^*$ は、当該適格中央清算機関に対する銀行持株会社の未拠出の清算基金の額

$DF^*$ は、直接清算参加者*i*の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{\text{can}}$ ) を算出することを要する。

【算式⑪を挿入】

$IM$ は、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した当初証拠金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑫を挿入】

$TJE$ は、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

$DF$ は、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した清算基金の額

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする銀行持株会社について、次のイ又はロに掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ 国際統一基準行 第二条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

ロ 国内基準行 当該銀行持株会社を国際統一基準行であるとき、なして第二条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例)

第二百八十条の十四 第五百六条の二の三から第五百六条の四までの規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「内部格付手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と、「第三百十一条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「前六節の規定にかかわらず」と、

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする銀行持株会社について、第二条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

(新設)

(新設)

「に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポージャーの額(EADをいう。)」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。

(承認の基準)

第二百九十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜九 (略)

十 次のイ又はロに掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ 国際統一基準行 第二条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

ロ 国内基準行 当該銀行持株会社を国際統一基準行であるとして第二条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百九十九条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ及び第十七条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行

(承認の基準)

第二百九十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜九 (略)

十 第二条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百九十九条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ及び第七条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一



法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第四条に掲げる銀行持株会社以外の銀行持株会社に対するものを、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2  
（略）

（經由官庁）

第三百条 銀行持株会社（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第四条に掲げる銀行持株会社を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ又は第十七条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由してしなければならない。

2  
～  
4  
（略）

附則

（移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則）

項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第四条に掲げる銀行持株会社以外の銀行持株会社に対するものを、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2  
（略）

（經由官庁）

第三百条 銀行持株会社（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第四条に掲げる銀行持株会社を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ又は第七条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由してしなければならない。

2  
～  
4  
（略）

附則

（移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則）

第九条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用行になる銀行持株会社並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用行になる銀行持株会社であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により連結自己資本比率を計算している銀行持株会社及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用行になる銀行持株会社は、新告示第十三条及び第二十五条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を連結自己資本比率の算式の分母に加えない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用行になる銀行持株会社又は先進的内部格付手法採用行になる銀行持株会社のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行になる銀行持株会社に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十三条及び第二十五条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する銀行持株会社以外の銀行持株会社及び同項ただし書に規定する銀行持株会社は、新告示第十三条及び第二十五条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本

第九条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用行になる銀行持株会社並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用行になる銀行持株会社であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により連結自己資本比率を計算している銀行持株会社及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用行になる銀行持株会社は、新告示第十三条及び第二十五条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント(海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント)で除して得た額を連結自己資本比率の算式の分母に加えない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用行になる銀行持株会社又は先進的内部格付手法採用行になる銀行持株会社のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行になる銀行持株会社に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十三条及び第二十五条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する銀行持株会社以外の銀行持株会社及び同項ただし書に規定する銀行持株会社は、新告示第十三条及び第二十五条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本

本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント（海外営業拠点<sup>1</sup>を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント）で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

三 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第三百三十七条の二）</p> <p>第七章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（第百七十八条―第百七十八条の五）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第八章（略）</p> <p>第八章の二 CVAリスク</p> <p>第一節 算出方式（第二百七十条の二）</p> <p>第二節 標準的リスク測定方式（第二百七十条の三）</p> <p>第三節 先進的リスク測定方式（第二百七十条の四・第二百七十</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第七章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（第百七十八条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第八章（略）</p> <p>（新設）</p>

条の五)

第四節 簡便的リスク測定方式(第二百七十条の六)

第八章の三 中央清算機関連エクスポージャーの取扱い(第二百

七十条の七―第二百七十条の十)

第九章 マーケット・リスク

第一節(第六節 (略))

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特

例(第三百二条の十四)

第十章 オペレーショナル・リスク(第三百三条―第三百二十条)

第十一章 (略)

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一―七 (略)

七の二 中央清算機関 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十

五号)第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者

及び商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条

第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法

令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業

又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三 適格中央清算機関 信用金庫又は信用金庫連合会が第二

(新設)

第九章 マーケット・リスク

第一節(第六節 (略))

(新設)

第十章 オペレーショナル・リスク(第三百三条―第三百二十条)

第十一章 (略)

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一―七 (略)

(新設)

(新設)

七十条の九第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて必要な情報を信用金庫又は信用金庫連合会に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

イ 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ 商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関

ハ 外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者

八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの

(1) (3) (略)

ロ 金融機関のコア資本に係る基礎項目の額（次条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）又はTier 1資本の額（第十九条第二号又は第三十一条第二号の算式におけるTier 1資本の額をいう。）に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

九 (略)

九の二 国内基準金庫 次条に規定する国内基準により自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会をいう。

九の三 国際統一基準金庫 第十九条に規定する国際統一基準により自己資本比率を算出する信用金庫連合会をいう。

八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの

(1) (3) (略)

ロ 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

九 (略)

九 (新設)

九 (新設)

九 (新設)

九 (新設)

九 (新設)

十・十一 (略)

十一の二 内部モデル方式採用金庫 マーケット・リスク相当額の算出において第二百七十二条の承認を受けて内部モデル方式を使用する信用金庫連合会をいう。

十二～十五の二 (略)

十六 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ・ハ (略)

十七～二十一 (略)

二十二 上場株式 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）  
店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）  
又は外国金融商品市場（同法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）  
において売買されている株式をいう。

二十三～三十三 (略)

三十四 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に對するエクスポージャー（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）をいう

十・十一 (略)

(新設)

十二～十五の二 (略)

十六 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ・ハ (略)

十七～二十一 (略)

二十二 上場株式 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）  
店頭売買有価証券市場（金融商品取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）  
又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）  
において売買されている株式をいう。

二十三～三十三 (略)

三十四 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に對するエクスポージャーをいう。

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ (略)

ホ 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

へ〜チ (略)

リ 信用保証協会等(信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。)向けエクスポージャー

三十六 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 金融機関(第七号口に掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。)に対するエクスポージャー

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ (略)

ホ 土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。)、地方住宅供給公社(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。)、及び地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。))向けエクスポージャー

へ〜チ (略)

リ 信用保証協会等(信用保証協会(信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)に規定する信用保証協会をいう。)、農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。))及び漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)に規定する漁業信用基金協会をいう。))をいう。以下同じ。向けエクスポージャー

三十六 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 第七号に規定する金融機関(同号口に掲げる者を除く。)に対するエクスポージャー



ロ (略)

ハ 国際開発銀行に対するエクスポージャー(前号トに掲げるものを除く。)

ニ〜ハ (略)

三十六の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー 事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ 大規模規制金融機関(次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。)

(1) 規制金融機関(金融機関、保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。))若しくは少額短期保険業者(同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。))若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第二十五条第六項及び第三十七条第三項において同じ。)であつてその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2) (1)に掲げる者の子法人等(信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百二十二号。以下「令」という。))第十一条の第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)

ロ (略)

ハ 国際開発銀行(前号トに掲げるものを除く。)に対するエクスポージャー

ニ〜ハ (略)

(新設)

- ロ 非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であつて、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しない）と認められる者を除く。）をいう。）
- (1) 規制金融機関
- (2) 大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）
- 三十六の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。
- 三十六の四 直接清算参加者 トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう。
- 三十六の五 間接清算参加者 直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。
- 三十六の六 清算基金 自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補填するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。
- 三十七～五十一 (略)
- 五十二 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であつて、内部格付手法採用金庫に担保として供されたものをいう。
- イ・ロ (略)

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 三十七～五十一 (略)
- 五十二 適格債権担保 次の要件のすべてを満たす債権であつて、内部格付手法採用金庫に担保として供されたものをいう。
- イ・ロ (略)

ハ 債務者の子法人等又は関連法人等（令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十三く五十六（略）

五十七 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人等（信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であつて、連結自己資本比率（次条又は第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十八く七十一（略）

七十二 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ（略）

ハ 債務者の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）又は関連法人等（銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十三く五十六（略）

五十七 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人等（信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等（信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号。以下「令」という。）第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十八く七十一（略）

七十二 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ（略）

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニスト (略)

七十三〜七十六 (略)

七十六の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりCVA(派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。)が変動するリスクをいう。

七十七・七十八 (略)

七十九 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク(格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十一号、第百五十七条第八項及び第九章において同じ。)をいう。

八十 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等(第三十一号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下同じ。)について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引(再証券化取引を除く。)又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ(証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。)であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション(単一の債務者に係るクレジット

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニスト (略)

七十三〜七十六 (略)

(新設)

七十七・七十八 (略)

七十九 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク(格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十一号及び第九章において同じ。)をいう。

八十 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等(第三十一号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第三百二条の六及び第三百二条の七において同じ。)について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引(再証券化取引を除く。)又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ(証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。)であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係

ット・デリバティブを含む。)及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十一 (略)

## 第二章 国内基準(連結自己資本比率)

### (連結自己資本比率の計算方法)

第二条 信用金庫又は海外拠点(外国に所在する従たる事務所又は信用金庫法(以下「法」という。)第五十四条の二十三第一項第六号に掲げる会社(信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権(以下「総株主等の議決権」という。)の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。)であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。)を有しない信用金庫連合会の自己資本比率基準(第十一条において「国内基準」という。)のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準(以下この章において「連結自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額ーコア資本

に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額十オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

る債権であるポジション(単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。)及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十一 (略)

## 第二章 国内基準(連結自己資本比率)

### (算式)

第二条 信用金庫又は海外拠点(外国に所在する従たる事務所又は信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。)第五十四条の二十三第一項第六号に掲げる会社(信用金庫連合会が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。)であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。)を有しない信用金庫連合会の自己資本比率基準のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準(次条において「連結自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額(基本的項目十補正的項目ー控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額十オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準じて作成することとする。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社を子会社(法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。)としている場合における当該子会社(第五条第七項第一号ロ、第二十条第一項及び第二十五条第八項第一号ロにおいて「金融子会社」という。)については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が法第五十四条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社(以下「保険会社等」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等(次条第二項第一号イ(1)、第二十条第二項及び第二十二條第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。)については、連結の範囲に含めないものとする。

(自己資本の額)

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準じて作成することとする。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社を子会社(法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。)としている場合における当該子会社(第六条第一項、第二十条第一項及び第二十五条第一項において「金融子会社」という。)については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が法第五十四条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社(以下「保険会社等」という。)を子法人等(令第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)としている場合における当該子法人等(第六条第一項、第二十条第二項及び第二十五条第一項において「保険子法人等」という。)については、連結の範囲に含めないものとする。

(基本的項目)

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額（外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二 その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。）、繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十二項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。）を除く。）

三 コア資本に係る調整後少数株主持分の額

四 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用金庫においては第四百四十九条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十三条第一項第二号イ、第二十四条第一項第五号イ及び第三十六条第一項第四号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあつては、第五百五十条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積

的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。））、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。））、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

一 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。以下同じ。）

二 営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第八条、第二十二条及び第二十七条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評

合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第四百四十八条に規定する期待損失額をいう。以下この章から第五章まで同じ。）の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第五百十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

二 第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）であつて、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)及び第二十二條第二項第一号イ(1)において同じ。）である保険子法人等又は持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下この(1)、第七条第一項、第二十二條第二項第一号イ(1)及び第二十六條第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあつては連結財務諸表規則第二十八條第五項の規定によりのれんに含め

価差額が正の値である場合の当該評価価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第八条、第二十二條及び第二十七條において同じ。）

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第四百四十八条に定める期待損失額をいう。以下この章から第五章までにおいて同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

二 前項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二條第十八号に規定するものをいう（この章及び第四章において同じ。）。



3	<p>て表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するものをいう。第二十二條第二項第一号イ(1)において同じ。)をいう。第八條第二項第五号において同じ。(を含む。)の額</p> <p>(2) 無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額</p> <p>ロ 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額</p> <p>ハ 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額</p> <p>ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額</p> <p>ホ 負債の時価評価(信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。)により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額</p> <p>ヘ 退職給付に係る資産又は前払年金費用の額</p> <p>二 自己保有普通出資等の額</p> <p>三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額</p> <p>四 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額</p> <p>五 信用金庫連合会の対象普通出資等の額</p> <p>六 特定項目に係る十パーセント基準超過額</p> <p>七 特定項目に係る十五パーセント基準超過額</p> <p>第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満た</p>
---	---

- 
- す出資をいう。
- 一 残余財産の分配について、信用金庫又は信用金庫連合会の会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後の内容を有するものであること。
  - 二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
  - 三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
  - 四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
  - 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
  - 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
  - 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
-

- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
  - 九 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に関し当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
  - 十 払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として計上されるものであること。
  - 十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
  - 十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
  - 十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。
  - 十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。
- 4 | 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

- 
- 二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。
- 三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
- 四 償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に乗せされる一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
- 五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実にについて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
- ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。
- ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- (1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しの
-

ための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同  
以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻し  
の時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結  
自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当  
該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行わ  
れていないこと。

七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たす  
ものであること。

イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定す  
ることができること。

ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行と  
ならないこと。

ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完  
全に利用可能であること。

ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一  
切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に  
関するものを除く。）がないこと。

八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当  
の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。

九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算  
定されるものでないこと。

十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。

十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

5 | 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人のうち金融機関又はバニール銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第二十五条第一項第一号、第五十八条及び第百五十三条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第

(補完的項目)

第五条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額に

十一條の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第十一條の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である信用金庫又は信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一 当該特定連結子法人等の第二條の算式の分母の額に相当する額に四パーセントを乗じて得た額

二 第二條の算式の分母のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同條の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。）に四パーセントを乗じて得た額

2 前條第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等の普通出資等（普通出資（同條第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同條第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）をいい、処分未済持分（法第二十一條第一項ただし書の規定に基づき取得した持

ついで、第百五十條第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になつたもの）にあっては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用金庫においては第百四十九條の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十四條、第二十三條及び第三十五條において同じ。）

ロ 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

一 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

分をいう。第十四条第一項、第二十五条第四項第一号及び第三十七条第一項第一号において同じ。）又は自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第十一条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。）であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第八条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。

3 前項に定める額を算出する場合において、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が自己保有普通出資等に係る一定のシヨート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するシヨート・ポジションを相殺することができる。

4 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（

と。

二 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

五 期限付優先出資及び期限付優先株

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である信用金庫又は信用金庫連合会の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該信用金庫又は信用金庫連合会が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である信用金庫又は信用金庫連合会が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。



第二十五条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。以下この条及び第八条第二項第五号において同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合(信用金庫若しくは信用金庫連合会若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(信用金庫又は連結子法人等が保有している信用金庫連合会の対象資本調達手段を除く。)の額とする。

5 前条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金金融機関等(信用金庫又は信用金庫連合会及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第九項において同じ。)の対象普通出資等(対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの(第二十五条第六項第一号に規定するみなし普通出資を含む。)をいう。以下この条及び第八条第二項第五号において同じ。)を信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。)に

おける当該対象普通出資等（信用金庫又は連結子法人等が保有している信用金庫連合会の対象普通出資等を除く。）の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

6 前条第二項第五号に掲げる信用金庫連合会の対象普通出資等の額は、信用金庫連合会の対象普通出資等を信用金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該対象普通出資等の額の合計額から連合会向け出資に係る二十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に二十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

7 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等を信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相

当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。)における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額(前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該信用金庫又は信用金庫連合会及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社(イに掲げる者を除く。)

ハ 当該信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社(法第五十四条の二十一第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十五条第八項第一号ハにおいて「金融業務を営む会社」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の

範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

二 当該信用金庫又は信用金庫連合会が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等（第七条、第二十五条第八項第一号ニ及び第二十六条において「金融業務を営む関連法人等」という。）（イに掲げる者を除く。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

8 | 前条第二項第七号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第六号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該

額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二| 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三| 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

9| 第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が少数出資金金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

10| 第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び第八項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認にお

いて認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十四条第九項第二号、第二十五条第十二項第二号及び第三十七条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

11| 第七項第三号及び第八項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

12| 第七項第三号及び第八項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰

延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に係るものが含まれないものと  
した場合の額とする。

13| 第四項から第六項までに定める額並びに第七項第一号及び第八項  
第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額がそ  
の他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上され  
る他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象  
資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額  
をもって当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資  
等又は対象資本調達手段の額とする。

第六条 削除

(控除項目)

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計  
額とする。

一 他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の  
金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められ  
る場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に  
保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有  
している他の金融機関の資本調達手段（預金保険法（昭和四十六  
年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る  
同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとな  
った同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等  
の資本調達手段（救済金融機関が信用金庫である場合において、  
信用金庫連合会が保有することとなった当該信用金庫の資本調達

手段を除く。)並びに信用金庫が保有している信用金庫連合会の資本調達手段を除く。以下この条、第十五条、第二十五条及び第三十七条において同じ。) (以下「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。)の額

二 信用金庫、信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段(前号に該当するものを除く。)の額を合算した額

イ 金融子会社(保険会社等を除く。)であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの

ロ 当該信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社(法第五十四条の二十一第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第五十四条の二十三第一項第十号に定める会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十五条第一項において「金融業務を営む会社」という。) (保険会社等を除く。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの(イに掲げるものを除く。)

ハ 保険子法人等

ニ 当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が金融業務を営む会社



を関連法人等（令第十一条の二第三項に規定する関連法人等という。）としている場合における当該関連法人等（次条、第二十五条第一項及び第二十六条において「金融業務を営む関連法人等」という。）

三 第七十七条第二項第二号、第二百二十三条及び第七十七条第二項第二号の規定により控除されることとなる額

四 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

五 第六十五条第一項第二号に定める PDL/GD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

六 第二百四十七条（第二百五条、第三百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

2 | 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している信用金庫又は信用金庫連合会の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるもの

の額とする。

<p>他の金融機関の資本調達手段</p>	<p>自己資本比率の算出の際の額</p>
<p>一 前条第一項第三号に掲げるもの及びこれに準ずるもの</p>	<p>前条第一項第一号から第三号までに掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p>
<p>二 前条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 前条第一項第四号及び第五号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>

3

信用金庫が信用金庫連合会（いずれかの信用金庫の資本調達手段を保有しているものに限る。）の資本調達手段を保有することとなつた場合（他の信用金庫との合併又は他の信用金庫からの事業の譲受けにより保有することとなつた場合を除く。）において、当該保有により、当該信用金庫が保有している当該信用金庫連合会の資本調達手段の額が、当該信用金庫の自己資本の額（第二条の算式にお

(比例連結)

第七条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第四条第二項、第五条第四項から第十項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している信用金庫、信用金庫連合会及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項及び第二十六条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

ける自己資本の額をいう。）の百分の二十を上回ることとなった場合における当該上回る額は、第一項第一号の規定にかかわらず、控除項目の額に含めるものとする。

(比例連結)

第七条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項の規定（同項第二号二に係る部分に限る。）にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している信用金庫、信用金庫連合会及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。）により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。第二十六条第一項において同じ。）を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第六章までにおいて同じ。）（以下この項において「共同支配会社」という。）

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。）に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三 (略)

四 当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする信用金庫又は信用金庫連合会が当該信用金庫又は当該信用金庫連合会の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するもの（第二十六条第一項第四号において「契約等」という。）がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第八条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第四十二条第一項に定めるものを

が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合をいう。以下同じ。）に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三 (略)

四 当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が当該信用金庫又は当該信用金庫連合会の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第八条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第四十二条に定めるものを、内部

<p>、内部格付手法採用金庫にあつては第百五十条第一号に定めるものをいう。</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産（第百七十八条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に對して計上されているものに限る。）</p> <p>二 債務保証見返勘定</p> <p>三 派生商品取引に係る資産</p> <p>四 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金</p> <p>五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産又は前払年金費用のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>六 第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分</p> <p>七 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第五条第十二項の規定により同条第七項第三号又は第八項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分</p> <p>3  第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p>	<p>格付手法採用金庫にあつては第百五十条に定めるものをいう。</p> <p>2  信用金庫又は信用金庫連合会は、のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産（第百七十八条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に對して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び第六条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>3  信用金庫又は信用金庫連合会は、清算機関等（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三十一条に規定する清算機関その他これ</p>
---	--

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条の算式の分母に加えなければならない。

に類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第三百四条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項、第三十条第五項及び第四十一条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額をいう。

### 第三章 国内基準（単体自己資本比率）

#### （単体自己資本比率の計算方法）

第十一条 国内基準のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第三百四条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項、第三十条第五項及び第四十一条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

### 第三章 国内基準（単体自己資本比率）

#### （算式）

第十一条 信用金庫又は海外拠点を有しない信用金庫連合会の自己資本比率基準のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（次条において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセン



自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本

に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額十オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（自己資本の額）

第十三条 第十一条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十一条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあつては、第二百五十条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第二百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 | 第十一条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に

ト以上とする。

自己資本の額（基本的項目十補正的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額十オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（基本的項目）

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第三十四条において同じ。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

一 のれんに相当する額

二 営業権に相当する額

三 企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。第十六条、第三十四条及び第三十八条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第十六条、第三十四条及び第三十八条において同じ。）

掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

(2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ

イツに係るものを除く。）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポー  
ジャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計

額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額  
の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ 負債の時価評価（信用金庫又は信用金庫連合会の信用リスク  
の変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であ  
って自己資本に算入される額

ヘ 前払年金費用の額

二 自己保有普通出資等の額

三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額

五 信用金庫連合会の対象普通出資等の額

六 特定項目に係る十パーセント基準超過額

七 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満た

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポー  
ジャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が

適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パ  
ーセントに相当する額

2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十二

項に規定するものをいう（この章及び第五章において同じ。）。

- 
- す出資をいう。
- 一 残余財産の分配について、信用金庫又は信用金庫連合会の会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後の内容を有するものであること。
  - 二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
  - 三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
  - 四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
  - 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
  - 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
  - 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
-

- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
  - 九 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。
  - 十 払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として計上されるものであること。
  - 十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
  - 十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
  - 十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。
  - 十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。
- 4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
  - 二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三| 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四| 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五| 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ| 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実に付いて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ| 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ| その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

- 
- (2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。
- 六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。
- 七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
- ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
- ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。
- 八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。
- 九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 十 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。
-

十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(調整項目の額の算出方法)

第十四条 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、信用金庫又は信用金庫連合会が当該信用金庫又は信用金庫連合会の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第三項及び第四項において同じ。）をい、処分未済持分又は自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第十六条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。

(補完的項目)

第十四条 第十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十一条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第五十条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第五十条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資（残存期間が五年以内に

2 | 前項に定める額を算出する場合において、信用金庫又は信用金庫連合会が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

3 | 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、信用金庫又は信用金庫連合会が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」とい）い、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（第三十七条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該信用金庫又は信用金庫連合会の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合（信用金庫若しくは信用金庫連合会又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（信用金庫が保有している信用金庫

なったものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 | 次に掲げるものの合計額

イ | 一般貸倒引当金

ロ | 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

三 | 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものと。

イ | 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ | 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ | 業務を継続しながら当該信用金庫又は信用金庫連合会内の損失の補てんに充当されるものであること。

ニ | 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 | 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

五 | 期限付優先出資

2 | 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に



連合会の対象資本調達手段を除く。)の額とする。

- 4 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等(信用金庫又は信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第八項において同じ。)の対象普通出資等(対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの(第三十七条第三項第一号に規定するみなし普通出資を含む。)をいう。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。)を信用金庫又は信用金庫連合会が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫又は信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。)における当該対象普通出資等(信用金庫が保有している信用金庫連合会の対象普通出資等を除く。)の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額(前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

- 5 前条第二項第五号に掲げる信用金庫連合会の対象普通出資等の額は、信用金庫連合会の対象普通出資等を信用金庫が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該対象普通出資等の

掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還(以下この条において「償還等」という。)の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である信用金庫又は信用金庫連合会の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

- 一 当該償還等を行った後において当該信用金庫又は信用金庫連合会が十分な自己資本比率を維持することができると思込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

- 3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である信用金庫又は信用金庫連合会が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日とその償還期日とみなす。

額の合計額から連合会向け出資に係る二十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に二十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

6 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（信用金庫又は信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等を信用金庫又は信用金庫連合会が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫又は信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項

目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7 | 前条第二項第七号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第六号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三

号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8 | 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫又は信用金庫連合会が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 | 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 | その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 | 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10 | 第六項第三号及び第七項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。

以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

- 一 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11| 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

12| 第三項から第五項までに定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

第十五条 削除

(控除項目)

第十五条 第十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

	<p>一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額</p> <p>二 第七十七条第二項第二号、第二百二十三条及び第七十七条第二項第二号の規定により控除されることとなる額</p> <p>三 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額</p> <p>四 第六十五条第一項第二号に定める PDLGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額</p> <p>五 第二百四十七条（第二百五条、第三百二十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額</p> <p>2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している信用金庫又は信用金庫連合会の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるもの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるもの額とする。</p> <table border="1" data-bbox="229 1164 303 2020"> <tr> <td data-bbox="229 1164 303 1545">他の金融機関の資本調達手段</td> <td data-bbox="229 1545 303 2020">自己資本比率の算出の際の額</td> </tr> </table>	他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額		

<p>一 前条第一項第三号に掲げるもの及びこれに準ずるものの額</p>	<p>前条第一項第一号から第三号までに掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p>
<p>二 前条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 前条第一項第四号及び第五号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>

3 信用金庫が信用金庫連合会（いずれかの信用金庫の資本調達手段を保有しているものに限る。）の資本調達手段を保有することとなつた場合（他の信用金庫との合併又は他の信用金庫からの事業の譲受けにより保有することとなつた場合を除く。）において、当該保有により、当該信用金庫が保有している当該信用金庫連合会の資本調達手段の額が、当該信用金庫の自己資本の額（第十一条の算式における自己資本の額をいう。）の百分の二十を上回ることとなつた場合における当該上回る額は、第一項の規定にかかわらず、控除項目の額に含めるものとする。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 第十一条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第四十二条第一項に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第百五十条第一号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金(内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。)

二 債務保証見返勘定

三 派生商品取引に係る資産

四 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十三条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものに相当する部分

六 第十三条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

七 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)のうち第十四条第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 第十一条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第四十二条に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第百五十条に定めるものをいう。

2 信用金庫又は信用金庫連合会は、のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金(内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。)に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び前条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

3 信用金庫又は信用金庫連合会は、清算機関等に対するエクスポー



信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を

ジャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十一条に定める算式の分母に加え

第十一条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十一条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十一条の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

なければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

#### 第四章 国際統一基準（連結自己資本比率）

##### （連結自己資本比率の計算方法）

第十九条 海外拠点を有する信用金庫連合会の自己資本比率基準（第三十一条において「国際統一基準」という。）のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

#### 第四章 国際統一基準（連結自己資本比率）

##### （算式）

第十九条 海外拠点を有する信用金庫連合会の自己資本比率基準（以下「国際統一基準」という。）のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（次条において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

Ⅰ 調整普通出資等Tier1比率 次の算式により得られる比率  
に「1」を「100」に掛けることとする。

普通出資等Tier1資本の額（普通出資等Tier1  
資本に係る基礎項目の額－普通出資等Tier1資本に  
係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当  
額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル  
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

Ⅱ 調整Tier1比率 次の算式により得られる比率に「1」を  
「100」に掛けることとする。

Tier1資本の額（普通出資等Tier1資本の額＋  
その他Tier1資本の額（その他Tier1資本に係  
る基礎項目の額－その他Tier1資本に係る調整項目  
の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当  
額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル  
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

Ⅲ 調整総自己資本比率 次の算式により得られる比率に「1」を  
「100」に掛けることとする。

総自己資本の額（Tier1資本の額＋Tier2資本  
の額（Tier2資本に係る基礎項目の額－Tier2  
資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目  
－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当  
額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル  
・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

額の合計額を八パーセントで除して得た額十オペレーショナル

・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことができる。

一 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号。第二十七條第二項第二号において「規則」という。)第百七條第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた信用金庫連合会(以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。) 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末(中間期末を含む。以下同じ。)から自己資本比率の算出を行う日(以下「算出基準日」という。)までの間における特定取引勘定の資産(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第二十一条 次の各号に掲げる信用金庫連合会について、当該各号に定める場合には、第十九条の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額(以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。)を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号。第二十七條第二項第二号において「規則」という。)第百七條第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた信用金庫連合会(以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。) 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ 直近の期末(中間期末を含む。以下同じ。)から自己資本比率の算出を行う日(以下「算出基準日」という。)までの間における特定取引勘定の資産(証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。)及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(普通出資等Tier1資本の額)

第二十二条 第十九条第一号の算式において、普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資に係る会員勘定の額(外部流出予定額を除く。)

二 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額

三 普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額

2 第十九条第一号の算式において、普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産(のれんに係るもの)に限り、のれん相当差額

(他の金融機関等(第二十五条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。)であつて、連結子会社である保険子法人等又は持分法が適用される者に係る差額をいう。第二十七

ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(基本的項目)

第二十二条 第十九条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)、

その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一 のれんに相当する額

二 営業権に相当する額

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

条第二項第一号へにおいて同じ。)を含む。)の額

(2) 無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額

ロ 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額

ハ 繰延ヘッジ損益(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。)の額

ニ 信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ホ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ 負債の時価評価(信用金庫連合会又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。)により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額

ト 退職給付に係る資産の額

二 自己保有普通出資の額

三 意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額

四 少数出資金金融機関等の普通出資の額

五 特定項目に係る十パーセント基準超過額

五 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 | ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等(専ら当該信用金庫連合会の資本調達を目的として海外に設立された子会社(以下「海外特別目的会社」という。)の発行する優先出資証券を含む。以下「株式等」という。)の発行について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十パーセントを限度とする。

3 | 海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。

一 非累積的永久優先出資であること。

二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

三 業務を継続しながら当該信用金庫連合会内の損失の補てんに充当されるものであること。

4 | 前項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて同項の適用があるものとする。

六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

七 その他Tier1資本不足額

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 残余財産の分配について、信用金庫連合会の会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。

二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。

四 発行者（出資の払込みを受けた者を含む。以下この項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるもの

一 当該償還を行った後において当該信用金庫連合会が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。

5 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が大なるものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする。



でないこと。

七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として計上されるものであること。

十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第二項第一号イ又はトに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺する

ことができる。

(その他Tier1資本の額)

第二十三条 第十九条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額

三 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額

四 その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額

2 第十九条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 自己保有その他Tier1資本調達手段の額

二 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額

三 少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額

四 その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額

五 Tier2資本不足額

3 第一項第三号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Tier

1 資本調達手段の額は、特別目的会社等（専ら信用金庫連合会の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等をいう。以下同じ。）の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。

(補完的項目)

第二十三条 第十九条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十九条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券（第二十五条第一項第一号に規定する意図的に

- 一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段に該当するものであること。
  - 二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である信用金庫連合会が即時かつ無制限に利用可能であること。
  - 三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段に該当するものであること。
  - 四 当該特別目的会社等の親法人等である信用金庫連合会がその総株主等の議決権の全てを保有すること。
- 4 | 第一項及び前項の「その他Tier 1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資（前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
  - 二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。
  - 三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
  - 四 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る

- 保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。）の四十五パーセントに相当する額
- 二 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額
- 三 次に掲げるものの合計額
  - イ 一般貸倒引当金
  - ロ 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額
- 四 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものと。
  - イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること。
  - ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
  - ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
- 二 利払いの義務の延期が認められるものであること。
- 五 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実に付いて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

六 期限付優先出資及び期限付優先株

2 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である信用金庫連合会の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該信用金庫連合会が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である信用金庫連合会が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日とその償還期日とみなす。

- 七| 剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- イ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
- ロ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
- ハ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- ニ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く。）がないこと。
- 八| 剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。
- 九| 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 十| 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十一| 負債性資本調達手段である場合には、第十九条第一号の算式における連結普通出資等Tier1比率が一定の水準を下回ったときに連結普通出資等Tier1比率が当該水準を上回るために

必要な額又はその全額の元本の削減又は普通出資への転換（以下「元本の削減等」という。）が行われる特約その他これに類する特約が定められていること。

十二 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十三 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十四 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合若しくは公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合又は当該資本調達手段が優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）

に規定する優先出資をいう。次条第四項第十号、第三十五条第四項第十五号及び第三十六条第四項第十号において同じ。）に該当する場合は、この限りでない。

5 第十九条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る調整項目の額がその他Tier 1資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、その他Tier 1資本の額は、零とする。

(Tier 2資本の額)

第二十四条 第十九条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 Tier 2資本調達手段に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二 Tier 2資本調達手段に係る負債の額

三 特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額

四 Tier 2資本に係る調整後少数株主持分等の額

五 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十九条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（信用金庫連合会が内部格

(準補完的項目)

第二十四条 第十九条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第五章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第二十八条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第十九条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

一 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。  
二 契約時における償還期間が二年以上のものであること。

付手法を採用した場合にあつては、第百五十条第二号ロに掲げる額とする。)に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。)

ロ 信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額(当該額が第百五十条第二号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。)

2 第十九条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 自己保有Tier 2資本調達手段の額

二 意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額

三 少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額

四 その他金融機関等のTier 2資本調達手段の額

3 第一項第三号に掲げる特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの(前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。)の額とする。

一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段(前条第四項に規定するその他Tier 1資本調

三 約定された償還期日以前に償還されないものであること。

四 信用金庫連合会が当該劣後債務の元利払いを行った後においても自己資本比率が八パーセント以上となる場合を除き、元利払いを行わないとの特約が付されていること。



- 
- 達手段をいう。以下この章において同じ。）又はTier 2資本調達手段に該当するものであること。
- 二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である信用金庫連合会が即時かつ無制限に利用可能であること。
- 三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当するものであること。
- 四 当該特別目的会社等の親法人等である信用金庫連合会がその総株主等の議決権の全てを保有すること。
- 4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
- 二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。
- 三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
- 四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの
-

期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第三十六条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実に付いて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

- 六 発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。
- 七 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 八 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- 九 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。
- 十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。
- 。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合若しくは公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合又は当該資本調達手段が優先出資に該当する場合は、この限りでない。
- 5 第十九条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の額がTier2資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Tier

e r 2資本の額は、零とする。

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第二十五条 第二十二條第一項第三号、第二十三條第一項第四号及び前条第一項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二條第一項第三号に掲げる普通出資等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の少数株主持分相当普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額(第三十一條第一号の算式における普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通出資等Tier 1資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等Tier 1資本に係る基礎項目の額で除し

(控除項目)

第二十五条 第十九條の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額
- 二 信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段(前号に該当するものを除く。)の額を合算した額
  - イ 金融子会社(保険会社等を除く。)であつて、連結財務諸表規則第五條第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの
  - ロ 当該信用金庫連合会が金融業務を営む会社(保険会社等を除く。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五條第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの(イに掲げるものを除く。)
- ハ 保険子法人等
- ニ 金融業務を営む関連法人等
- 三 第七十七條第二項第二号、第二百二十三條及び第七十七條第二項第二号の規定により控除されることとなる額
- 四 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が

て得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

イ 当該特定連結子法人等の第十九条各号の算式の分母の額に相当する額に七パーセントを乗じて得た額

ロ 第十九条各号の算式の分母のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額(当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。)に七パーセントを乗じて得た額

二 第二十三条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額(第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額(第三十五条第一項第三号に掲げる額を除く。))の合計額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第二十二條第一項第三

適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

五 第六十五條第一項第二号に定めるPDLGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

六 第二百四十七條(第二百五條、第三百三十四條第一項及び第三百二條の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除項目の額の合計額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している信用金庫連合会の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 第二十三條第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	第二十三條第一項第一号から第四号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
二 第二十三條第一項第五号	次に掲げるものの合計額

号に掲げる額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第十九条各号の算式の分母の額に相当する額に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第十九条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関するもの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額に関連するもの額をいう。）に八・五パーセントを乗じて得た額

三 前条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額及び第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額（第三十六条第一項第三号に掲げる額を除く。）の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である信用金庫連合会の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下をいう。以下この号において同じ。

第三号及び第二十三条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除し

<p>及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>イ 第二十三条第一項第五号及び第六号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないもの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるもの額を上回る場合における当該上回る額</p>
<p>三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないもの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるもの額を上回る場合における当該上回る額</p>

た額とする。

イ 当該連結子法人等の第十九条各号の算式の分母の額に相当する額に十・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第十九条各号の算式の分母のうち当該連結子法人等に関するもの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。）に十・五パーセントを乗じて得た額

2 前項第二号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の額を、同号のその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier1資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段に該当するものであること。

四 当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

3 第一項第三号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等

の発行する資本調達手段（前項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額を、第一項第三号のTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段に該当するものであること。

四 当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 第二十二條第二項第二号、第二十三條第二項第一号及び前條第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二條第二項第二号に掲げる自己保有普通出資の額は、信用金庫連合会又は連結子法人等が当該信用金庫連合会又は連結子法人等の資本調達手段（処分未済持分又は自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当す



ると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該資本調達手段(次号及び第三号、次項並びに第二十七条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。)のうち普通出資に該当するものの額とする。

二 第二十三条第二項第一号に掲げる自己保有その他Tier 1資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier 2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額とする。

5 前項各号に定める額を算出する場合において、信用金庫連合会又は連結子法人等が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

6 第二十二条第二項第三号、第二十三条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、信用金庫連合会又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であつて連結自己資本比率の算

出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第二十七条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に信用金庫連合会又は連結子法人等の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（信用金庫連合会若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に相当するものの額とする。

二 第二十三条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

7 第二十二條第二項第四号、第二十三條第二項第三号及び前條第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二條第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金金融機関等（信用金庫連合会及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる

額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通出資保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第二十三条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 | 第二十三条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十三条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者

をいう。)の対象資本調達手段を信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

イ 当該信用金庫連合会及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社(イに掲げる者を除く。)

ハ 当該信用金庫連合会が金融業務を営む会社を子法人等として  
いる場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第  
五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率  
の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げ  
る者を除く。)

ニ 当該信用金庫連合会が関連法人等としている金融業務を営む  
関連法人等(イに掲げる者を除く。)

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本  
調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう  
ちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

9| 第二十二條第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一| その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第二十二條第一項各号に掲げる額の合計額から同條第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二| モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三| 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

10| 第二十二條第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一| 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第二十二條第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パー

セント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫連合会又は連結子法人等が少数出資金金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第

十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

13| 第九項第三号及び第十項各号並びに第二十二條第二項第一号に掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債のうち前号に定める額を控除した額

14| 第二十二條第二項第七号及び第二十三條第二項第五号に掲げる額



は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二條第二項第七号に掲げるその他Tier 1資本不足額は、第十九條第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る調整項目の額からその他Tier 1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

二 第二十三條第二項第五号に掲げるTier 2資本不足額は、第十九條第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額からTier 2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

（比例連結）

第二十六條 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、第二十二條第二項、前條第六項から第十二項まで及び次條第二項の規定にかかわらず、第十九條各号の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十條第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一～三 （略）

（比例連結）

第二十六條 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前條第一項の規定（同項第二号二に係る部分に限る。）にかかわらず、第十九條の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十條第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

一～三 （略）

四 当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする信用金庫連合会が当該信用金庫連合会の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 第十九条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第四十二条第一項に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第一百五十五条第二号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

ロ 特定海外債権引当勘定

ハ 債務保証見返勘定

四 当該信用金庫連合会が当該信用金庫連合会の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十七条 第十九条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあつては第四十二条に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあつては第一百五十五条に定めるものをいう。

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合

又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、債務保証見返勘定に相当す

ニ 派生商品取引に係る資産

ホ 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 第二十二条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第七十条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第七十条の三第一項又は第七十条の四第一項に規定するCVARリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）

三 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会において第十九条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該信用金庫連合会及び

る額、派生商品取引に係る資産に相当する額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び第二十五条第一項に定める控除項目の額

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第七十条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産を除く。以下同じ。）

三 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会において第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該信用金庫連合会及び連結

連結子法人等における特定取引等に係る資産

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十八条 第十九条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（

子法人等における特定取引等に係る資産

3 信用金庫又は信用金庫連合会は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引により生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十八条 第十九条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（主た

主たる事務所とそれ以外の事務所との間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置信用金庫連合会 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産(第二十二條第二項第二号から第六号まで、第二十三條第二項第一号から第四号まで又は第二十四條第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外信用金庫連合会 当該信用金庫連合会及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産(第二十二條第二項第二号から第六号まで、第二十三條第二項第一号から第四号まで又は第二十四條第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

る事務所とそれ以外の事務所との間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置信用金庫連合会 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外信用金庫連合会 当該信用金庫連合会及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第二十九条 第十九条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第十章に定めるところにより算出するものの場合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十九条各号の算式の分母に加えない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十九条各号の算式の分母に加えない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセツ

第二十九条 第十九条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第十章に定めるところにより算出するものの場合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十九条に定める算式の分母に加えない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。)を第十九条に定める算式の分母に加えない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リ

ト調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十九条各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十二条第二項各号、第二十三条第二項各号及び第二十四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第二十二条第二項各号、第二十三条第二項各号及び第二十四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十九条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第二十二条第二項各号、第二十三条第二項各号及び第二十四条第二項各号に掲

スク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十九条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十三条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十二条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十三条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除され

げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

第五章 国際統一基準（単体自己資本比率）

（単体自己資本比率の計算方法）

第三十一条 国際統一基準のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 単体普通出資等Tier1比率 次の算式により得られる比率に百分之四・五パーセント以上とする。

普通出資等Tier1資本の額（普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額－普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

二 単体Tier1比率 次の算式により得られる比率に百分之六パーセント以上とする。

Tier1資本の額（普通出資等Tier1資本の額＋その他Tier1資本の額（その他Tier1資本に係る基礎項目の額－その他Tier1資本に係る調整項目

る額の合計額から第二十三条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

第五章 国際統一基準（単体自己資本比率）

（算式）

第三十一条 国際統一基準のうち法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（次条において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補充的項目＋準補充的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額



の額) )

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額をレバレッジで除して得た額＋オペレーショナル

・リスク相当額の合計額をレバレッジで除して得た額

三 単体総自己資本比率 次の算式により得られる比率にこのレバレッジ以上とする。

総自己資本の額 (Tier1資本の額+Tier2資本の額 (Tier2資本に係る基礎項目の額-Tier2

資本に係る調整項目の額) )

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額をレバレッジで除して得た額＋オペレーショナル

・リスク相当額の合計額をレバレッジで除して得た額

(算出の方法等)

第三十二条 単体自己資本比率は、信用金庫連合会の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に準じて作成することとする。ただし、信用金庫連合会が特別目的会社等(信用金庫連合会がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下この章において同じ。)を有する場合においては、当該特別目的会社等を含む連結財務諸表に基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。

(算出の方法等)

第三十二条 単体自己資本比率は、信用金庫連合会の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に準じて作成することとする。ただし、海外特別目的会社を有する信用金庫連合会においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第四章に準ずることとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第三十三条 次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一 特定取引勘定設置信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(普通出資等Tier1資本の額)

第三十四条 第三十一条第一号の算式において、普通出資等Tier

1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資に係る会員勘定の額(外部流出予定額を除く。)

二 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額

2 第三十一条第一号の算式において、普通出資等Tier1資本に

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第三十三条 次の各号に掲げる信用金庫連合会について、当該各号に定める場合には、第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

一 特定取引勘定設置信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ・ロ (略)

ハ 直近の算出基準日において第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(基本的項目)

第三十四条 第三十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定

(非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)及びその他有価証券評価差損の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす

に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

(2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ

イツに係るものを除く。）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ 繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差

額が前項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されてい

る場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く

。）の額

ニ 信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、事

業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージ

ヤーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合

における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額

を控除した額

ホ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ 負債の時価評価（信用金庫連合会の信用リスクの変動に基づ

くものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本

に算入される額

ト 前払年金費用の額

二 自己保有普通出資の額

一 のれんに相当する額

二 営業権に相当する額

三 企業結合により計上される無形固定資産に相当する額

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポー

ヤー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が

適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パ

ーセントに相当する額

2 | ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋

然性を有する株式等の発行について、発行予定株式等及び発行済株

式等の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等

額の合計額の十五パーセントを限度とする。

3 | 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入

は、発行時の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

4 | 前項の優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満た

す場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持

分について基本的項目に算入できる。

一 非累積的永久優先出資であること。

二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

。

三 発行代り金が当該信用金庫連合会に即時かつ無制限に利用可能

であり、業務を継続しながら当該信用金庫連合会内の損失の補て

んに充当されるものであること。

<p>三 意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額</p> <p>四 少数出資金金融機関等の普通出資の額</p> <p>五 特定項目に係る十パーセント基準超過額</p> <p>六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額</p> <p>七 その他Tier 1資本不足額</p>	<p>3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p> <p>一 残余財産の分配について、信用金庫連合会の会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。</p> <p>二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。</p> <p>三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。</p> <p>四 発行者（出資の払込みを受けた者を含む。以下この項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。</p> <p>五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の</p>
<p>5 第三項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて前項の適用があるものとする。</p> <p>一 当該償還を行った後において当該信用金庫連合会が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。</p> <p>二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。</p>	<p>6 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、第四項の適用はないものとする。</p>

配当について上限額が定められていないこと。

六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として計上されるものであること。

十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 | 第二項第一号イ又はトに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(その他Tier 1資本の額)

第三十五条 第三十一条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他Tier 1資本調達手段に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二 その他Tier 1資本調達手段に係る負債の額

三 特別目的会社等の発行するその他Tier 1資本調達手段の額

2 | 第三十一条第二号の算式において、その他Tier 1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 自己保有その他Tier 1資本調達手段の額

二 意図的に保有している他の金融機関等その他Tier 1資本調達手段の額

三 少数出資金融機関等その他Tier 1資本調達手段の額

四 その他金融機関等その他Tier 1資本調達手段の額

五 Tier 2資本不足額

3 | 第一項第三号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Tier 1資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。

(補完的項目)

第三十五条 第三十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第三十一条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して

- 一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段に該当するものであること。
  - 二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である信用金庫連合会が即時かつ無制限に利用可能であること。
  - 三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier 1資本調達手段に該当するものであること。
  - 四 当該特別目的会社等の親法人等である信用金庫連合会がその総株主等の議決権の全てを保有すること。
- 4 | 第一項及び前項の「その他Tier 1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資（前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
  - 二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。
  - 三 担保権により担保されており、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
  - 四 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る

- 一 得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。
- 一 その他有価証券（第三十七条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。）の四十五パーセントに相当する額
- 二 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額
- 三 次に掲げるものの合計額
  - イ 一般貸倒引当金
  - ロ 内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額
- 四 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものと。
  - イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること。
  - ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
  - ハ 業務を継続しながら当該信用金庫連合会内の損失の補てんに充当されるものであること。

特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実に付いて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

二 利払いの義務の延期が認められるものであること。

五 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

六 期限付優先出資

2 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である信用金庫連合会の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該信用金庫連合会が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である信用金庫連合会が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日とその償還期日とみなす。



- 
- 七| 剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- イ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
- ロ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
- ハ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- ニ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く。）がないこと。
- 八| 剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。
- 九| 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 十| 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十一| 負債性資本調達手段である場合には、第三十一条第一号の算式における単体普通出資等Tier1比率が一定の水準を下回ったときに単体普通出資等Tier1比率が当該水準を上回るため
-

に必要な額又はその全額の元本の削減等が行われる特約その他これに類する特約が定められていること。

十二 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十三 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十四 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合若しくは公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合又は当該資本調達手段が優先出資に該当する場合、この限りでない。

第三十一条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る

調整項目の額がその他Tier 1資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、その他Tier 1資本の額は、零とする。

(Tier 2資本の額)

第三十六条 第三十一条第三号の算式において、Tier 2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 Tier 2資本調達手段に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二 Tier 2資本調達手段に係る負債の額

三 特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額

四 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第三十一条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合にあつては、第百五十条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテ

(準補完的項目)

第三十六条 第三十一条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第三十九条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第三十一条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

ール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十条第二号イに定める額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 第三十一条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 自己保有Tier2資本調達手段の額

二 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額

三 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額

四 その他金融機関等のTier2資本調達手段の額

3 第一項第三号に掲げる特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額とする。

一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier1資本調達手段（前条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。以下この章において同じ。）又はTier2資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である信用金庫連合会が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当するものであること。

四 当該特別目的会社等の親法人等である信用金庫連合会がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ

- 
- いてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- イ 償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実に付いて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
- ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。
- ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- (1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。
- (2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。
- 六 発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。
- 七 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 八 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
-

九 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合若しくは公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合又は当該資本調達手段が優先出資に該当する場合は、この限りでない。

5 第三十一条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の額がTier2資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Tier2資本の額は、零とする。

(調整項目の額の算出方法)

第三十七条 第三十四条第二項第二号、第三十五条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十四条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資の額は、信

第三十七条 第三十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(控除項目)

一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額

二 第七十七条第二項第二号、第二百二十三条及び第七十七条第二

<p>用金庫連合会が当該信用金庫連合会の資本調達手段（処分未済持分又は自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに次条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通出資に該当するものの額とする。</p>	<p>二 第三十五条第二項第一号に掲げる自己保有その他Tier1資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。</p>	<p>三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。</p>	<p>2 前項各号に定める額を算出する場合において、信用金庫連合会が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。</p>	<p>3 第三十四条第二項第三号、第三十五条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p>	<p>一 第三十四条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、信用金庫連合会が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する</p>
--	--	---	--	---	---

<p>項第二号の規定により控除されることとなる額</p>	<p>三 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額</p>	<p>四 第六十五条第一項第二号に定めるPDLGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額</p>	<p>五 第二百四十七条（第二百五条、第三百三十四条第一項及び第三百二条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額</p>	<p>2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している信用金庫連合会の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものを超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 1205 454 1545"> <p>他の金融機関の資本調達手段</p> </td> <td data-bbox="359 1545 486 2020"> <p>自己資本比率の算出の際の額</p> </td> </tr> </table>	<p>他の金融機関の資本調達手段</p>	<p>自己資本比率の算出の際の額</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 1205 327 1545"> <p>一 第三十五条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準</p> </td> <td data-bbox="231 1545 359 2020"> <p>第三十五条第一項第一号から第四号までに掲げるものうち、補完的項</p> </td> </tr> </table>	<p>一 第三十五条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準</p>	<p>第三十五条第一項第一号から第四号までに掲げるものうち、補完的項</p>
<p>他の金融機関の資本調達手段</p>	<p>自己資本比率の算出の際の額</p>									
<p>一 第三十五条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準</p>	<p>第三十五条第一項第一号から第四号までに掲げるものうち、補完的項</p>									



事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（第十一条に規定する単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有している」と認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に信用金庫連合会の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（信用金庫連合会又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他

<p>ずるもの</p>	<p>目に算入されないものの額</p>
<p>二  第三十五条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額 イ  第三十五条第一項第五号及び第六号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ  前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>
<p>三  短期劣後債務及びこれに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額 イ  短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないものの額 ロ  前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>

の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に相当するものの額とする。

二 第三十五条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

4 第三十四条第二項第四号、第三十五条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十四条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を信用金庫連合会が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項に

において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通出資保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第三十五条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

5 第三十五条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十五条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。）の対象資本調達手段を信用金庫連合会が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

6 第三十四条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第三十条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か

ら特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7 第三十四条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第三十四条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫連合会が少数出資金金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10 第六項第三号及び第七項各号並びに第三十四条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11 第三十四条第二項第七号及び第三十五条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十四条第二項第七号に掲げるその他Tier1資本不足額は、第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額からその他Tier1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

二 第三十五条第二項第五号に掲げるTier2資本不足額は、第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額からTier2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額

が零を下回る場合にあっては、零とする。)とする。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 第三十一条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあっては第四十二条第一項に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあっては第一百五十五条第二号に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ 個別貸倒引当金(内部格付手法採用金庫にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。)

ロ 特定海外債権引当勘定

ハ 債務保証見返勘定

ニ 派生商品取引に係る資産

ホ 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、

繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定により普通出資等 Tier 1資本に係る調整項目の額、その他 Tier 1資本に

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 第三十一条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用金庫にあっては第四十二条に定めるものを、内部格付手法採用金庫にあっては第一百五十五条に定めるものをいう。

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金

(内部格付手法採用金庫にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。)に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び前条第一項に定める控除項目の額



係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト 第三十四条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会において第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び当該信用金庫連合会における特定取引等に係る資産

#### 四 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会において第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び当該信用金庫連合会における特定取引等に係る資産

#### 四 (略)

3 信用金庫連合会は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引により生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第三十九条 第三十一条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(主たる事務所とそれ以外の事務所の間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置信用金庫連合会 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産(第三十四条第二項第二号から第六号まで、第三十五条第二項第一号から第四号まで又は第三十六条第二項各号に掲げ

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第三十九条 第三十一条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる信用金庫連合会の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金(主たる事務所とそれ以外の事務所の間の取引を含む。)並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一 特定取引勘定設置信用金庫連合会 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

る額に該当する部分を除く。)

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 当該信用金庫連合会における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産(第三十四条第二項第二号から第六号まで、第三十五条第二項第一号から第四号まで又は第三十六条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。)

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第四十条 第三十一条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十一条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第三十一条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定

二 特定取引勘定設置信用金庫連合会以外の信用金庫連合会 当該信用金庫連合会における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第四十条 第三十一条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十一条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第三十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定

める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第三十一条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十一条各号の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合にお

める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第三十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合にお

いて、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十一条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額をいう。

（標準的手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第四十二条 標準的手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（国内基準金庫にあつては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第

て、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十一条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

（標準的手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第四十二条 標準的手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十七条及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合にはこれに従う。

七十七条及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二| 第八章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額

三| 第八章の三に定めるところにより算出した第二百七十条の七各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）に係る信用リスク・アセットの額

2|

標準的手法採用金庫が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第三百三十七条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

（第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー）

第五十八条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク

（第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー）

第五十八条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク

・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第五十九条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第七十条の二 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び第七十条の三において同じ。))を算出する場合にあっては第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率(第十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び第七十条の三にお

・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)を含む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第五十九条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(新設)

て同じ。)を算出する場合にあつては第十四条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)を除く。)に係る出資(令第十一条第五項第二号に規定する出資をいう。次条第一項において同じ。)

(次項及び第七十八条の二において「対象出資」という。)のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額(以下この条及び第七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。))に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本の額(以下この条及び第七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。))に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八条の二第一項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2

前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八条の二第二項において同じ。)を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする



第七十条の二の二 標準的手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあっては第二十五条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第三十一条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあっては第三十七条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（次項及び第七十八条の二の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十九条第三号の算式における総自己資本の額（以下この条及び第七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。）、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十一条第三号の算式における総自己資本の額（以下この条及び第七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八条の二の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（新設）

2 | 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第十九条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十一条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八条の二の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）

第七十条の三 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。次項及び第七十八条の三において同じ。）の対象資本調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十五条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十七条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第七十八

（新設）

条の三において同じ。)のうち、対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第七十八条の三において同じ。)に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

## 2

標準的手法採用金庫である国内基準金庫が信用金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八条の三第二項において同じ。)に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第七十条の四 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、特定項目(第五条第八項第一号又は第十四条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第七十八条の四において同じ。)のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第七十条の四の二 標準的手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、特定項目(第二十五条第十項第一号又は第三十七条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第七十八条の四の二において同じ。)のうち第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十二条 (略)

2 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の

(新設)

(新設)

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十二条 (略)

2 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の

想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用金庫が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額(以下この注において「換算額」という。)の八パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

(与信相当額の算出)

第七十三条 (略)

2～4 (略)

5 標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてCVAの影響を

想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用金庫が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額(以下この注において「換算額」という。)の四パーセント(標準的手法を採用した海外拠点を有する信用金庫連合会においては、八パーセントとする。以下この注において同じ。)に相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

(与信相当額の算出)

第七十三条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(新設)

勘案することができる。

(期待エクスポージャー方式)

第七十六条 (略)

2 標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットテイング・セット(当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する $\Delta$ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる $\Delta$ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットテイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める $\Delta$ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の $\Delta$ で加重平均した $\Delta$ を用いるものとする。

一〇三 (略)

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した $\Delta$ 又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した $\Delta$ のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4 標準的手法採用金庫は、 $\alpha$ (第二項第一号に規定するものを用い、以下同じ。)について、次に掲げる要件を満たしている場合には

(期待エクスポージャー方式)

第七十六条 (略)

2 標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットテイング・セット(当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第七十六条の三第十一号及び第五十七条第七項において同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する $\Delta$ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる $\Delta$ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットテイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める $\Delta$ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の $\Delta$ で加重平均した $\Delta$ を用いるものとする。

一〇三 (略)

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に規定する $\alpha$ について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる

、独自に推計することができる。ただし、推計した $\alpha$ が一・二を下回るときは、 $\alpha$ は一・二とする。

一  $\alpha$ が、全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を $\Delta$ を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、EPEは次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta$ で加重平均したEPEを用いるものとする。

（算式略）

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 （略）

五  $\alpha$ が三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

5 | 標準的手法採用金庫は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この

。ただし、推計した $\alpha$ が一・二を下回るときは、 $\alpha$ は一・二とする。

一  $\alpha$ が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を $\Delta$ を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 $\Delta$ は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta$ で加重平均したEPEを用いるものとする。

（算式略）

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 （略）

（新設）

4 | 標準的手法採用金庫は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において

条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P P E$ の算出において、当該担保による効果を勘案した $\Delta P P E$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta P P E$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する $\Delta P P E$ とする方法を使用することができる。

一 ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の $\Delta P P E$ に当該取引相手方に提供される全ての担保(日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ  $\text{アドオン} = E[\max(\Delta M M, 0)]$

$E[\ ]$ は、 $[\ ]$ 内の期待値

$\Delta M M$ は、リスクのマージン期間(マージン・アグリーメント

に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との

同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P P E$ に代えて、 $\Delta P P E$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta P P E$ を計測する方法を使用することができる。

5 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる $\Delta P P E$ とする方法を使用することができる。

一 閾値(マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。)に次の算式により算出されたアドオンを加えた額  
(算式略)

二 マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の $\Delta P P E$

$E P E$



取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。)内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保(コールされたもの及び係争中のものを除く。)による効果を反映した場合のネットイング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットイング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7 | 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネットイング・セット  
ト 次のイからニまでに掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のみから構成されるネットイング・セット(ロ又はハに該当するものを除く。) 五営業日

ロ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット 二十営業日

ハ 算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット 二十営業日

(新設)

ニ イからハまでに掲げるネットテイング・セット以外のネットテイング・セット 十営業日

ニ Z日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットテイング・セット F+N-Z-T

Fは担保の残高に於り繰上されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットテイング・セットについて、担保額調整（エクスポートジャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットテイング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用金庫は、ネットテイング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間<sup>10</sup>に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方の PD と高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットテイング・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法採用金庫は、取引相手方及び参照企業の間<sup>10</sup>に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの

（新設）

（新設）

（新設）

特性を勘案しなければならない。

11| 標準的手法採用金庫は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

(新設)

12| 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットリング契約の効果を勘案することができる。

(新設)

一| 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第一百一条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットリング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二| 当該相対ネットリング契約が、当該相対ネットリング契約に係る全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三| 当該相対ネットリング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四| 当該相対ネットリング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

13| 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けト

(新設)

レード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネットイング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

(承認の基準)

第七十六条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレステスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うこと)を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

(承認の基準)

第七十六条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイング(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うこと)及びストレステスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うこと)をいう。

二の二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスト  
イング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエク  
スポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出さ  
れる期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポ  
ージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期  
的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続  
を記載した書類を作成していること。

二の三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取  
引相手方の PD と一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関  
を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう  
。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行う  
ための体制を整備していること。

### 三（略）

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独  
立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後  
定期的な、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変  
更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に  
よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそ  
れが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見  
直されるための体制を整備していること。この場合において、当  
該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

（新設）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成し  
ていること。

### （新設）

### （新設）

### 三（略）

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独  
立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後  
定期的な、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変  
更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に  
よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそ  
れが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証  
は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号の二に定めるバック・テストイングに加え、信用金庫又は信用金庫連合会のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。)が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続(期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。)を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットインギング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測されていること。

十 十二 (略)

十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る

イ (略)

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、信用金庫又は信用金庫連合会のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 十二 (略)

(新設)

係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事に定期的に報告するための部門を設置していること。

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第七十六条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案している場合には、第七十六条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十五 信用金庫連合会が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。）に係る個別リスクの算出に当たって、第二百七十二条の承認を受けており、第二百七十条の第二項の規定により先進的リスク測定方式を用いて派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出する場合には、第二百七十条の四の規定により適切にCVAリスク相当額を算出する体制を整備していること。

（未決済取引）

第七十七条（略）

2 標準的手法採用金庫は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第七十六条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

（新設）

（新設）

（未決済取引）

第七十七条（略）

2 標準的手法採用金庫は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額に、

約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第五十条から第六十二条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められるときは、第五十条から第六十二条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

取引の相手方の種類に応じ、第五十条から第六十二条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合には、第五十条から第六十二条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)



ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第五十七条又は第五十八条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第五十九条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第五十七条又は第五十八条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が5―3又は7―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上である短期の債券

五〇七（略）

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第八十八条 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条に掲げるもの及び次の各号に掲げるものとする。ただし、レポ形式の取引であつて、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になつているもの（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）については、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

一・二（略）

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第五十七条又は第五十八条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第五十九条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が2―2又は4―3以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第五十七条又は第五十八条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が5―3以上である短期の債券

五〇七（略）

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第八十八条 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条に掲げるもの及び次の各号に掲げるものとする。ただし、レポ形式の取引であつて、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になつているものについては、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

一・二（略）

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率					
		特定の発行体の場合 合（パーセント）	特定の発行体以外 の発行体 であって 証券化エ クスポー ジャー以	特定の発行体以外 の発行体 の発行体 であって 証券化エ クスポー ジャー以	証券化エ クスポー ジャー以	証券化エ クスポー ジャー以	証券化エ クスポー ジャー以

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率	
		特定の発行体の場合 合（パーセント）	特定の発行体以外 の発行体の場 合 合（パーセント）

信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1、5-1、 6-1若しくは7-1の場合又は第 八十七条第三号に 該当する場合	一年以下	〇・五	一	二
	一年超五年以 下	二	四	八
	五年超	四	八	十六
	信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、 4-3、5-2、 5-3、6-2、 6-3、7-2若 しくは7-3の場 合又は第八十七 条第五号の条件を満 たす場合	一年以下	一	二
一年超五年以 下	三	六	十二	
五年超	六	十二	二十四	
外の場合 (パーセント)				

信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1若しくは5-1の場合又は第 八十七条第三号の 条件を満たす場合	一年以下	〇・五	一	二
	一年超五年以 下	二	四	八
	五年超	四	八	十六
	信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、 4-3、5-2若 しくは5-3の場 合又は第八十七 条第五号の条件を満 たす場合	一年以下	一	二
一年超五年以 下	三	六	十二	
五年超	六	十二	二十四	

信用リスク区分が 1―4又は2―3 の場合	全ての期間	十五	一	一
-----------------------------	-------	----	---	---

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際  
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ  
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう  
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方  
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラティリティ調整率の調整)  
第九十八条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整  
」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリテ  
イ調整率が前提としている保有期間及び第一号イから二までに掲げ  
る適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める  
期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を  
用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提  
としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期  
間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイから二までに掲げる取引の区分に応じ

信用リスク区分が 1―4又は2―3 の場合	すべての期間	十五	一
-----------------------------	--------	----	---

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際  
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ  
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう  
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方  
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラティリティ調整率の調整)  
第九十八条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整  
」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリテ  
イ調整率が前提としている保有期間が、第一号イから二までに掲げ  
る適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定め  
る期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式  
を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前  
提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間  
によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにお

、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。） 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。） 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日  
ニ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット 二十営業日

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 (略)

3 (略)

（レポ形式の取引に対する法的に有効な相對ネットイング契約の適用）

いて定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの 十営業日  
ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

（新設）

二 (略)

3 (略)

（レポ形式の取引に対する法的に有効な相對ネットイング契約の適用）

第百一条 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相對ネットイング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相對ネットイング契約下にある全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第百五条 (略)

2～4 (略)

5 標準的手法採用金庫は、前項の規定にかかわらず、第九十八条第二項第一号二及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第百一条 標準的手法採用金庫は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相對ネットイング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由(取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。)が生じた場合に、他方の当事者は、当該相對ネットイング契約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第百五条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第二百十條 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

（免責額の扱い）

第二百十三條 標準的手法採用金庫が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該水準に相当する額について第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

（階層化された保証又はクレジット・デリバティブ）

第二百二十五條 標準的手法採用金庫がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採

第二百十條 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

（免責額の扱い）

第二百十三條 標準的手法採用金庫が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

（階層化された保証又はクレジット・デリバティブ）

第二百二十五條 標準的手法採用金庫がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採

用金庫が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該留保した部分について第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第三百三十四条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用金庫は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

第七節

間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第三百三十七条の二 標準的手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャ

用金庫が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用金庫は、当該留保した部分について第八章の規定を準用して取り扱わなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第三百三十四条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用金庫は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを二千五百パーセント(標準的手法を採用する海外拠点を有する信用金庫連合会においては、千二百五十パーセントとする。)を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(新設)

(新設)



一に係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第七十六条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

$RWA^*$ は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

$RWA$ は、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

$Tm$ は、第七十六条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(内部格付手法の適用)

第四百四十四条 内部格付手法採用金庫は、全てのエクスポージャーについて、内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(内部格付手法の適用)

第四百四十四条 内部格付手法採用金庫は、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(適用除外)

第四百四十六条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用金庫の第五十条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

- 二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用金庫の第五十条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定めるものに十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定めるものに五パーセントを乗じて得た

(適用除外)

第四百四十六条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

- 二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない場合に限る。

額を超えない場合に限る。

一 国際統一基準金庫である内部格付手法採用金庫 総自己資本の額

二 国内基準金庫である内部格付手法採用金庫 自己資本の額

(スロッシング・クライテリアの利用)

第百四十七条 内部格付手法採用金庫は、第百五十一条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第百四十八条 事業法人等向けエクスポージャー(第百五十一条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第百五十三条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第百五十三条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第百六十五条第九項に定めるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第二百十六条第六項に定めるEL<sub>Default</sub>にEADを乗じた額とする。

(スロッシング・クライテリアの利用)

第百四十七条 内部格付手法採用金庫は、第百五十一条第三項及び第五項に基づきスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第百四十八条 事業法人等向けエクスポージャー(第百五十一条第三項及び第五項によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第百五十三条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第百五十三条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第百六十五条第九項に定めるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第二百十六条第六項に定めるEL<sub>Default</sub>にEADを乗じた額とする。

2 第百五十一条第四項において、スロツテイニング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第百五十一条第六項において、スロツテイニング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 第百三十四条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより

2 第百五十一条第三項において、スロツテイニング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第百五十一条第五項において、スロツテイニング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 第百三十四条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセント(海外営業拠点を有しない標準的手法採用金庫においては、二千五百パーセントとする。)」を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセント

、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第五十条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に掲げる額をいう。

一 国内基準金庫である内部格付手法採用金庫 次に掲げる額の合計額

イ 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第七十三条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第六十五条第一項第二号に掲げる PDLGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第七十八条の三の規定により算出される信用リスク・

を上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブの EAD を乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第五十条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第七十三条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)(一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額)

二 内部格付手法採用金庫が標準的手法を適用する部分につき、第四十二条の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

アセットの額及び第七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価値額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 内部格付手法採用金庫が標準的手法を適用する部分につき、第四十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

ハ 第八章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ニ 第八章の三に定めるところにより算出した第四十二条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

二 国際統一基準金庫である内部格付手法採用金庫 次に掲げる額の合計額

イ 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百六十五条第一項第二号に掲げるPDLGD方式の適

用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第七十八條の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第七十八條の四の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ 内部格付手法採用金庫が標準的手法を適用する部分につき、第四十二條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

ハ 第八章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ニ 第八章の三に定めるところにより算出した第四十二條第一項第三号に規定する中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）  
第二百五十一條（略）

2 内部格付手法採用金庫は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項の規定にかかわ

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）  
第二百五十一條（略）

2 内部格付手法採用金庫は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める

らず、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

3 内部格付手法採用金庫は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャー)に該当するものを含む。)の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

4 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の PD の推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用金庫が付与する格付(以下「内部格付」という。)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットイング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EADをいう。)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十八号口ただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

(新設)

3 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の PD の推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用金庫が付与する格付(以下「内部格付」という。)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットイング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十八号口ただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。



(表略)

5| (略)

6| 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EADをいう。)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7| 第三百三十四条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずること

(表略)

4| (略)

5| 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

6| 第三百三十四条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセント(海外営業拠点を有しない標準的手法採用金庫においては、二千五百パーセントとする。)を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、こ

とにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8| 第三百三十六条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第三百三十四条」とあるのは「第五十一条第七項において読み替えて準用する第三百三十四条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい

れに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

7| 第三百三十六条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「第三百三十四条」とあるのは「第五十一条第六項により読み替え後の第三百三十四条」と、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポー

一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第五十二条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2 4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第五十三条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第五十七条若しくは第五十八条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)の

ジャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第五十二条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合(基礎的内部格付手法採用金庫の場合は、第二百二十条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2 4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第五十三条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第五十七条若しくは第五十八条に掲げる主体又は保険会社(保険業法(平成七年法律第一百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)若

うち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機能により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第百五十五条に定めるLGD、第百五十六条に定めるEAD及び第百五十七条に定めるマチュリティ(M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることではない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K<sub>req</sub>)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K<sub>co</sub>)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(G)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〇三 (略)

四 相関係数(R)は、第百五十一条に定めるところによる。

しくは外国保険業者(同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。)の適用を受けていること又は適格格付機能により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第百五十五条に定めるLGD、第百五十六条に定めるEAD及び第百五十七条に定めるマチュリティ(M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることではない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K<sub>req</sub>)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K<sub>co</sub>)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(G)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〇三 (略)

四 相関係数(R)は、第百五十一条第一項第三号、同条第二項又は

第四項に規定するところによる。

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第百五十六条 (略)

2～5 (略)

(新設)

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第百五十六条 (略)

2～5 (略)

6 内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合であつて、当該 EAD の算出に当たつて第七十六条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出した EAD (当該エクスポージャーに係るものに限る。) に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とする  
ことのできる。

掛目 =  $\sqrt{Tm/10}$

Tm は、第七十六条第七項の規定を準用して算出したリスクのマー  
ジンを期間。この場合において、同項第一号中「ネットインゲ・セ  
ット 二十営業日」とあり、及び「ネットインゲ・セット 十營  
業日」とあるのは、「ネットインゲ・セット 五営業日」と読み  
替えるものとする。

(マチュリティ)

第百五十七条 (略)

2～7 (略)

8 前各項の規定にかかわらず、第八章の二第三節に定める先進的リスク測定方式によりCVAリスク相当額を算出する場合において、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移リスクを計測しているときは、派生商品取引のマチュリティについて一年を上限とすることができる。

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百六十四条 (略)

2～5 (略)

6 第百五十六条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであつて、内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百六十五条 (略)

2～8 (略)

9 第一項第二号に掲げる「P/LGD方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・

(マチュリティ)

第百五十七条 (略)

2～7 (略)

(新設)

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百六十四条 (略)

2～5 (略)

(新設)

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百六十五条 (略)

2～8 (略)

9 第一項第二号に定める「P/LGD方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・

アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリテイは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第七十二条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリテイは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。ただし、当該合計額が千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、株式等エクスポージャーの額を控除することができる。

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第七十二条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的内部格付手法採用金庫の場合、第二百二十条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3～6 (略)

(未決済取引)

第一百七十七条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該非同時決済取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額を「EAD」とし、取引の相手方の種類に<sup>1</sup>応じ、第百五十一条又は第百六十条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセ

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人（基礎的内部格付手法採用金庫の場合、デフォルト・リスクについては、第百二十条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3～6 (略)

(未決済取引)

第一百七十七条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額を「AD」とし、取引の相手方の種類に<sup>1</sup>応じ、第百五十一条又は第百六十条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。



ントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3 内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該非同時決済取引の約定額に第五十条から第六十二条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないこと認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、第百五十五条第一項又は第百六十三条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百七十八条 (略)

3 内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該取引の約定額に第五十条から第六十二条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないこと認められる場合において、当該すべての非同時決済取引について、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法採用金庫は、前項第一号の場合において、第百五十五条第一項又は第百六十三条の規定にかかわらず、当該取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百七十八条 (略)

2 第五百五十一条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額（EAD）をいう。）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（重要な出資のエクスポージャー）

第七十八条の二 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EAD）をいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EAD）をいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第七十八条の二の二 内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該

2 第五百五十一条、第五十八条から第六十条まで、第六十五条、第六十六条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額（EAD）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（新設）

（新設）

エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

- 2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）

- 第二百七十八条の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

- 2 内部格付手法採用金庫である国内基準金庫が信用金庫である場合にあつては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額については、当該エクスポージャーの額の合計額のうち少数出資に係る十パーセント基準額に相当する部分に係る

（新設）

エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD をいう。) に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とし、それ以外の部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD をいう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第七十八条の四 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD をいう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

第七十八条の四の二 内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD をいう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

(国内基準金庫である場合に損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出)

第七十八条の五 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならない。

(特定貸付債権の取扱い)

第八十六条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる格付を第五十一条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第八十八条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(特定貸付債権の取扱い)

第八十六条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、前項に掲げる格付を第五十一条第三項及び第五項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第八十八条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第九十二条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用金庫が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための追加的条件)

第二百三十八条 内部格付手法を用いる信用金庫又は信用金庫連合会については、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定める要件を当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

一 国際統一基準金庫 第十九条第三号及び第三十一条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

二 国内基準金庫である信用金庫連合会 当該信用金庫連合会を国際統一基準金庫であるとみなして第十九条第一号及び第三十一条

(新設)

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第九十二条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与なければならない。ただし、内部格付手法採用金庫が当該事業体等の親法人等(銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等という)、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための追加的条件)

第二百三十八条 内部格付手法を用いる信用金庫又は信用金庫連合会については、第十九条及び第三十一条の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

三 信用金庫 内部格付手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していること。

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

第二百四十七条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百四十八条 (略)

2 第六章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第

(証券化エクスポージャーの控除項目)

第二百四十七条 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百四十八条 (略)

2 第六章第六節は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第

て、第百十二条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百二十条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に信用金庫又は信用金庫連合会による最劣後部分や信用補充の追加的な引受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百四十九条 標準的手法採用金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

百十二条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百二十条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に信用金庫又は信用金庫連合会による最劣後部分や信用補充の追加的な引受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百四十九条 標準的手法採用金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。



一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。  
 イ オリジネーターのとき。

(略)	(略)	(略)
6-5	6-4	千二百五十
(略)		

ロ イ以外のとき。

(略)	(略)	(略)
6-5		千二百五十
(略)		

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)	(略)
7-4		千二百五十
(略)		

一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。  
 イ オリジネーターのとき。

(略)	(略)	(略)
6-5	6-4	自己資本控除
(略)		

ロ イ以外のとき。

(略)	(略)	(略)
6-5		自己資本控除
(略)		

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)	(略)
7-4		自己資本控除
(略)		

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一～三 (略)

3～7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百五十一条 (略)

2 第六章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第一百十二条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

一～三 (略)

3～7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百五十一条 (略)

2 第六章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第一百十二条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクス

エクスポージャーのものとする。」と、第二百二十条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百五十四条 (略)

254 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについては、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(外部格付準拠方式)

第二百五十六条 内部格付手法採用金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

ポージャーのものとする。」と、第二百二十条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百五十四条 (略)

254 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについては、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

(外部格付準拠方式)

第二百五十六条 内部格付手法採用金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8   12	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7   4	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百五十七条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8   12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7   4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

(指定関数方式)

第二百五十七条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）

第二百六十六条（略）

2 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

第八章の二 CVAリスク

4 前項で自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）

第二百六十六条（略）

2 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

（新設）

第一節 算出方式

(新設)

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 信用金庫又は信用金庫連合会は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならぬ。

(新設)

一 中央清算機関

二 信用金庫又は信用金庫連合会が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

- (1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合
- (2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格

中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三| 資金清算機関等

2| 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十六条第一項（第一百五十六条第五項又は第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

一| 中央清算機関

二| 信用金庫連合会が中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、前項第二号に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

三| 資金清算機関等

3| 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない国内基準金庫にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

一| 内部格付手法採用金庫

二| 内部モデル方式採用金庫

三| 先進的計測手法採用金庫

四| 期待エクスポージャー方式の使用について第七十六条第一項（  
第百五十六条第五項又は第百六十四条第五項において準用する場  
合を含む。）の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

4| 第一項及び前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる信用金庫  
又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない国内基準金庫が、直近  
の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いて  
CVAリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由に  
よりその使用を継続することができない旨をあらかじめ金融庁長官  
に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならない。

第二節| 標準的リスク測定方式

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第二百七十条の三| 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリ  
スク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額（ $K$ ）  
とする。

【算式①を挿入】

$h$ は、保有期間（ただし、 $h$ の値は1とする。）

$w$ は、取引相手方*i*に係る掛目

$M_i$ は、第百五十七条第一項に規定する実効マチュリテイであつて  
取引相手方*i*に係る派生商品取引に係るものとする。この場合に  
おいて、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える

（新設）

（新設）



場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

$EAD_i^{total}$  は、取引相手方  $i$  に係るネットインギン・セットの与信相当額の割引現在価値

$M_i^{hedge}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方  $i$  に係る取引のマチュリテイ

$B_i$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方  $i$  に係る取引の想定元本額の割引現在価値

$w_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

$M_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリテイ

$B_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

2) 前項の  $w_i$  は、適格格付機関により付与された取引相手方  $i$  に係る格付に対応する信用リスク区分（第五十条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6
ウエイト $w_i$ (パーセント)	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0

<p>3 第一項の <math>M_{\text{net}}</math> は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。</p>
<p>4 第一項の <math>EAD_{\text{out}}</math> は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方<sup>一</sup>に係るネットテイング・セットごとに算出した額とする。</p> <p>一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第六章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値</p> <p>二 標準方式を用いる場合 第七十五条に規定する与信相当額の割引現在価値</p> <p>三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第七十六条第二項に規定する与信相当額</p> <p>5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。</p> $\text{(割引現在価値)} = \text{(想定元本額又は与信相当額)} \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_t)) / (0.05 \times M_t)$ <p><math>M_t</math> は、対応する <math>M_t</math>、<math>M_t^{\text{edge}}</math> 又は <math>M_t^{\text{net}}</math></p> <p>6 第一項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするものに限る。CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。</p>

- 一 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ
- 二 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ
- 三 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD

<sup>①</sup>(直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。)を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットティング・セットのEAD<sup>total</sup>とするべきである。

$$\text{掛目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

Tmは、第七十六条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

第三節 先進的リスク測定方式

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

(新設)

第二百七十条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVAリス

(新設)

スク相当額は、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。

一 算出基準日のCVAバリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるCVAのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

二 算出基準日のCVAストレス・バリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるストレス期間の市場データに基づくCVAのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

2 | CVAバリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければならない。

3 | CVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切な一年間をストレス期間として使用しなければならない。

4 | CVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。

一 ポジションの時価を再計算することによりマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算

式により得られる値を用いてCVAベリコー・アット・リスク及びCVAストレス・ベリコー・アット・リスクを算出する方法

【算式②を挿入】

$LGD_{MKT}$  は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッドに基づく当該取引相手方の  $LGD$  (以下この節において同じ。)

$t_i$  は、現時点から  $EE_i$  を  $i$  回目に再評価するまでの期間 (以下この節において同じ。)

$t_T$  は、取引相手方とのネットイング・セットにおける最長の契約満期 (以下この節において同じ。)

$s_i$  は、期間  $t_i$  に対応する取引相手方のクレジット・スプレッド (以下この節において同じ。)

$D_i$  は、期間  $t_i$  に対応するデイスカウント・ファクター (期間  $t_i$  が経過する時点における価値を一とした場合の割引現在価値であってリスクフリー・レートを用いて算出したものをいう。ただし、 $D_0$  の値は一とする。以下この節において同じ。)

$EE_i$  は、期間  $t_i$  における取引相手方に対する期待エクスポージャー (以下この節において同じ。)

11 特定の期間帯におけるクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてCVAベリコー・アット・リスク及びCVAストレス・ベリコー・アット・リスクを算出する方法

【算式③を挿入】

三| パラレル・シフトを仮定したクレジット・スプレッドの変動に  
対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部  
モデルを使用している場合| 次に掲げる算式により得られるスプ  
レッドの変動に対する感応度を用いてCVAバリュー・アット・  
リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出す  
る方法

【算式④を挿入】

5| 前項の規定にかかわらず、第七十六条第六項（第一百五十六条第五  
項又は第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定  
する方法を使用する場合には、ネットイング・セットにおける最も  
長いマチュリテイの二分の一に相当する期間又は当該ネットイング  
・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額  
により加重平均したマチュリテイのいずれか大きい期間を $\tau$ とし  
、当該ネットイング・セットの~~純~~EPEをEEとしなければなら  
ない。

6| CVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー  
・アット・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取  
引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするものに限り、CVA  
リスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

7| 前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・  
スワップによるCVAリスクに対するヘッジ効果を反映させるとき  
は、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一

の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベースス・リスクを反映させなければならない。ただし、CVAリスク相当額の算出に当たって、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。

(適用除外)

第二百七十条の五 前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るCVAリスク相当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2 カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

#### 第四節 簡便的リスク測定方式

(簡便的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十条の六 簡便的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を

(新設)

(新設)

(新設)

取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額とする。

第八章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い

(新設)

(中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百七十条の七 第六章及び第七章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

(新設)

- 一 中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー
- 二 中央清算機関に係る清算基金
- 三 信用金庫又は信用金庫連合会が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百七十条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの(次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。)

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

(新設)

第二百七十条の八 第六章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは、「信用金庫又



は信用金庫連合会」と読み替えるものとする。

2 | 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第六章の規定を準用する場合において、第七十六条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第九十八条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット」と読み替えるものとする。

一 | 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二 | 直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー

3 | 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（信用金庫又は信用金庫連合会が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、信用金庫又は信用金庫連合会への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセットの

額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百七十条の九 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一 リスク・センシティブ手法  
二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) は次の算式を用いて算出する。

【算式⑤を挿入】

$K_{cm}$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額 (第八号及び第九号において同じ。)

$N$  は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数 (第八号及び第九号において同じ。)

$DF$  は、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した清算基金の額

$DF_{cop}$  は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金 (債務不履行参加者の清算基金を

(新設)

除く。)に先立ち負担するものの額

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者 i に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者 i が拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金

A<sub>Net,i</sub>は、直接清算参加者 i に対する EBRM<sub>i</sub> の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,1</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,2</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum A_{Net,i}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

II 前号におけるエクスポージャーの額は、第五十二条及び第五十一条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

III 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第七十四条のカーボット・エクスポージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第七十四条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

【算式⑥を挿入】

五 第三号の場合において、第七十四条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第七十五条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第九十八条第二項第一号ニ（第一百五条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 $DF_{corp}$  が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの  $DF_{corp}$  は  $\Sigma A_{Net,i}$  の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{can}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{can}$ ) を算出することを要する。

【算式⑦を挿入】

$DF^*$ は、当該適格中央清算機関に対する信用金庫又は信用金庫連合会の未拠出の清算基金の額

DF<sub>i</sub>\*は、直接清算参加者*i*の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{GM}$ ) を算出することを要する。

【算式⑧を挿入】

IMは、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した当初拠金の額

3 | 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑨を挿入】

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した清算基金の額

(適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百七十条の十 適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出した清算基金の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〇九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする信用金庫連合会について、第十九条第三号及び第三十一条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

第二百九十二条 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 通貨ごとに、次のイからホまでに掲げる項目(リスク管理上必要がないと認められる場合にあつては、ニに掲げる項目を除くことができる。)を合計する。ただし、金のポジションについては標準的な測定単位(オンス)で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び主たる事務所以外の事務所については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができる。ただし、ニについては、リスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対象としないことができるものと

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百七十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〇九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする信用金庫連合会について、第十九条及び第三十一条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

第二百九十二条 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 通貨ごとに、次のイからホまでの項目を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位(オンス)で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとする。また、連結子会社及び主たる事務所以外の事務所については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができる。ただし、ニについては、リスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対象としないことができる。

する。

イ ホ (略)

二 (略)

三 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する。

イ 前号で得られた全ての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ (略)

(標準的手法採用金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫(信用金庫連合会に限る。)が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)

(略)

(略)

イ ホ (略)

二 (略)

三 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する。

イ 前号で得られたすべての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ (略)

(標準的手法採用金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第三百二条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫(信用金庫連合会に限る。)が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)

(略)

(略)

6—5	百
-----	---

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)	(略)
7—4	百	(略)

(内部格付手法採用金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク)  
 第三百二条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫(信用金庫連合会に限る。)が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

6—5	自己資本控除
-----	--------

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)	(略)
7—4	自己資本控除	(略)

(内部格付手法採用金庫における証券化エクスポージャーの個別リスク)  
 第三百二条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫(信用金庫連合会に限る。)が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。



8   12	(略)	(略)	(略)
百・〇〇			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7   4	(略)	(略)	(略)
百・〇〇			

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第三百二条の四 第二百四十九条第二項から第六項まで及び第二百八十一条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百四十九条第二項中「前項」とあるのは「第三百二条の二及び第三百二条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

8   12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7   4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第三百二条の四 第二百四十九条第二項から第六項まで及び第二百八十一条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百四十九条第二項中「前項」とあるのは「第三百二条の二及び第三百二条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項及び前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 (略)

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第三百二条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項及び前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

4 (略)

(自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第三百二条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

3 信用補完機能を持つHIOストリップスについては、第二百四十七条（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例）

第三百二条の十四 第七十八条の三第一項、第七十八条の四及び第七十八条の四の二の規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「信用金庫連合会」と、「第五十条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「前六節の規定にかかわらず」と、「に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「マーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポージャーの額（EADをいう。）」とあるのは「当該部

2 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。

(承認申請書の提出)

第三百十三条 (略)

2 (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる信用金庫又は信用金庫連合会及び連結の範囲に含まれる法人等をいう。以下この章において同じ。)

(承認の基準)

第三百十五条 金融庁長官は、第三百十二条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、かつ、同号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜四 (略)

(承認申請書の提出)

第三百十三条 (略)

2 (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる信用金庫又は信用金庫連合会及び連結の範囲に含まれる法人等(第七条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。))をいう。以下この章において同じ。)

(承認の基準)

第三百十五条 金融庁長官は、第三百十二条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、かつ、第三項第十号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、信用金庫又は信用金庫連合会の全ての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれていること。

ハ ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース(オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。)において全て特定されていること。

ト (略)

六 九 (略)

十 次のイからハまでに掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たすこと。

イ 国際統一基準金庫 第十九条第三号及び第三十一条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

ロ 国内基準金庫である信用金庫連合会 当該信用金庫連合会を国際統一基準金庫であるとみなして第十九条第一号及び第三十条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、信用金庫又は信用金庫連合会のすべての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータがすべて含まれていること。

ハ ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース(オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。)においてすべて特定されていること。

ト (略)

六 九 (略)

十 第十九条及び第三十一条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

であること。

ハ 信用金庫 先進的計測手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していること。

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 金融庁長官は、第四条第四項第五号イ及び第十三条第四項第五号イの確認の権限を、当該確認の申請を行う信用金庫又は信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。)に委任する。

2| 金融庁長官は、第六十一条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用金庫又は信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次条において同じ。)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(經由官庁)

第三百二十二条 信用金庫は、第四条第四項第五号イ、第十三条第四項第五号イ、第二十三条第四項第五号イ、第二十四条第四項第五号イ、第三十五条第四項第五号イ及び第三十六条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該信用金庫の主たる事務所の所在

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 (新設)

金融庁長官は、第六十一条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用金庫又は信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次条において同じ。)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(經由官庁)

第三百二十二条 (新設)

地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由してしなければならない。

2 | 信用金庫は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

3・4 | (略)

#### 附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により自己資本比率を計算している信用金庫又は信用金庫連合会及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会は、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。ただ

信用金庫は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

2・3 | (略)

#### 附則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により自己資本比率を計算している信用金庫又は信用金庫連合会及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会は、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント(内部格付手法又は先進的計測手法を採用する信用金庫又は海外拠点を有す

し、当該基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若しくは信用金庫連合会又は先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若しくは信用金庫連合会のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用金庫又は先進的計測手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する信用金庫又は信用金庫連合会以外の信用金庫又は信用金庫連合会及び同項ただし書に規定する信用金庫又は信用金庫連合会は、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

る信用金庫連合会以外の信用金庫連合会においては、四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えないければならない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若しくは信用金庫連合会又は先進的内部格付手法採用金庫になる信用金庫若しくは信用金庫連合会のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用金庫又は先進的計測手法採用金庫になる信用金庫又は信用金庫連合会に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する信用金庫又は信用金庫連合会以外の信用金庫又は信用金庫連合会及び同項ただし書に規定する信用金庫又は信用金庫連合会は、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント(海外営業拠点を有しない内部格付手法採用金庫又は先進的計測手法採用金庫においては、四パーセント)で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)



(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十三条 内部格付手法採用金庫は、新告示第百六十五条及び第百六十六条の規定にかかわらず、当該信用金庫又は信用金庫連合会が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用金庫が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁告示第六号)第三条の規定による改正前の新告示第六条第一項、新告示第十五条第一項、新告示第二十五条第一項又は新告示第三十七条第一項に該当する場合を除く。)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属する全ての財産又は当該法人の保有する全ての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該信用金庫又は信用金庫連合会が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十三条 内部格付手法採用金庫は、新告示第百六十五条及び第百六十六条の規定にかかわらず、当該信用金庫又は信用金庫連合会が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用金庫が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(新告示第六条第一項、新告示第十五条第一項、新告示第二十五条第一項又は新告示第三十七条第一項に該当する場合を除く。)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該信用金庫又は信用金庫連合会が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。

ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2  
5  
（略）

合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2  
5  
（略）

四 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節〜第六節（略）</p> <p>第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第一百十三 条の二）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款〜第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（第一百五十四条―第一百五十四条の五）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第六章の二 CVAリスク</p> <p>第一節 算出方式（第二百四十六条の二）</p> <p>第二節 標準的リスク測定方式（第二百四十六条の三）</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節〜第六節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款〜第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（第一百五十四条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>（新設）</p>

第三節 簡便的リスク測定方式(第二百四十六条の四)

第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い(第二百

四十六条の五―第二百四十六条の八)

第七章 オペレーショナル・リスク(第二百四十七条―第二百六十

四条)

第八章 (略)

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一―七 (略)

七の二 中央清算機関 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十

五号)第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者

及び商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条

第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法

令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業

又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三 適格中央清算機関 信用協同組合等が第二百四十六条の七

第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出する

に当たって必要な情報を信用協同組合等に提供している者であつ

て、次に掲げる者をいう。

イ 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清

(新設)

第七章 オペレーショナル・リスク(第二百四十七条―第二百六十

四条)

第八章 (略)

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一―七 (略)

(新設)

(新設)

算機関

- ロ 商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関
- ハ 外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者
- 八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。
  - イ 株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの
  - (1) (3) (略)
- ロ 金融機関のコア資本に係る基礎項目の額(次条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。)又はTier1資本(国際統一基準のうち連結Tier1比率又は単体Tier1比率における分子たる自己資本をいう。)の額に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品
- ハ・ニ (略)
- 九 十五の二 (略)
- 十六 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。
  - イ 金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引
- ロ・ハ (略)
- 十七 二十一 (略)
- 二十二 上場株式 取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)、店

- 八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。
  - イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの
  - (1) (3) (略)
- ロ 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品
- ハ・ニ (略)
- 九 十五の二 (略)
- 十六 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。
  - イ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引
- ロ・ハ (略)
- 十七 二十一 (略)
- 二十二 上場株式 取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)、店

店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場（同法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。

二十三〜三十三（略）

三十四 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポージャー（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）をいう。

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ（略）

ホ 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

へ〜チ（略）

リ 信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業

店頭売買有価証券市場（金融商品取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。

二十三〜三十三（略）

三十四 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポージャーをいう。

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ（略）

ホ 土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

へ〜チ（略）

リ 信用保証協会等（信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十

信用基金協会をいう。以下同じ。) 向けエクスポージャー

三十六 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 金融機関(第七号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。)に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行に対するエクスポージャー(前号トに掲げるものを除く。)

ニ～ヘ (略)

三十六の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー 事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ 大規模規制金融機関(次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。)

(1) 規制金融機関(金融機関、保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。))若しくは少額短期保険業者(同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。))若しくは第一種金融商品取

八年法律第九十六号)に規定する信用保証協会をいう。)、

農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。))及び農業信用基金協会(中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)に規定する漁業信用基金協会をいう。))をいう。以下同じ。) 向けエクスポージャー

三十六 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 第七号に規定する金融機関(同号ロに掲げる者を除く。)に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行(前号トに掲げるものを除く。)に対するエクスポージャー

ニ～ヘ (略)

(新設)

引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第五条第四項及び第十四条第三項において同じ。）であつてその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2) (1)に掲げる者の子法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ロ 非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であつて、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(1) 規制金融機関

(2) 大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

三十六の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレボ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

三十六の四 直接清算参加者 トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央

（新設）

（新設）



清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十六の五 間接清算参加者 直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十六の六 清算基金 自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補填するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。

三十七～五十一 (略)

五十二 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であつて、内部格付手法を採用する信用協同組合等に担保として供されたものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 債務者の子法人等又は関連法人等(令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十三～五十六 (略)

五十七 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法を採用する信用協同組合等又は当該内部格付手法を採用する信用協同組合等の連結子法人等(信用協同組合等の子法人等であつて、連結自己資本比率(次条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。)が

(新設)

(新設)

三十七～五十一 (略)

五十二 適格債権担保 次の要件のすべてを満たす債権であつて、内部格付手法を採用する信用協同組合等に担保として供されたものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 債務者の子法人等(銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。)又は関連法人等(銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。)その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十三～五十六 (略)

五十七 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法を採用する信用協同組合等又は当該内部格付手法を採用する信用協同組合等の連結子法人等(信用協同組合等の子法人等(協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)以下「令」という。)第三条の二第二項に規定する子法人等を

第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十八〜七十一 (略)

七十二 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。))及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組みられたものでないこと。

ニ〜ト (略)

七十三〜七十六 (略)

七十七 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりCVA(派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。)が変動するリスクをいう。

いう。以下同じ。)であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。)が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十八〜七十一 (略)

七十二 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。))及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組みられたものでないこと。

ニ〜ト (略)

七十三〜七十六 (略)

(新設)

七十八 国際統一基準 海外拠点（外国に所在する支店若しくは従

たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下この号において同じ。）を有する金融機関又は海外拠点を有する金融機関を子会社（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下「法」という。）第三十五条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社及びその子会社の自己資本比率基準をいう。

## 第二章 連結自己資本比率

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条 信用協同組合等の自己資本比率基準のうち法第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（新設）

## 第二章 連結自己資本比率

（算式）

第二条 信用協同組合等の自己資本比率基準のうち協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下「法」という。）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に定める基準（次条において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式について得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補正的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、信用協同組合等が法第四条の二第一項第一号若しくは第三号又は法第四条の四第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第五条第七項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

(自己資本の額)

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額（外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、信用協同組合等が法第四条の二第一項第一号若しくは第三号又は法第四条の四第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第六条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第六条第一項において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

(基本的項目)

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価

同じ。)を除く。)

二) その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等(その他有価証券評価差額金(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。)、繰延ヘッジ損益(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十二項において同じ。))及び土地再評価差額金(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。))を除く。)

三) コア資本に係る調整後少数株主持分の額

四) 次に掲げる額の合計額

イ) 一般貸倒引当金(内部格付手法を採用する信用協同組合等においては第二百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十三条第一項第二号イにおいて同じ。)  
ロ) の額(当該額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額(内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額とする。))に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。)

ロ) 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額(第二百二十四条に規定する期

証券評価差損(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計(時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。))を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益(同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。))の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。))の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

一) のれんに相当する額(正の値である場合に限る。以下同じ。)  
二) 営業権(のれんを除く。以下同じ。))に相当する額  
三) 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産(のれんを除く。第八条において同じ。))に相当する額(企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第八条において同じ。)

四) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。)の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額(当該額が第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。)

2 第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産(のれんに係るものに限る、のれん相当差額(他の金融機関等(次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。)であつて、連結子会社(連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)において同じ。)である保険子法人等又は持分法(連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下この(1)及び第七条第一項において同じ。)が適用される者に係る差額(連結子会社である保険子法人等にあつては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するものをいう。)をいう。第八条第二項第五号において同じ。)を含む。)の額

(2) 無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額

五 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額(第二百二十四条に定める期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。)の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 前項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するものをいう(以下この章において同じ。)

- 
- ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額
  - ハ 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額
  - ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
  - ホ 負債の時価評価（信用協同組合等又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額
  - ヘ 退職給付に係る資産又は前払年金費用の額
  - 二 自己保有普通出資等の額
  - 三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額
  - 四 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額
  - 五 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額
  - 六 特定項目に係る十パーセント基準超過額
  - 七 特定項目に係る十五パーセント基準超過額
- 3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
- 一 残余財産の分配について、信用協同組合等の組合員又は会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後の内容を有するものであること。
  - 二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手
-

- 
- 段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
- 三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
- 四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
- 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
- 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
- 九 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に關し当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができな
-



い状態をいう。以下同じ。)にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において組合員勘定又は会員勘定として計上されるものであること。

十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有する

ものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に乗せられる一定の金利又は配当率（第十三条第四項第四号において「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実に付いて、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

- 
- 六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。
- 七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
- ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
- ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。
- 八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。
- 九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。
- 十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接
-

又は間接に融通されたものでないこと。

十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等のうち金融機関又はバニール銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。))の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額(第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の親法人等(令第三条の二第二項に規定する親法人等をいう。第六十八条第二項において同じ。))である信用協同組合等の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下

(補完的項目)

第五条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母(内部格付手法を採用する信用協同組合にあっては、第二百二十六条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額)の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第二百二十六条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資(残存期間が五年以内になったもの)は、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年

回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

一 当該特定連結子法人等の第二条の算式の分母の額に相当する額に四パーセントを乗じて得た額

二 第二条の算式の分母のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額(当該特定連結子法人等の同条の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。)に四パーセントを乗じて得た額

2 | 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、信用協同組合等又は連結子法人等が当該信用協同組合等又は連結子法人等の普通出資等(普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。))又は非累積的永久優先出資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。))をいい、自己優先出資に該当するものを除く。)を保有している場合(法人等(令第三条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。))であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者(以下この条において「連結範囲外の法人等」という。))に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該普通出資等(次項及び第八条

数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。(については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。)

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金(内部格付手法を採用する信用協同組合等においては第百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十四条において同じ。)

ロ 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものと。  
イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。  
ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 期限付劣後債務(契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。)

第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。)の額とする。

3 前項に定める額を算出する場合において、信用協同組合等又は連結子法人等が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

4 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、信用協同組合等又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの(みなし普通出資(普通出資、非累積的永久優先出資又はこれら以外の資本調達手段のうち連結自己資本比率(国際統一基準の連結自己資本比率を含む。))の算式の分子の額を構成するもの(以下この項において「その他資本調達手段」という。))のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。次項において同じ。))を含む。))、非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を

五 期限付優先出資及び期限付優先株

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限償還(以下この条において「償還等」という。)の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である信用協同組合等の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該信用協同組合等が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後一定の金利又は配当率(以下この項及び第十四条において「ステップ・アップ金利等」という。))を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である信用協同組合等が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（国際統一基準の連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第八条第二項第五号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該信用協同組合等又は連結子法人等の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合（信用協同組合等若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（信用協同組合又は連結子法人等が保有している信用協同組合連合会の対象資本調達手段を除く。）の額とする。

5

前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等（信用協同組合等及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第九項において同じ。）の対象普通出資等（対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの（みなし普通出資を含む。）をいう。以下この条及び第八条第二項第五号において同じ。）を信用協同組合等又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合等又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む、前項の場合を除く。）における当該対象普

通出資等（信用協同組合又は連結子法人等が保有している信用協同組合連合会の対象普通出資等を除く。）の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

6 前条第二項第五号に掲げる信用協同組合連合会の対象普通出資等の額は、信用協同組合連合会の対象普通出資等を信用協同組合又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該対象普通出資等の額の合計額から連合会向け出資に係る二十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に二十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

7 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等（信用協同組合又は連結子法人等が保有している信用協同組合連合会の対象普通出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。）を信用協同組合等又は連結



子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合等又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 当該信用協同組合等及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）

ハ 当該信用協同組合等が法第四条の二第一項第一号若しくは第三号又は法第四条の四第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社（法第四条の二第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第四条の四第一項第六号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。）

以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及

び口に掲げる者を除く。)

二 当該信用協同組合等が金融業務を営む会社を関連法人等として  
いる場合における当該関連法人等(第七条において「金融業  
務を営む関連法人等」という。)(イに掲げる者を除く。)

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額か  
ら特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零  
を下回る場合には、零とする。)

三 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額から特定項  
目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る  
場合には、零とする。)

8 | 前条第二項第七号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超  
過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準  
対象額(特定項目(その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲ  
ージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資  
産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう  
。以下この号において同じ。))の額から前条第二項第六号に掲げ  
る額を控除した額をいう。以下この項において同じ。))から特定  
項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の  
合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定  
項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを  
八十五パーセントで除して得た額をいう。))を控除した額(当該  
額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。次号及び第三号

において同じ。)に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

9 | 第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用協同組合等又は連結子法人等が少数出資金金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

10 | 第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び第八項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった  
資本調達手段

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十四条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

11| 第七項第三号及び第八項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債のうち前号に定める額を控除した額

12| 第七項第三号及び第八項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

13] 第四項から第六項までに定める額並びに第七項第一号及び第八項

第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

## 第六条 削除

### (控除項目)

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の金融機関の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段（救済金融機関が信用協同組合である場合において、信用協同組合連合会が保有することとなった当該信用協同組合の資本調達手段を除く。）並びに信用協同組合が保有している信用協同組合連合会の資本調達手段を除く。以下この条及び第十五条において「意図的に保有して

いる他の金融機関の資本調達手段」という。)の額

二 信用協同組合等又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段(前号に該当するものを除く。)の額を合算した額

イ 金融子会社(保険会社等を除く。)であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの

ロ 当該信用協同組合等が法第四条の二第一項第一号若しくは第三号又は法第四条の四第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社(法第四条の二第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第四条の四第一項第六号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。)(保険会社等を除く。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの(イに掲げるものを除く。)

ハ 保険子法人等

ニ 当該信用協同組合等が金融業務を営む会社を関連法人等(令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。)としている場合における当該関連法人等(次条において「金融業務を営む関連法人等」という。)

三 第五十四条第二項第二号、第九十九条及び第百五十三条第二項

第二号の規定により控除されることとなる額

四 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

五 第四百四十一条第一項第二号に定めるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

六 第二百二十三条（第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している信用協同組合等の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるもの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるもの額とする。

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 前条第一項第三号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	前条第一項第一号から第三号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額

<p>二 前条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 前条第一項第四号及び第五号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合に於ける当該上回る額</p>
--	--

3 信用協同組合が信用協同組合連合会（いずれかの信用協同組合の資本調達手段を保有しているものに限る。）の資本調達手段を保有することとなった場合（他の信用協同組合との合併又は他の信用協同組合からの事業の譲受けにより保有することとなった場合を除く。）において、当該保有により、当該信用協同組合が保有している当該信用協同組合連合会の資本調達手段の額が、当該信用協同組合の自己資本の額（第二条の算式における自己資本の額をいう。）の百分の二十を上回ることとなった場合に於ける当該上回る額は、第一項第一号の規定にかかわらず、控除項目の額に含めるものとする。

（比例連結）

第七条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合に

（比例連結）

第七条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす



は、第四条第二項、第五条第四項から第十項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している信用協同組合等及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。）に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

す場合には、前条第一項の規定（同項第二号二に係る部分に限る。）にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している信用協同組合等及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。以下この条において同じ。）により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。）を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（会社、組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。）（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合をいう。以下同じ。）に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三 (略)

四 当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする信用協同組合等が当該信用協同組合等の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するものがないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第八条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては第十九条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金(内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、その他資産(第一百五十四条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。))に対して計上されているものに限る。

二 債務保証見返勘定

三 派生商品取引に係る資産

四 有価証券、コモディティ又は外国通貨(以下「有価証券等」と

三 (略)

四 当該信用協同組合等が当該信用協同組合等の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第八条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては第十九条に定めるものを、内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 信用協同組合等は、のれんに相当する額、営業権に相当する額、

企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金(内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。以下同じ。))に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、コモディティ又は外国通貨(以下「有価証券等」と

いう。)及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金  
五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無  
形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び退職  
給付に係る資産又は前払年金費用のうち、第四条第二項の規定に  
よりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部  
分

六 第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に  
相当する部分

七 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)のうち第五条第  
十二項の規定により同条第七項第三号又は第八項第三号に掲げる  
額の算出の対象に含まれなかった部分

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、  
信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の  
直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その  
他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの  
二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接  
清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保  
の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機  
関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清  
算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続  
に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講  
ぜられているもの

という。)及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金  
に相当する額及び第六条第一項に定める控除項目の額については信  
用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

3 信用協同組合等は、清算機関等(信託業法(平成十六年法律第百  
五十四号)第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者を  
いう。以下同じ。)に対するエクスポージャーのうち、次の各号に  
定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出すること  
を要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その  
他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引  
より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で  
保全されているもの  
二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポ  
ージャー

三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 （略）

2 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 （略）

3 前二項の規定にかかわらず、信用協同組合等が第一項の規定に該

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 （略）

2 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 （略）

3 前二項の規定にかかわらず、信用協同組合等が第一項の規定に該

当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第四号に掲げる額を控除した額をいう。

### 第三章 単体自己資本比率

#### (単体自己資本比率の計算方法)

第十一条 信用協同組合等の自己資本比率基準のうち法第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オープンポジション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

#### (自己資本の額)

第十三条 第十一条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

### 第三章 単体自己資本比率

#### (算式)

第十一条 信用協同組合等の自己資本比率基準のうち法第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に定める基準（次条において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オープンポジション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

#### (基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定す

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十一条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 第十一条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

- (1) 無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額
- (2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの

るその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす

一 のれんに相当する額

二 営業権に相当する額

三 企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。第十六条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第十六条において同じ。）

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するものをいう（以下この章において同じ。）。

期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ 負債の時価評価（信用協同組合等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額

ヘ 前払年金費用の額

二 自己保有普通出資等の額

三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額

五 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額

六 特定項目に係る十パーセント基準超過額

七 特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 残余財産の分配について、信用協同組合等の組合員又は会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。

二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づ



- 
- く場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
- 四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
- 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
- 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
- 九 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十 払込金額が適用される企業会計の基準において組合員勘定又は会員勘定として計上されるものであること。
- 十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が
-

発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 | 第二項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的

に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定す

- ることができること。
- ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
- ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。
- 八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。
- 九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- 十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。
- 5 | 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、こ

これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(調整項目の額の算出方法)

第十四条 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、信用協同組合等が当該信用協同組合等の普通出資等(普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。))又は非累積的永久優先出資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。))をいい、自己優先出資に該当するものを除く。)を保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。))における当該普通出資等(次項及び第十六条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。)の額とする。

2 前項に定める額を算出する場合において、信用協同組合等が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するとき、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

3 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、信用協同組合等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除

(補完的項目)

第十四条 第十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。))を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十一条の算式の分母(内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額)の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとすし、第二号ロに掲げる額については、第二百二十六条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。))については、基本的項目の額の五パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

く。) (以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。)を算出する信用協同組合等にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの(みなし普通出資(普通出資、非累積的永久優先出資又はこれら以外の資本調達手段のうち単体自己資本比率(国際統一基準の単体自己資本比率を含む。))の算式の分子の額を構成するもの(以下この項において「その他資本調達手段」という。))のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。次項において同じ。))を含む。)、非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率(国際統一基準の単体自己資本比率を含む。))の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。))を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該信用協同組合等の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合(信用協同組合等又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。))における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(信用協同組合が保有している

- イ 一般貸倒引当金
  - ロ 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額
  - 三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの
  - イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
  - ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
  - ハ 業務を継続しながら当該信用協同組合等内の損失の補てんに充当されるものであること。
  - ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。
  - 四 期限付劣後債務(契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。)
  - 五 期限付優先出資
- 2 | 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還(以下この条において「償還等」という。))の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である信用協同組合等の任意によるものであり、かつ、次のいずれかるときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。
- 一 当該償還等を行った後において当該信用協同組合等が十分な自

信用協同組合連合会の対象資本調達手段を除く。)の額とする。

4 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等(信用協同組合等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第八項において同じ。)の対象普通出資等(対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの(みなし普通出資を含む。)をいう。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。)を信用協同組合等が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む、前項の場合を除く。)における当該対象普通出資等(信用協同組合が保有している信用協同組合連合会の対象普通出資等を除く。)の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額(前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

5 前条第二項第五号に掲げる信用協同組合連合会の対象普通出資等の額は、信用協同組合連合会の対象普通出資等を信用協同組合が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該対象普通出資等の額の合計額から連合会向け出資に係る二十パーセ

己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である信用協同組合等が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日とその償還期日とみなす。

ント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に二十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

6 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（信用協同組合等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等（信用協同組合が保有している信用協同組合連合会の対象普通出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。）を信用協同組合等が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用協同組合等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）



三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7 前条第二項第七号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第六号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用協同組合等が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10 第六項第三号及び第七項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。

以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11| 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

12| 第三項から第五項までに定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

第十五条 削除

(控除項目)

第十五条 第十一条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 前条第一項第三号に掲げ	前条第一項第一号から第三号までに
他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額

一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額  
 二 第五十四条第二項第二号、第九十九条及び第一百五十三条第二項第二号の規定により控除されることとなる額  
 三 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額  
 四 第四百四十一条第一項第二号に定める PDLGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額  
 五 第二百二十三条（第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額  
 2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している信用協同組合等の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものを超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

（信用リスク・アセットの額の合計額）  
 第十六条 第十一条の算式において信用リスク・アセットの額の合計

（信用リスク・アセットの額の合計額）  
 第十六条 第十一条の算式において信用リスク・アセットの額の合計

<p>るもの及びこれに準ずるもの の</p>	<p>二 前条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p>	<p>次に掲げるものの合計額          イ 前条第一項第四号及び第五号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額          ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>
<p>3 信用協同組合が信用協同組合連合会（いずれかの信用協同組合の資本調達手段を保有しているものに限る。）の資本調達手段を保有することとなった場合（他の信用協同組合との合併又は他の信用協同組合からの事業の譲受けにより保有することとなった場合を除く。）において、当該保有により、当該信用協同組合が保有している当該信用協同組合連合会の資本調達手段の額が、当該信用協同組合の自己資本の額（第十一条の算式における自己資本の額をいう。）の百分の二十を上回ることとなった場合における当該上回る額は、第一項の規定にかかわらず、控除項目の額に含めるものとする。</p>			

額は、標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては第十九条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金（内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

二 債務保証見返勘定

三 派生商品取引に係る資産

四 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十三条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものに相当する部分

六 第十三条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

七 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第十四条第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかつた部分

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の

額は、標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては第十九条に定めるものを、内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 信用協同組合等は、のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び前条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

3 信用協同組合等は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十一条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の

額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十一条の算式の分母に加えない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、信用協同組合等が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセツト調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十一条の算式の分母に加えない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的

額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十一条に定める算式の分母に加えない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、信用協同組合等が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセツト調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十一条に定める算式の分母に加えない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オ



計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

(標準的手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセスメントの額の合計額)

第十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセスメントの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額(その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。)又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乘じて得た額並びに第五十四条及び第二百二十二

ペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

(標準的手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセスメントの額の合計額)

第十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセスメントの額の合計額とは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乘じて得た額並びに第五十四条及び第二百二十二条から第二百二十八条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合にはこれに従う。

条から第二百二十八条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

三 第六章の三に定めるところにより算出した第二百四十六条の五各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）に係る信用リスク・アセットの額

2

標準的手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第百十三条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

（第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー）

（第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー）

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク  
・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第四十七条の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株  
主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営  
利を目的とする者に限り、その他金融機関等(連結自己資本比率(第  
二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条に  
おいて同じ。))を算出する場合にあつては第五条第七項第一号に規  
定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率(第十一条に規  
定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク  
・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)を含む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(新設)

。を算出する場合にあっては第十四条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。を除外。に係る出資（令第三条第五項第三号に規定する出資をいう。）（次項及び第百五十四条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十一条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十一条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する信用協同組合等にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）の対象資本調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用協同組合連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る

（新設）

調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の三第二項において同じ。）に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトは、二百五十パーセントとする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第四十七条の四 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第五条第八項第一号又は第十四条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第百五十四条の四において同じ。）のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトは、二百五十パーセントとする。

（オフ・バランス取引の与信相当額）

（新設）

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第四十九条 (略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相金額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相金額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法を採用する信用協同組合等が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相金額にリスク・ウェイトを乗じて得た額(以下この注において「換算額」という。)の八パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

(与信相金額の算出)

第五十条 (略)

2 5 4 (略)

5 標準的手法を採用する信用協同組合等は、この節における与信相金額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等

第四十九条 (略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相金額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相金額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法を採用する信用協同組合等が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相金額にリスク・ウェイトを乗じて得た額(以下この注において「換算額」という。)の四パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を四パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

(与信相金額の算出)

第五十条 (略)

2 5 4 (略)

(新設)  
前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等

は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてCVAの影響を勘案することができる。

(標準方式)

第五十二条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準方式を用いる場合は、ネットティング・セット(法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。)ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

三 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2～4 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 (略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が期待エクスポージャー方

(標準方式)

第五十二条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準方式を用いる場合は、ネットティング・セット(法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。)ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

三 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2～4 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 (略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が期待エクスポージャー方



式を用いる場合には、ネットテイング・セット（当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットテイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ で加重平均した $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ を用いるものとする。

一〇三（略）

3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ 又は適切なストレステス期間を含むデータを用いて算出した $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 $\alpha$ （第二項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した $\alpha$ が一・二を下回るときは、 $\alpha$ は一・二とする。

一  $\alpha$ が、全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額

式を用いる場合には、ネットテイング・セット（当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十三条の三第十一号及び第三百三十三条第七項において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットテイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ で加重平均した $\Delta t_{\text{net}}^{\text{net}}$ を用いるものとする。

一〇三（略）  
（新設）

3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号に規定する $\alpha$ について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した $\alpha$ が一・二を下回るときは、 $\alpha$ は一・二とする。

一  $\alpha$ が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の

を $\Delta P_{t,T}$ を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 $\Delta P_{t,T}$ は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 $\Delta P_{t,T}$ の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta P_{t,T}$ で加重平均したE.P.F.Eを用いるものとする。

(算式略)

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 (略)

五  $\alpha$ が三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

5 | 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P_{t,T}$ の算出において、当該担保による効果を勘案した $\Delta P_{t,T}$ を用いることにより同項第二号に規定す

額を $\Delta P_{t,T}$ を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 $\Delta P_{t,T}$ は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 $\Delta P_{t,T}$ の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta P_{t,T}$ で加重平均したE.P.F.Eを用いるものとする。

(算式略)

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 (略)

(新設)

4 | 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P_{t,T}$ に代えて、 $\Delta P_{t,T}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta P_{t,T}$ を計測する方法を使用することがで

る純益Pロを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する純益Pロロとする方法を使用することができる。

一 ネットテイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の純益Pロに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ  $\text{アドオン} = E[\max(\Delta \text{MM}, 0)]$

E[]は、[]内の期待値

$\Delta \text{MM}$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

きる。

5 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる純益Pロロとする方法を使用することができる。

一 閾値（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額  
(算式略)

二 マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の純益PPE

ロ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネットティング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネットティング・セット  
次のイからニまでに掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のみから構成されるネットティング・セット（ロ又はハに該当するものを除く。） 五営業日

ロ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット 二十営業日

ハ 算出基準日（自己資本比率の算出を行う日をいう。以下同じ。）を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット 二十営業日

ニ イからハまでに掲げるネットティング・セット以外のネットティング・セット 十営業日

二 Z日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットティング・セット 五十営業日

（新設）

【Eは前項の規定により算出されるリスクのマージン期間】

8 | 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間は、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットイング・セットについて、担保額調整（エクスపోージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットイング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 | 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットイング・セット

を構成する取引において、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットイング・セットから除外しなければならない。

10 | 標準的手法を採用する信用協同組合等は、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 | 標準的手法を採用する信用協同組合等は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

12| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める全ての

の条件を満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案することができるとができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第七十八条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットイング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 当該相対ネットイング契約が、当該相対ネットイング契約に係る全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三 当該相対ネットイング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四 当該相対ネットイング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

13| 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生

（新設）

（新設）

ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネットイング・セットのリスクのマーzin期間を五営業日とすることができる。

(承認の基準)

第五十三条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレス・テスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うこと)を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

第五十三条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(承認の基準)

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイング(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うこと)及びストレス・テスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うこと)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成し

二の二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスト  
イング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエク  
スポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出さ  
れる期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポ  
ージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期  
的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続  
を記載した書類を作成していること。

二の三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取  
引相手方の PD と一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関  
を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう  
。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行う  
ための体制を整備していること。

三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独  
立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後  
定期的な、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変  
更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に  
よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそ  
れが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見  
直されるための体制を整備していること。この場合において、当  
該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ていること。

(新設)

(新設)

三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独  
立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後  
定期的な、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変  
更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に  
よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそ  
れが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証  
は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)



ロ 第二号の二に定めるバック・テストイングに加え、信用協同組合等のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。)が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続(期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。)を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットインギング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測されていること。

十 十二 (略)

十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、信用協同組合等のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 十二 (略)

(新設)

準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事に定期的に報告するための部門を設置していること。

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案している場合には、第五十三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(未決済取引)

第五十四条 (略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額(当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセット

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十三条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(新設)

(未決済取引)

第五十四条 (略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額(当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額)を自己資本から控除する。

の額とする。

3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められるときは、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)が2―2、4―3又は6―3(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)以上であるもの

3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合には、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)が2―2又は4―3以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十七条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)

（が5―3又は7―3(再証券化エクスポージャー)に該当するものを除く。)

以上である短期の債券

五〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)

が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格

ボラティリティ調整率

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十七条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)

（が5―3以上である短期の債券

五〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整(エクスポージャー)と担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)

を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)

が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格

ボラティリティ調整率

付に対応する信用 リスク区分等	信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1、5-1、 6-1若しくは7 -1の場合又は第 六十四条第三号に 該当する場合	信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、	残存期間	特定の発 行体の場 合（パー セント）	特定の発 行体以外 の発行体 であって 証券化エ クスポー ジャー以 外の場合 （パーセ ント）	証券化エ クスポー ジャーの 場合（パ ーセント
一年以下	一年超五年以 下	一年以下	一年超五年以 上	○・五	一	二
○・五	二	一	四	三	二	四
一	四	二	八	六	四	十二

付に対応する信用 リスク区分等	信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1若しくは5 -1の場合又は第 六十四条第三号の 条件を満たす場合	信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、	残存期間	特定の発行体 の場合 （パーセント	特定の発行体以 外の発行体の場 合 （パーセント）
一年以下	一年超五年以 下	一年以下	一年超五年以 上	○・五	一
○・五	二	一	四	三	二
一	四	二	八	六	十二

信用リスク区分が 1―4又は2―3 の場合	全ての期間	4―3、5―2、 5―3、6―2、 6―3、7―2若 しくは7―3の場 合又は第六十四条 第五号の条件を満 たす場合	下
		五年超	
		六	
		十二	
	―	二十四	

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際  
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ  
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう  
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方  
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラテイルリテイ調整率の調整)  
第七十五条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラテイルリテイ調整率の調整

信用リスク区分が 1―4又は2―3 の場合	すべての期間	4―3、5―2若 しくは5―3の場 合又は第六十四条 第五号の条件を満 たす場合	下
		五年超	
		六	
		十二	
	―		

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際  
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ  
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう  
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方  
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラテイルリテイ調整率の調整)  
第七十五条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラテイルリテイ調整率の調整

「は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラテリテイ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラテリテイ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラテリテイ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。） 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。） 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

ニ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット 二十営業日

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最

「は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラテリテイ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラテリテイ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間によるボラテリテイ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにおいて定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

（新設）

低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 (略)

3 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相對ネットティング契約の適用)

第七十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相對ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相對ネットティング契約下にある全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

二 (略)

3 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相對ネットティング契約の適用)

第七十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相對ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由(取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。)が生じた場合に、他方の当事者は、当該相對ネットティング契約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)



254 (略)

5| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項の規定にかかわらず、第七十五条第二項第一号二及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十七条 標準的手法を採用する信用協同組合等が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

(免責額の扱い)

第九十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当

254 (略)

(新設)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十七条 標準的手法を採用する信用協同組合等が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が4-2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

(免責額の扱い)

第九十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当

該標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該水準に相当する額について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百一条 標準的手法を採用する信用協同組合等がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法を採用する信用協同組合等が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該留保した部分について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法を採用する信用協同組合等は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

該標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百一条 標準的手法を採用する信用協同組合等がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法を採用する信用協同組合等が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法を採用する信用協同組合等は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャー

の信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

(新設)

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第十三条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等が直接清算参

加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(内部格付手法の適用)

(内部格付手法の適用)

第二百二十条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、全てのエクスポージャーについて、内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(適用除外)

第二百二十二条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法を採用する信用協同組合等の第二百二十六条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法を採用する信用協同組合等の第二百二十六条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組

第二百二十条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(適用除外)

第二百二十二条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組

合等は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、自己資本の額に十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

(スロッシング・クライテリアの利用)

第二百二十三条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー(第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第四百一条第九項に定める PDL/GD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エク

合等は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない場合に限る。

(スロッシング・クライテリアの利用)

第二百二十三条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第二百二十七条第三項及び第五項に基づきスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー(第二百二十七条第三項及び第五項によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第四百一条第九項に定める PDL/GD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポ

スポージャーの PD、LGD 及び EAD を乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第九十二条第六項に定める  $EL_{Default}$  に EAD を乗じた額とする。

2 第九十二条第四項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第九十二条第六項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 第九十二条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあり、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイト

ジャーの PD、LGD 及び EAD を乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第九十二条第六項に定める  $EL_{Default}$  に EAD を乗じた額とする。

2 第九十二条第三項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第九十二条第五項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 第九十二条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあり、「リスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイト

イトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならぬ」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならぬ」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(内部格付手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十六条 内部格付手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法により、株式会社等エクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第四百九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）  
、第四百四十一条第一項第二号に掲げるPDLGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額及び第五百五十四条の二から第五百五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの

トを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならぬ」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならぬ」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(内部格付手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十六条 内部格付手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法により、株式会社等エクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第四百九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）  
に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額  
二 内部格付手法を採用する信用協同組合等が標準的手法を適用する部分につき、第十九条の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「

額の合計額

二 内部格付手法を採用する信用協同組合等が標準的手法を適用する部分につき、第十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

四 第六章の三に定めるところにより算出した第十九条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）  
第二百二十七条（略）

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項の規定にかかわらず、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

（算式略）

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合

内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）  
第二百二十七条（略）

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

（算式略）

（新設）



は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

- 4| 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十八号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

5| (表略)  
(略)

- 6| 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティン

- 3| 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十八号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

4| (表略)  
(略)

- 5| 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティン

グ・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

（表略）

7| 第一百十条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

グ・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

（表略）

6| 第一百十条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8| 第一百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第一百条」とあるのは「第一百二十七条第七項において読み替えて準用する第一百十条」と、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除することができる」」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

（事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第一百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信

7| 第一百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「第一百条」とあるのは「第一百二十七条第六項により読み替え後の第一百十条」と、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除することができる」」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

（事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第一百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信

用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しく

用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合(基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等の場合は、第九十七条各号に掲げるものは4～2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)若しくは外国保険業者(同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しく

はこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三百十一条に定めるLGD、第三百十二条に定めるEAD及び第三百十三条に定めるマチュリティ(M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはいできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(Ko)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(b)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〇三 (略)

四 相関係数(R)は、第二百二十七条に定めるところによる。

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

はこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三百十一条に定めるLGD、第三百十二条に定めるEAD及び第三百十三条に定めるマチュリティ(M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはいできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(Ko)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(b)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〇三 (略)

四 相関係数(R)は、第二百二十七条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定するところによる。

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十二条 (略)

2～5 (略)

6 内部格付手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者として  
間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとする旨が定める。

$$\text{掛目} = \sqrt{\text{Tm}/10}$$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのバー  
ジン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セ  
ット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営  
業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み  
替えるものとする。

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百十条 (略)

2～5 (略)

6 第三百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであつて、内部格付手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者

第三百三十二条 (略)

2～5 (略)

(新設)

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百十条 (略)

2～5 (略)

(新設)

として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十一条 (略)

2～8 (略)

9 第二項第二号に掲げる「PDLGD方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十一条 (略)

2～8 (略)

9 第一項第二号に定める「PDLGD方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。ただし、当該合計額が千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、株式等エクスポージャーの額を控除することができる。

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第四百八十八条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3 6 (略)

(未決済取引)

第五百五十三条 (略)

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該非同時決済取引の相手

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第四百八十八条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的)内部格付手法を採用する信用協同組合等の場合、第九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的)内部格付手法を採用する信用協同組合等の場合、デフォルト・リスクについては、第九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3 6 (略)

(未決済取引)

第五百五十三条 (略)

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該取引の相手方に対して



方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額をEADとし、取引の相手方の種類に応じ、第二百二十七条又は第三百六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該非同時決済取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない

有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をADとし、取引の相手方の種類に応じ、第二百二十七条又は第三百二十六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない

と認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号の場合において、第三百三十一条第一項又は第三百三十九条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第五十四条 (略)

2 第二百二十七条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD) をいう。に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第一百五十四条の二 第二百二十六条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) をいう。に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五

と認められる場合において、当該すべての非同時決済取引について、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号の場合において、第三百三十一条第一項又は第三百三十九条の規定にかかわらず、当該取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第五十四条 (略)

2 第二百二十七条、第三百三十四条から第三十六条まで、第四百一条、第四百十二条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD) に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）

第百五十四条の三 第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用協同組合連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額については、当該エクスポージャーの額の合計額のうち少数出資に係る十パーセント基準額に相当する部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とし、それ以外の部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EA

（新設）

Ｄをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第二百五十四条の四 第二百二十六条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出）

第二百五十四条の五 損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならない。

（特定貸付債権の取扱い）

第六十二条（略）

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、前項に掲げる格付を

（新設）

（新設）

（特定貸付債権の取扱い）

第六十二条（略）

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、前項に掲げる格付を

第二百二十七条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第六十四条 (略)

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第六十八条 (略)

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法を採用する信用協同組合等が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めて

第二百二十七条第三項及び第五項に定める区分に紐付けなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第六十四条 (略)

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第六十八条 (略)

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法を採用する信用協同組合等が当該事業体等の親法人等(銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。)、子法人等及び関連法

いる場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための追加的条件)

第二百十四条 内部格付手法を用いる信用協同組合等については、内部格付手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していることを、当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(削る)

人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百十四条 内部格付手法を用いる信用協同組合等については、第二条及び第十一条の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

2 前項の場合においては、第五条第一項中「次の各号に掲げるもの

」とあるのは「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券(次条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、「〇・六二五パーセント」とあるのは「一・二五パーセント」と、「〇・三パーセント」とあるのは「〇・六パーセント」と、第六条第二項中「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの」とあるのは「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその他有価証券(第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、第八条第二項中「その他有価証

券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第六条第一項に定める控除項目の額」とあるのは「第六条第一項に定める控除項目の額」と、第十条第一項中「二十五・〇」とあるのは「十二・五」と、同条第四項及び第五項中「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、第十四条第一項中「次の各号に掲げるもの」とあるのは「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券（次条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、「〇・六二五パーセント」とあるのは「一・二五パーセント」と、「〇・三パーセント」とあるのは「〇・六パーセント」と、第十五条第二項中「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの」とあるのは「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその他有価証券（第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、第十六条第二項中「その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額」とあるのは「前条第一項に定める控除項目の額」と、第十八条第一項中「二十五・〇」と

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

第二百二十三条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 (略)

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、

あるのは「十二・五」と、同条第四項及び第五項中「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と読み替えるものとする。

(証券化エクスポージャーの控除項目)

第二百二十三条 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 (略)

2 第四章第六節は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十



第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に信用協同組合等による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十五条 標準的手法を採用する信用協同組合等が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乘以て得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に信用協同組合等による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十五条 標準的手法を採用する信用協同組合等が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乘以て得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき。

(略)	(略)	(略)
6-4	千二百五十	(略)
6-5		

ロ イ以外のとき。

(略)	(略)	(略)
6-4	千二百五十	(略)
6-5		

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)	(略)
7-4	千二百五十	(略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千

イ オリジネーターのとき。

(略)	(略)	(略)
6-4	自己資本控除	(略)
6-5		

ロ イ以外のとき。

(略)	(略)	(略)
6-4	自己資本控除	(略)
6-5		

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)	(略)
7-4	自己資本控除	(略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは自

二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一〇三 (略)

3〇7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一〇二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

2 第四章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第九十七条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が

己資本控除とする。

一〇三 (略)

3〇7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一〇二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

2 第四章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。

4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 (略)

2～4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 (略)

2～4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法を採用する信用協同組合等が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ

による。

8 — 12	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 — 4	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

による。

8 — 12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 — 4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

(指定関数方式)

第二百三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）  
第二百四十二条（略）

2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

第六章の二 CVAリスク

第一節 算出方式

4 前項で自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）  
第二百四十二条（略）

2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

（新設）

（新設）

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 信用協同組合等は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

一 中央清算機関

二 信用協同組合等が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

- (1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合
- (2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約

(新設)

を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三 資金清算機関等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない信用協同組合等にあつては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

一 内部格付手法を採用する信用協同組合等

二 先進的計測手法を採用する信用協同組合等

三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項（第三百三十二条第五項又は第四百四十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用協同組合等

3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない信用協同組合等が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてCVAリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ金融庁長官に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならない。

第二節 標準的リスク測定方式

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第二百四十六条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVA

（新設）

（新設）



リスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所収自己資本額(K)とする。

【算式①を挿入】

$h$  は、保有期間（ただし、 $h$  の値は一とする。）

$w_i$  は、取引相手方  $i$  に係る掛目

$M_i$  は、第百三十三条第一項に規定する実効マチュリティであつて取引相手方  $i$  に係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

$EAD_i^{total}$  は、取引相手方  $i$  に係るネットインギング・セットの与信相当額の割引現在価値

$M_i^{hedge}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方  $i$  に係る取引のマチュリティ

$B_i$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方  $i$  に係る取引の想定元本額の割引現在価値

$w_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

$M_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

$B_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

21 前項の  $w_i$  は、適格格付機関により付与された取引相手方  $i$  に係

る格付に対応する信用リスク区分（第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1   1
ウエイト $\alpha$ (パーセント)	0・7
信用リスク区分	1   2
ウエイト $\alpha$ (パーセント)	0・8
信用リスク区分	1   3
ウエイト $\alpha$ (パーセント)	一・0
信用リスク区分	1   4
ウエイト $\alpha$ (パーセント)	二・0
信用リスク区分	1   5
ウエイト $\alpha$ (パーセント)	三・0
信用リスク区分	1   6
ウエイト $\alpha$ (パーセント)	十・0

3 | 第一項の $\alpha$ は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4 | 第一項のEAD<sub>net</sub>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方<sub>1</sub>に係るネットテイング・セットごとに算出した額とする。

- 一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値
- 二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値
- 三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に規定する与信相当額

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_s)) / (0.05 \times M_s)$$

$M_s$  は、対応する  $M_s$ 、 $M_s^{\text{hedged}}$  又は  $M_{\text{net}}$

6 第一項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であってCVAリスクのヘッジを目的とするもの限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

- 一 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ
- 二 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ
- 三 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引
- 四 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD

<sup>①</sup>(直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。)を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットティング・セットのEAD<sup>total</sup>とすることができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのパー

ジン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

### 第三節 簡便的リスク測定方式

(簡便的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十六条の四 簡便的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額とする。

### 第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い

(中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十六条の五 第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

- 一 中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー
- 二 中央清算機関に係る清算基金
- 三 信用協同組合等が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十六条

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。）

（中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十六条の六 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの算出について準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは、「信用協同組合等」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十三条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット」とあるのは「流動性の低い担保

（新設）

又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット」と読み替えるものとする。

一 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二 直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー

3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（信用協同組合等が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、信用協同組合等への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七

適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一 リスク・センシティブ手法

二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

（新設）

【算式⑤を挿入】

$K^*_{CM}$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

$N$  は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

$DF$  は、当該適格中央清算機関に信用協同組合等が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$  は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

$EBRM_i$  は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者  $i$  に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

$IM_i$  は、直接清算参加者  $i$  が拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

$DF_i$  は、直接清算参加者  $i$  が拠出した清算基金

$A_{Net,i}$  は、直接清算参加者  $i$  に対する  $EBRM_i$  の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,1}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,2}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対

するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

2)  $A_{\text{net},i}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

二 前号におけるエクスポージャーの額は、第七十九条及び第八十条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第五十一条のカレント・エクスポージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第五十一条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

【算式⑥を挿入】

五 第三号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十五条第二項第一号二（第八十二条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットینگ・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに



分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 $DF_{corp}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの $DF_{corp}$ は $\sum A_{Net,i}$ の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{cm}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) を算出することを要する。

【算式⑦を挿入】

$DF^*$ は、当該適格中央清算機関に対する信用協同組合等の未拠出の清算基金の額

$DF^*_i$ は、直接清算参加者*i*の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) を算出することを要する。

【算式⑧を挿入】

IMは、当該適格中央清算機関に信用協同組合等が拠出した当初証拠金の額

3 | 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑨を挿入】

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャ

一の額

DFは、当該適格中央清算機関に信用協同組合等が拠出した清算基金の額

(適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の八 適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出した清算基金の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(承認申請書の提出)

第二百五十七条 (略)

2 (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる信用協同組合等及び連結の範囲に含まれる法人等をいう。以下この章において同じ。)

(承認の基準)

(新設)

(承認申請書の提出)

第二百五十七条 (略)

2 (略)

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる信用協同組合等及び連結の範囲に含まれる法人等(第七条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。)をいう。以下この章において同じ。)

(承認の基準)

第二百五十九条 金融庁長官は、第二百五十六条第一項の承認をしよ  
うとするときは、定性的基準及び定量的基準（第三項第十号を除く  
。）に適合し、かつ、同号及び第五項に掲げる内容に適合する見込  
みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされて  
いること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、信用協同組合等の全ての業務における  
一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全  
て含まれていること。

ハ～ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクに  
も該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において  
反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オ  
ペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・  
リスク損失に関する情報の集合物であつて、特定のオペレーシ  
ョナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に  
構成したものをいう。）において全て特定されていること。

六～九 (略)

十 先進的計測手法を用いるために十分と認められる自己資本比率

第二百五十九条 金融庁長官は、第二百五十六条第一項の承認をしよ  
うとするときは、定性的基準及び定量的基準（第三項第十号を除く  
。）に適合し、かつ、第三項第十号及び第五項に掲げる内容に適合  
する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされて  
いること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、信用協同組合等のすべての業務におけ  
る一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが  
すべて含まれていること。

ハ～ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクに  
も該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において  
反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オ  
ペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・  
リスク損失に関する情報の集合物であつて、特定のオペレーシ  
ョナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に  
構成したものをいう。）において全て特定されていること。

六～九 (略)

十 第二条及び第十一条の算式により得られる比率が八パーセント

を維持していること。

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百六十五条 金融庁長官は、第四条第四項第五号イ及び第十三条

第四項第五号イの確認の権限を、当該確認の申請を行う信用協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。)に委任する。

2 |

金融庁長官は、第三十八条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次条において同じ。)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(經由官庁)

第二百六十六条 信用協同組合は、第四条第四項第五号イ及び第十三

条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を經由してしなければならない。

2 | 信用協同組合は、第二百五十一条第一項の規定により金融庁長官

以上であること。この場合においては、第二百十四条第二項の規定を準用する。

4・5 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百六十五条 (新設)

金融庁長官は、第三十八条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次条において同じ。)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

金融庁長官は、第三十八条第二項の規定による届出の受理の権限

を、当該届出をする信用協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次条において同じ。)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(經由官庁)

第二百六十六条 (新設)

信用協同組合は、第二百五十一条第一項の規定により金融庁長官

に承認申請書を提出するときは、当該信用協同組合の主たる事務所  
の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

3 | 4 | (略)

#### 附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始  
に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法を採用する  
信用協同組合等になる信用協同組合並びに平成二十年三月三十  
一日に先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同  
組合等であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前  
の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用  
する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協  
同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況  
が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧告示」とい  
う。）により自己資本比率を計算している信用協同組合及び平成  
二十年三月三十一日に先進的計測手法を採用する信用協同組合等  
になる信用協同組合等は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次  
表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同  
表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る  
場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本  
比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、当該基礎的内

に承認申請書を提出するときは、当該信用協同組合の主たる事務所  
の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

2 | 3 | (略)

#### 附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始  
に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法を採用する  
信用協同組合等になる信用協同組合並びに平成二十年三月三十  
一日に先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同  
組合等であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前  
の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用  
する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協  
同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況  
が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧告示」とい  
う。）により自己資本比率を計算している信用協同組合及び平成  
二十年三月三十一日に先進的計測手法を採用する信用協同組合等  
になる信用協同組合等は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次  
表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同  
表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る  
場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本  
比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、当該基礎的内

部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等又は先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等又は先進的計測手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等に関する信用協同組合等については、これに代えて、新告示第十条及び第十八条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する信用協同組合等以外の信用協同組合等及び同項ただし書に規定する信用協同組合等は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

(株式会社等エクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、新告示第四百四十一条及び第四百四十二条の規定にかかわらず、当該信用協同組合等が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する

部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等又は先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等又は先進的計測手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等に関する信用協同組合等については、これに代えて、新告示第十条及び第十八条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する信用協同組合等以外の信用協同組合等及び同項ただし書に規定する信用協同組合等は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

(株式会社等エクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、新告示第四百四十一条及び第四百四十二条の規定にかかわらず、当該信用協同組合等が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する

約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号に掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁告示第六号)第四条の規定による改正前の新告示第六条第一項又は第十五条第一項に該当する場合を除く。)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属する全ての財産又は当該法人の保有する全ての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該信用協同組合等が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2  
4 (略)

約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号に掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(新告示第六条第一項又は第十五条第一項に該当する場合を除く。)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該信用協同組合等が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2  
4 (略)

五 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）

改正後

現行

附則

附則

（国内基準行に係る経過措置）

（国内基準行に係る経過措置）

第九条 国内基準行（新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行については、平成二十六年三月三十一日までの間は、新銀行告示の規定にかかわらず、旧銀行告示の規定を適用する。

第九条 国内基準行（新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行については、当分の間、新銀行告示の規定にかかわらず、旧銀行告示の規定を適用する。

2 国内基準行（新持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行持株会社については、平成二十六年三月三十一日までの間は、新持株告示の規定にかかわらず、旧持株告示の規定を適用する。

2 国内基準行（新持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行持株会社については、当分の間、新持株告示の規定にかかわらず、旧持株告示の規定を適用する。

（適用日前における金融庁長官の承認に係る経過措置）

第十一条の二 新告示第八条第十二項又は第二十条第九項に規定する

（新設）

金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。



2

新持株告示第八条第十二項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

六 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第八十一号）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（国内基準行に係る経過措置）</p> <p>第二条 国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行又は銀行持株会社については、平成二十六年三月三十日までの間は、この告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行告示」という。）又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新持株告示」という。）の</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（国内基準行に係る経過措置）</p> <p>第二条 国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行又は銀行持株会社については、当分の間、この告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行告示」という。）又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新持株告示」という。）の規定にかかわらず、なお従</p>

規定にかかわらず、なお従前の例による。

前の例による。

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、第一条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第四十八条第一項第二号、第二百五十二条第一号、第二百七十条の三第一項及び第二百七十条の四第一項の改正規定、第二条中銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十六条第一項第二号、第三百三十条第一号、第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項の改正規定並びに第五条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件附則第十条の次に一条を加える改正規定は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

### (自己資本比率に係る経過措置)

第二条 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)から起算して一年を経過する日までの間における第三条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新信金告示」という。)(第十九条第一号及び第二号並びに第三十一条第一号及び第二号の規定の適用については、第十九条第一号及び第三十一条第一号中「四・五」とあるのは「四」と、第十九条第二号及び第三十一条第二号中「六」とあるのは「五・五」とする。

### (資本調達手段に係る経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「旧銀行告示」という。)(第二十八条又は第四十条に定める非累積的永久優先株(銀行が発行したものに限り。))であつて第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新銀行告示」という。)(第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株

式に該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、次条第一項に定めるものを除く。以下この項、第三項並びに附則第七条第二項及び第十二条第一項において「適格旧非累積的永久優先株」という。）の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額（適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して六年を経過する日までの期間	百パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント

平成四十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間

十パーセント

2 旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新銀行告示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び新銀行告示第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたもの）に限り、前項又は次条第一項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第二項及び第十二条第一項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第一項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第四号若しくは第四十一条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧銀行告示第二十九条第一項第五号若しくは第四十一条第一項第五号に掲げる期限付優先株に該当するもの）の額が適用日における新銀行告示第二十八条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新銀行告示第四十条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するもの）の額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するもの）の額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するもの）の額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間

百パーセント

平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧銀行告示第六条第四項第四号に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段の額は、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

4 第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧持株告示」という。）第十七条に定める非累積的永久優先株（銀行持株会社又はその子会社である銀行が発行したものに限り。）であつて第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新持株告示」という。）第十七条第四項の強制転換条項付優先株式に該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、次条第二項に定めるものを除く。以下この項、第六項並びに附則第七条第四項及び第十二条第二項において「適格旧非累積的永久優先株」という。）の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額（適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第十四条の算式に算入することができる。

5 旧持株告示第十四条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新持株告示第十七条第三項の普通株式及び同条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、前項又は次条第二項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第四項及び第十二条第二項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（新持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧持株告示第十八条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は同項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日における新持株告示第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧持株告示第十八条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第十四条の算式に

おけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 前二項の規定にかかわらず、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。)を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段の額は、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

7 第三条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「旧信金告示」という。)第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて新信金告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信金告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの(適用日前に発行されたものに限る)、次条第三項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第六項及び第十二条第三項において「適格旧資本調達手段」という。)の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日(新信金告示第二十一条第一号イに規定する算出基準日をいう。第十項、次条第三項及び第五項において同じ。)から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額(適用日における適格旧資本調達手段の額(適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信金告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するもの額が適用日における新信金告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新信金告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から新信金告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額(以下この項において「コア資本の額」という。))の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するもの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額(以下この項において「控除額」という。))を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するもの額(控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。))が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信金告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するもの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。))をいう。))



に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

8 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧信金告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

9 旧信金告示第二十二條第一項若しくは第三十四條第一項の非累積的永久優先出資又は旧信金告示第二十二條第三項若しくは第三十四條第三項の優先出資証券であつて新信金告示第二十三條第四項若しくは第三十五條第四項に規定するその他Tier1資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限る、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて平成二十五年三月三十一日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第十一項において「適格旧Tier1資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して八年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier1資本調達手段に係る基準額（平成二十五年三月三十一日における適格旧Tier1資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信金告示第十九條第二号又は第三十一條第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント

平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

10 旧信金告示第二十三条第一項第四号から第六号まで若しくは第三十五条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新信金告示第二十条第四項若しくは第三十六条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は新信金告示第二十四条第四項各号（第十号を除く。）若しくは第三十六条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新信金告示第二十四条第四項若しくは第三十六条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から平成二十五年三月三十日までの間に発行されたものに限る。）（以下この項及び次項において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して八年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（平成二十五年三月三十一日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

11 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier1資本調達手段又は適格旧Tier2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Tier

1 資本調達手段の額又は適格旧Tier 2資本調達手段の額は、新信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額又は新信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

12 第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧信組告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつて第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新信組告示」という。）第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限る、次条第六項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第九項及び第十二条第四項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新信組告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日という。次条第六項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信組告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新信組告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から新信組告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新信組告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から新信組告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得

た額とする。)をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

13 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等(旧信組告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。)を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

(公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置)

第四条 旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新銀行告示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び新銀行告示第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったもの)については、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、その全額を新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 旧持株告示第十四条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新持株告示第十七条第三項の普通株式及び同条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったもの)については、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年以内になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、その全額を新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 旧信金告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新信金告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信金告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったもの)については、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、その全額を新信金告示第二

条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて平成二十五年三月三十一日より前に発行された資本調達手段であつて旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて平成二十五年三月三十一日より前に発行された資本調達手段であつて旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、新信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであつて新信組告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（土地再評価差額金に係る経過措置）

第五条 旧銀行告示第二十九条第一項第一号又は第四十一条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第十一項、第四十一条第十項、第四十八条第一項第一号及び第七十八条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十九条第十一項	、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金	及び繰延ヘッジ損益
第四十一条第十項	評価・換算差額等に計上される項目	評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）
第四十八条第一項第一号及び第七十八條の五	時価による評価替え又は再評価	時価による評価替え

3 旧持株告示第十八条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第十一項、第二十六条第一項第一号及び第二百五十六条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十八条第十一項	、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金	及び繰延ヘッジ損益
第二十六条第一項第一号及び第二百五十六条の五	時価による評価替え又は再評価	時価による評価替え

5 旧信金告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相

当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信金告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第四十二条第一項第一号及び第七十八条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第五條第十二項</p>	<p>、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金</p>	<p>及び繰延ヘッジ損益</p>
<p>第十四條第十一項</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）</p>
<p>第四十二條第一項第一号及び第七十八條の五</p>	<p>時価による評価替え又は再評価</p>	<p>時価による評価替え</p>

7 旧信組告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

8 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信組告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第十九条第一項第一号及び第七十四條の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第五條第十二項</p>	<p>、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金</p>	<p>及び繰延ヘッジ損益</p>
----------------	---------------------------	------------------

第十四条第十一項	評価・換算差額等に計上される項目	評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する土地再評価差額金を除く。）
五 第十九条第一項第一号及び第百五十四条の	時価による評価替え又は再評価	時価による評価替え

（その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置）

第六条 新銀行告示第二十八条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント



- 2 新持株告示第十七条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。
- 3 新信金告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。
- 4 新信金告示第二十二条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新信金告示第三十四条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して四年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

- 5 新信金告示第二十二条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新信金告示第三十四条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、前項の規定により新信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新信金告示第十九条第二号又は第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入す

るものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

6 新信組告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(少数株主持分等に係る経過措置)

第七条 新銀行告示第二十九条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新銀行告示第二十八条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 新銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新銀行告示第二十九条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している旧銀行告示第二十九条第一項第三号又は第五号に掲げるもの、旧銀行告示第二十八条第三項に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券及び適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に係るものを除く。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 新持株告示第十八条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新持株告示第十七条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 新持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新持株告示第十八条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している旧持株告示第十八条第一項第三号又は第五号に掲げるもの、旧持株告示第十七条第三項に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券及び適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に係るものを除く。)については、適用日

から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5 新信金告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新信金告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 新信金告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等（次項において「連結子法人等」という。）のうち新信金告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧信金告示第五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

7 新信金告示第二十五条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額のうち、同項から第三項までの規定により新信金告示第二十二条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、新信金告示第二十三条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額及び新信金告示第二十四条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して四年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等の新信金告示第二十二条第三項に規定する普通出資に対応する部分の額については、新信金告示第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等の新信金告示第二十三条第四項に規定するその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、新信金告示第二十九号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等の新信金告示第二十四条第四項に規定するTier2資本調達手段に対応する部分の額については、新信金告示第十九条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間

八十パーセント

平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント

8 新信組告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新信組告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

9 新信組告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等のうち新信組告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧信組告示第五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（調整項目に係る経過措置）

第八条 新銀行告示第二十八条第二項各号及び第四十条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

2 新銀行告示第二十八条第二項各号及び第四十条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の

- 額については、なお従前の例による。
- 3 新持株告示第十七条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。
- 4 新持株告示第十七条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第十四条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧持株告示第十四条における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。
- 5 新信金告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。
- 6 新信金告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信金告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信金告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。
- 7 新信金告示第二十二条第二項第一号から第六号まで、第二十三条第二項第一号から第四号まで、第二十四条第二項各号、第三十四条第二項第一号から第六号まで、第三十五条第二項第一号から第四号まで及び第三十六条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して四年を経過する日までの間は、附則第六条第四項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第十九条第一号若しくは第三十一条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額、新信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額又は新信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式における Tier 2 資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。
- 8 新信金告示第二十二条第二項第一号から第六号まで、第二十三条第二項第一号から第四号まで、第二十四条第二項各号、第三十四条第二項第

一号から第六号まで、第三十五条第二項第一号から第四号まで及び第三十六条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新信金告示第十九条第一号若しくは第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、新信金告示第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は新信金告示第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新信金告示第十九条又は第三十一条の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式におけるTier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、新信金告示第十九条又は第三十一条の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式におけるTier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、なお従前の例による。

9 新信組告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

10 新信組告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(自己保有普通株式等又は自己保有普通出資等に係る経過措置)

第九条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第二項及び第四十一条第一項の規定の適用については、新銀行告示第二十九条第二項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。)」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式(同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。)、適格旧非累積的永久優先株(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実に状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁告示第六号)(以下この項において「改正告示」という。)) 附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。」又は



適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項において同じ。」とする。

3 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信金告示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、新信金告示第五条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実に相当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第七項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第十四条第一項及び第三項において同じ。）」と、新信金告示第十四条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とする。

4 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信組告示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、新信組告示第五条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実に相当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第十二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第十四条第一項及び第三項において同じ。）」と、新信組告示第十四条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とする。

第十条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第四項及び第四十一条第三項の規定の適用については、こ



これらの規定中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの期間における新銀行告示第二十九条第四項及び第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式又は適格旧非累積的永久優先株」とする。

2 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第四項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの期間における新持株告示第十八条第四項の規定の適用については、同項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株又は適格旧非累積的永久優先株」とする。

3 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信金告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

4 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信組告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。  
(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第十一条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第七項第一号及び第四十一条第六項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

2 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第七項第一号の規定の適用については、同号中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

3 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新信金告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た

額」とする。

4 適用日から起算して四年を経過する日までの間における新信金告示第二十五条第十項第一号及び第三十七条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

5 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新信組告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置)

第十二条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新銀行告示第七十六条の二の三又は第七十八条の二の三に定めるエクスポージャーのうち銀行が適用日において保有するものについての新銀行告示第七十六条の二の三又は第七十八条の二の三の規定の適用については、銀行がその保有を継続している場合限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百
平成二十七年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	百五十
平成二十九年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	二百

2 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新銀行告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社（以

下この条において「最終指定親会社」という。）が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについての新銀行告示第七十六条の二の三及び第七十八条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

3 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新持株告示第五十四条の二の三又は第五十六条の二の三に定めるエクスポージャーのうち銀行持株会社が適用日において保有するものについての新持株告示第五十四条の二の三又は第五十六条の二の三の規定の適用については、銀行持株会社がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

4 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新持株告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第十号に規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについての新持株告示第五十四条の二の三及び第五十六条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

5 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新信金告示第七十条の三又は第七十八条の三に定めるエクスポージャーのうち信用金庫又は信用金庫連合会が適用日において保有するものについての新信金告示第七十条の三又は第七十八条の三の規定の適用については、信用金庫又は信用金庫連合会がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

6 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新信金告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新信金告示第七十条の三及び第一百七十八条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

7 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新信組告示第四十七条の三又は第五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち信用協同組合等が適用日において保有するものについての新信組告示第四十七条の三又は第五十四条の三の規定の適用については、信用協同組合等がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

8 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新信組告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新信組告示第四十七条の三及び第一百五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

(内部格付手法等を用いるための自己資本比率に係る経過措置)

第十三条 適用日から起算して一年を経過する日までの間における新銀行告示第二百三十八条第二号、第二百七十四条第三項第十号口及び第三百十五号第三項第十号口の規定の適用については、これらの規定中「四・五」とあるのは、「四」とする。

2 適用日から起算して一年を経過する日までの間における新持株告示第二百十六号第二号、第二百五十二条第三項第十号口及び第二百九十三条第三項第十号口の規定の適用については、これらの規定中「四・五」とあるのは、「四」とする。

3 適用日から起算して一年を経過する日までの間における新信金告示第二百三十八条第二号及び第三百十五条第三項第十号口の規定の適用については、これらの規定中「四・五」とあるのは、「四」とする。

(適用日前における金融庁長官の承認に係る経過措置)

第十四条 新銀行告示第二十九条第九項又は第四十一条第八項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

2 新持株告示第十八条第九項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

3 新信金告示第五条第十項又は第十四条第九項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

4 新信組告示第五条第十項又は第十四条第九項に規定する金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

(単体自己資本比率の算出の方法等に係る経過措置)

第十五条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第三十八条の規定の適用については、同条中「こととする」とあるのは、「こととする。ただし、専ら当該銀行の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等を有する銀行においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第四章に準ずることとする」とする。

(国内基準に係る経過措置)

第十六条 新銀行告示第四十八条第一項第二号、第五百五十二条第一号、第二百七十条の三第一項及び第二百七十条の四第一項、新持株告示第二十

六条第一項第二号、第三百三十条第一号、第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項並びに第五条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件附則第十一条の二の規定は、国内基準行（新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行及び国内基準行（新持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行及び国内基準行（新持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行持株会社については、平成二十六年三月三十日までの間は、適用しない。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十八条第六項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行の廃止）

第十七条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十八条第六項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行（平成十九年金融庁告示第十八号）は、廃止する。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十七条第六項及び第二十二条第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社の廃止）

第十八条 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十七条第六項及び第二十二条第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社（平成十九年金融庁告示第十九号）は、廃止する。

【算式①】

$$\text{所要自己資本額}(K) = 2.33 \times h^{0.5} \times \left( \left( \sum_i 0.5 \times w_i \times (M_i \times EAD_i^{\text{total}} - M_i^{\text{hedge}} \times B_i) - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind} \right)^2 + \sum_i 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{\text{total}} - M_i^{\text{hedge}} \times B_i)^2 \right)^{0.5}$$

【算式②】

$$CVA = (LGD_{MKT}) \times \sum_{i=1}^T \text{Max} \left( 0, \text{EXP} \left( - \frac{s_{i-1} \times t_{i-1}}{LGD_{MKT}} \right) - \text{EXP} \left( - \frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}} \right) \right) \times \left( \frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2} \right)$$

【算式③】

$$\text{Regulatory CS01}_i = 0.0001 \times t_i \times \text{EXP} \left( - \frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}} \right) \times \left( \frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} - EE_{i+1} \times D_{i+1}}{2} \right) \quad (i < T \text{ のとき})$$

$$\text{Regulatory CS01}_T = 0.0001 \times t_T \times \text{EXP} \left( - \frac{s_T \times t_T}{LGD_{MKT}} \right) \times \left( \frac{EE_{T-1} \times D_{T-1} + EE_T \times D_T}{2} \right) \quad (i = T \text{ のとき})$$

【算式④】

$$\text{Regulatory CS01} = 0.0001 \times \sum_{i=1}^T \left( t_i \times \text{EXP} \left( - \frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}} \right) - t_{i-1} \times \text{EXP} \left( - \frac{s_{i-1} \times t_{i-1}}{LGD_{MKT}} \right) \right) \times \left( \frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2} \right)$$

【雑注⑤】

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K^*_{CM}$$

$$K^*_{CM} = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM} & \text{if } DF' < K_{CCP} & \text{(i)} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' & \text{(ii)} \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} & \text{(iii)} \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM} / N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF' / K_{CCP})^{0.3}} ; 0.16\% \right\}$$

【雑記⑩】

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン} + 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

【雑記⑪】

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF^*_i} \cdot K^*_{CM}$$

【雑記⑫】

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K^*_{CM}$$

【雑記⑬】

$$\text{Min} \left\{ (2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE \right\}$$